

令和2年度 東京都教育委員会の権限
に属する事務の管理及び執行の状況の
点検及び評価（令和元年度分）報告書

東京都教育委員会

目 次

第 1	教育に関する事務の管理及び執行の状況の点検及び評価の実施について……	1
第 2	東京都教育委員会の権限に属する事務の管理及び執行の状況の点検及び評価 実施要綱について……………	1
第 3	東京都教育委員会の令和元年度の主な活動概要……………	2
第 4	東京都教育ビジョン（第 4 次）について……………	3
第 5	東京都教育ビジョン（第 4 次）に基づく令和元年度点検及び評価……………	10
第 6	点検・評価に関する有識者からの意見 ……………	212
<資料>	東京都教育委員会の権限に属する事務の管理及び執行の状況の点検 及び評価実施要綱 ……………	215

第1 教育に関する事務の管理及び執行の状況の点検及び評価の実施について

平成19年6月に公布された「地方教育行政の組織及び運営に関する法律」の一部改正において、新たに「教育に関する事務の管理及び執行の状況の点検及び評価等」が規定された。

この規定により、平成20年4月1日から、全ての教育委員会は、毎年、その権限に属する事務の管理及び執行の状況について点検及び評価を行い、その結果に関する報告書を作成し、議会に提出するとともに、公表することが義務付けられた。また、点検及び評価を行うに当たっては、教育に関し学識経験を有する者の知見の活用を図ることとされた。

この法律の規定に基づき、東京都教育委員会は、令和元年度の東京都教育委員会の権限に属する事務の管理及び執行の状況の点検及び評価を行い、報告書を作成し、東京都議会へ提出する。

第2 東京都教育委員会の権限に属する事務の管理及び執行の状況の点検及び評価実施要綱について（概要）

（平成20年6月12日 東京都教育長決定）

1 点検及び評価の目的

東京都教育委員会が自らの権限に属する事務の管理及び執行の状況の点検及び評価を実施するために必要な事項を定めることにより、効果的な教育行政の一層の推進を図るとともに、都民への説明責任を果たし、都民に信頼される教育行政を推進することを目的とする。

2 点検及び評価の対象

東京都教育委員会の権限に属する主要な事務事業とする。

3 点検及び評価の実施方法

- (1) 点検及び評価は、前年度の東京都教育委員会の権限に属する主要な事務事業の進捗状況を総括するとともに、課題や今後の取組の方向性を示すものとし、毎年1回実施する。
- (2) 点検及び評価を行うに当たっては、教育に関し学識経験を有する者の知見の活用を図るものとする。
- (3) 施策・事業の進捗状況等を取りまとめ、教育に関し学識経験を有する者の意見を聴取する機会を設けるものとする。
- (4) 委員会において点検及び評価を行った後、その結果を取りまとめた報告書を作成し、東京都議会へ提出する。また、報告書は公表するものとする。

第3 東京都教育委員会の令和元年度の主な活動概要

東京都教育委員会は、東京都知事が東京都議会の同意を得て任命した教育長と5人の委員により組織される合議制の執行機関である。教育長の任期は3年、委員の任期は4年である。

教育委員会の会議は原則として毎月第2及び第4木曜日に定例会を開催し、必要に応じて臨時会を行っている。令和元年度は、定例会20回及び臨時会3回を開催し、議案126件、報告事項57件について審議等を行った。議案決定までの審議の過程において、委員から出された様々な意見を内容に反映した。

教育委員会の会議以外の活動では、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第1条の4に基づき、東京都総合教育会議（2回）において、「Society5.0時代の学校教育」、「これからの特別支援教育の在り方」を議題に知事との協議を行った。

その他にも、区市町村教育委員及び都・区市町村立学校長等を対象とする教育施策連絡協議会や入学式、周年行事への出席等を行った（卒業式は新型コロナウイルス感染拡大防止対応のため出席せず。）。

また、教育委員が公立学校を訪問するとともに、教職員等との間で意見交換などを実施し、学校の状況や多様な取組等を把握する機会とした。これら意見交換などの内容は、教育委員会において、学校の貴重な意見等として取り扱った。

東京都教育委員会の活動は、学校の実態を踏まえて、当面する諸課題に適切かつ迅速に対応すること、そして、教育施策を都民にとって分かりやすいものにすることを基本的な考え方としている。今後も引き続き、積極的な活動を行い、総合的な教育施策に取り組んでいく。

第4 東京都教育ビジョン(第4次)について

1 「東京都教育ビジョン(第4次)」とは

「東京都教育ビジョン(第4次)」は、令和元年度から令和5年度までの5年間で、東京都教育委員会として取り組むべき基本的な方針と、その達成に向けた施策展開の方向性を示した「教育振興基計画」(教育基本法第17条第2項)として策定された。学校と家庭、地域・社会の英知を結集し、子供たちのために一体となって様々な取組や実践を展開するため、都内公立学校教職員をはじめとする全ての教育関係者の“羅針盤”として位置付けられている。

2 「東京都教育ビジョン(第4次)」策定に係る社会的背景

「東京都教育ビジョン」を策定するに当たり、子供たちが生きていくこれからの東京都の姿を分析することが重要である。その上で、将来の東京都を支え、社会の持続的な発展に貢献できる人材を育成するために、どのような教育が求められるのか、多面的・多角的に考えていかなければならない。「東京都教育ビジョン(第4次)」策定に係る主な社会的背景として、同ビジョンでは以下の五つを示している。

(1) 情報技術の急速な発展

現在の情報化した社会では、第4次産業革命、あるいは Society5.0 などと呼ばれるほど、コンピュータやインターネット、人工知能(AI)や Internet of Things(IoT)といったICTの発達により、時間や空間の制約を乗り越え、日々、様々なサービスが創出されている。日本では既にインターネットの利用者数が1億人を上回り、人口普及率も80%を超えている。情報技術の発達により、生活がより便利になるとともに、人々のコミュニケーションや経済活動のボーダレス化が加速度的に進み、社会の仕組み・在り方までも大きく変化する時代になった。情報化の進展は、人々の生活の利便性を向上させ、人間の労働を軽減する一方で、近い将来、現在ある多くの仕事はAIなどで代替されるのではないかと、との予測もある。

人間の労働を代替する側面と雇用を促進する側面の両面を兼ね備えるAIが普及する近未来の社会を見据え、今後必要とされる知識・技能の習得を通じた人材の育成が重要になってくる。

(2) 超高齢社会の到来

東京都の人口は、令和7(2025)年をピークに減少傾向となることが予測されている。これは、我が国全体の状況と比較すると若干遅いペースである。一方で、東京都では高齢化が加速し、65歳以上の割合が、令和7(2025)年には23.3%、令和12(2030)年には24.3%となり、約4人に1人が高齢者となる超高齢社会に突入するとともに、

出生数の減少などにより少子化も進んでいくことが予測されている。

子供たちが活躍する将来の社会は、社会保障費が急増するとともに、労働力が不足することが容易に想像できる。全ての子供たちが社会の形成者としての自覚をもち、自らのキャリアを力強く歩んでいく力を育むとともに、企業や学校等を退職した人材の活動の場を創設し、活力ある社会を築き上げていく必要がある。

(3) 国際化の進展

東京都に在住している外国人は増加傾向にある。東京都の総人口が20年前と比較して約15%増加している中で、外国人人口は20年前と比較して約70%も増加している。

東京都は、外国人人口が全国で最も多く、その割合も全国で最高率であり、我が国に住む外国人の約20%が東京都で暮らしている。

また、東京の観光PRや旅行者の受入環境整備等の取組、諸外国における経済成長などにより、東京都を訪れる外国人旅行者数は、増加傾向にある。

このことは、子供たちが、自分たちの学校や地域で外国人と接することが珍しくない環境になってきていることを示している。将来は、世界で様々な国の人々と共に働き、共に生活することが当たり前の時代になることが見込まれる。

子供たちには、外国人と良好な人間関係やコミュニケーションを築くために必要な力を育成していくことが不可欠である。

(4) 就業・就労状況の変化

東京都の労働力人口に占める34歳以下の割合が近年低下している。完全失業率は、緩やかな減少傾向にあるものの、東京都は全国より高い水準であり、長年高止まりの状況が続いている。若年者の完全失業率も全国より高い水準で推移しており、新規学卒者の3～4割が3年以内に離職するなど、就労の在り方も多様化している。

また、東京都における女性の就業者数と就業率は増加傾向にある。女性が職業に就くことへの意識も変化している。内閣府が実施した世論調査によると、「子供ができて、ずっと仕事を続ける方がよい」と回答する割合は年々増加し、平成28(2016)年には男女ともに50%を大きく超えた。

さらに、東京都の民間企業における障害者雇用数も年々増加し、平成29(2017)年には過去最高の約18万1千人となった。

子供たちには、自らのキャリアに見通しをもたせ、主体的に社会へ参画する意欲と態度を育成していく必要がある。

(5) 経済・産業の変化

世界各国の名目GDP(国内総生産)の総計は、1980年から2016年までの間に約6倍に増加した。国・地域別にみると、アジアの増加が顕著で、中でも中国は1980年

と比べて 30 倍以上に増加している。

日本の名目 GDP は、伸びに陰りが生じているものの、2016 年には世界の約 6.5% を占め、世界第 3 位にある。また、その首都である東京都の都内総生産額は、一つの国と言えるほどの経済規模を有している。

産業別に見ると、製造業はサービス業に次ぐ日本経済を支える大きな産業であり続けている。経済産業省、厚生労働省、文部科学省が 2017 年 5 月に発表した「2016 年版ものづくり白書」によると、日本の製造業の業績は 3 年連続で回復傾向にある。

しかしながら、民間シンクタンクの調査によると、2002 年時点で、日本の製造業は、高い競争力をもつ北米に次いで世界の 2 番手であったが、この 10 年で国際競争力の低下が見受けられる。低コストで生産ができる新興国が台頭したことや、デジタル化などにより複雑な製造工程を必要としないものづくりが増加したことなどが要因と、本調査では分析している。機械的な構造をもった製品（事務機械、自動車、工作機械など）は、製造工程が複雑なため、日本の競争力を維持できているが、これも楽観視できない状況である。複雑なものを現場の力でつくり上げるという強みをどう生かすかが鍵となる。

また、「2016 年版ものづくり白書」では、次のように指摘している。

「付加価値が『もの』そのものから、『サービス』『ソリューション』へと移るなか、単に『もの』をつくるだけでは生き残れない時代に入った。海外企業がビジネスモデルの変革にしのぎを削るなか、我が国企業の取組は十分とは言えない。」

次代を担う子供たちには、ものづくりのスキルと、新しいビジネスモデルを創造し、東京ひいては日本の経済を発展させることができる力を育成する必要がある。

3 「次代を担う東京の子供の姿」とその考え方

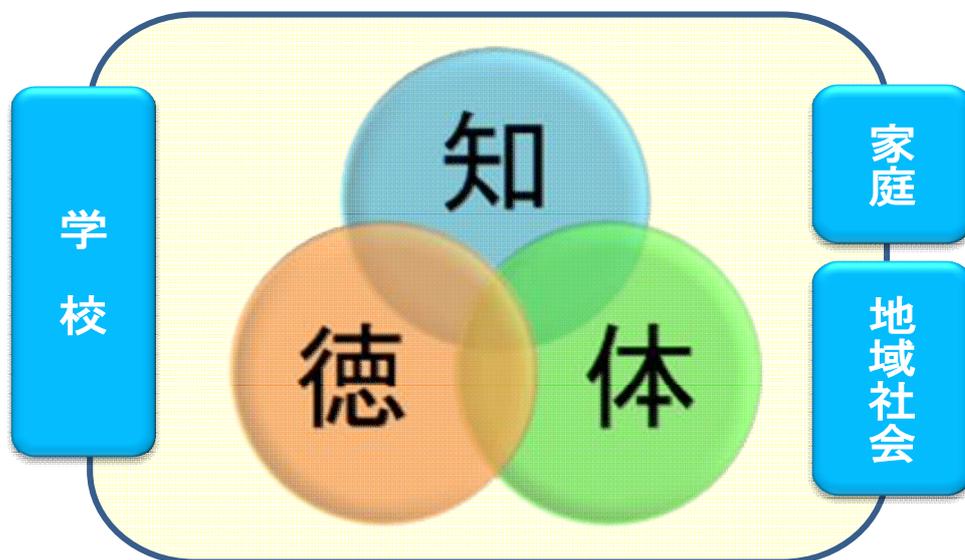
「東京都教育ビジョン（第4次）」では、「次代を担う東京の子供の姿」を以下に記載の考え方の下、次のように定める。

情報化や国際化など急速かつ激しく変化するこれからの社会を主体的・創造的に生き抜いていく子供

≪「次代を担う東京の子供の姿」に向けた主な考え方と「東京都教育ビジョン（第4次）」の概念図≫

- 情報化や国際化など、急速かつ激しく変化するこれからの社会を主体的・創造的に生き抜いていく子供を育てていかなければならない。そのため、全ての子供たちに基礎的・基本的な力を確実に育成することが重要。
- 社会を牽引する専門的な力を育む教育を通して、生涯にわたって自ら学び、自ら考え、主体的に判断・行動し、より良く問題を解決する資質や能力を育てていく必要がある。
- 自らを律しつつ、他人とともに協調し、他人を思いやる心や感動する心などの豊かな人間性、たくましく生きるための健康や体力など、子供の「知」「徳」「体」をバランス良く育むことで、生涯にわたり学び続け、社会の持続的な発展に貢献する力を培っていくことが不可欠。
- 学校だけで多様な価値観に対応し、子供一人一人の個性や能力を伸ばすことが難しい時代にあって、今まで以上に学校と家庭、地域・社会が相互に連携・協力して、子供を育てていかなければならない。
- 学校と家庭、地域・社会とが共に力を合わせ、日本の未来を担う人材を育成してくとともに、誰もが生涯を通じ、あらゆる場で学び、支え合うことができる社会の実現を図っていく。

東京都教育ビジョン（第4次）の概念図



東京都教育ビジョン(第4次)の体系

基本的な方針

今後5か年の施策展開の方向性

子供の「知」「徳」「体」を育み、社会の持続的な発展に

1 全ての児童・生徒に確かな学力を育む教育

2 社会の持続的な発展を牽引する力を伸ばす教育

3 グローバルに活躍する人材を育成する教育

4 夢と志をもち、可能性に挑戦しようとする力を育む教育

5 豊かな心を育て、生命や人権を尊重する態度を育む教育

① きめ細かい指導を行い、基礎的・基本的な知識・技能の確実な定着を図ります

② 「主体的・対話的で深い学び」の実現に向けた授業改善を推進します

③ 我が国の産業を支える専門的な力を伸ばす職業教育を推進します

④ 科学的に探究する力を伸ばす理数教育を推進します

⑤ 高度に情報化した社会で活躍できる力を伸ばす教育を推進します

⑥ 生きた英語が身に付き、コミュニケーション能力を伸ばす教育を推進します

⑦ 我が国や郷土の伝統・文化への理解を深める教育を推進します

⑧ 文化の多様性を尊重し、国際社会の発展に寄与する態度を育てる教育を推進します

⑨ 自分の未来を切り拓く力を育むキャリア教育を充実します

⑩ 障害のある児童・生徒の能力を最大限に伸ばし、自立と社会参加・貢献を実現するための教育を充実します

⑪ 社会的な自立を支援する学びのセーフティネットを構築します

⑫ 人権尊重の理念を定着させ、あらゆる偏見や差別をなくす教育を充実します

⑬ 生命を大切にする心や他人を思いやる心、規範意識等を育む教育を充実します

⑭ いじめ防止等の対策や自殺対策に資する教育を推進します

基本的な方針

今後5か年の施策展開の方向性

貢献する力を培う

6 健やかな体を育て、健康で安全に生活する力を育む教育

⑮ 生涯を通じて、たくましく生きるために必要な体力を育む教育を推進します

⑯ 健康で充実した生活を送るための力を育む教育を推進します

⑰ 危険を予測し回避する能力や、社会の安全に貢献できる資質・能力を育む教育を推進します

7 オリンピック・パラリンピックの精神を学び、育む教育

⑱ 東京2020大会、さらにその先の社会で活躍するために必要な力を身に付ける教育を推進します

8 生徒の多様なニーズと時代の要請に応える「都立高校改革」

⑲ 次代を担う社会的に自立した人間を育成します

⑳ 生徒一人一人の能力を最大限に伸ばす学校づくりを推進します

㉑ 質の高い教育を支えるための環境整備を進めます

9 これからの教育を担う優れた教員の育成

㉒ 優れた教員志望者を養成・確保します

㉓ 教員一人一人のキャリアに応じた資質・能力の向上を図ります

㉔ 教育者としての高い見識をもち、広い視野で学校経営ができる管理職を育成します

10 教員の負担を軽減し、教育の質を向上させる「働き方改革」

㉕ 教員が誇りとやりがいをもって職務に従事できる学校運営体制を整備します

㉖ 多角的に学校を支援する新たな体制を構築します

11 質の高い教育を支える環境の整備

㉗ 教員一人一人の健康保持の実現を図ります

㉘ 質の高い学校教育を支える施設・設備等を整備します

12 家庭、地域・社会と学校とが連携・協働する教育活動

㉙ 学校と家庭、地域・社会が一体となり、子供を見守り、育てる教育活動を推進します

㉚ 地域・社会の教育資源を活用し、子供を支え伸ばす教育活動を推進します

学校、家庭、地域・社会が相互に連携・協力して子供を育てる

【参考】

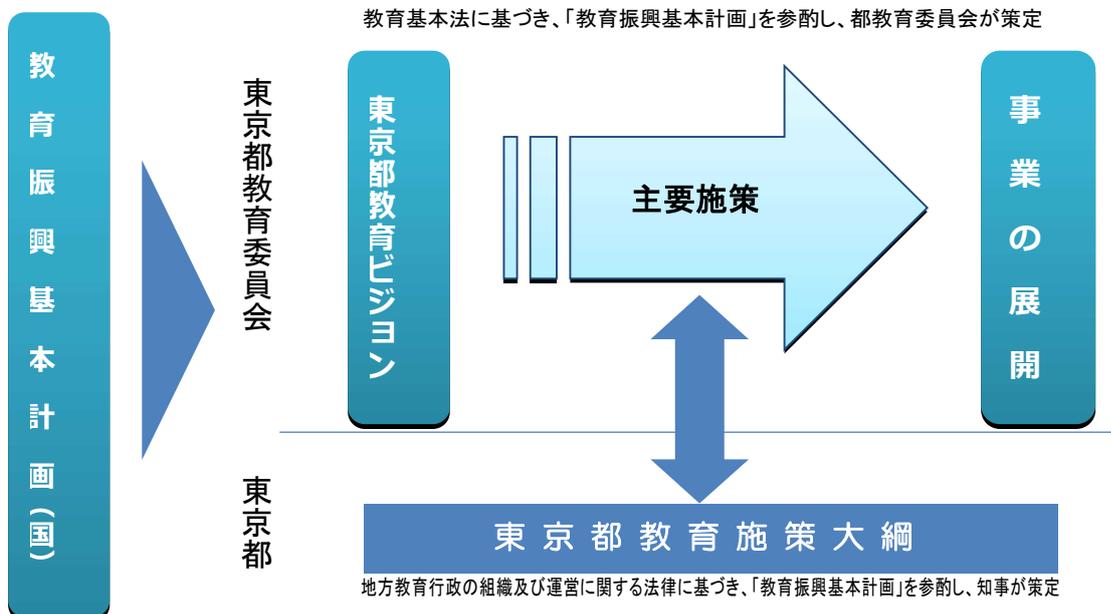
「東京都教育ビジョン（第4次）」と「東京都教育施策大綱」との関連性

「東京都教育施策大綱」は、東京都のこれからの教育の基本的な方向性を示すものとして、「地方教育行政の組織及び運営に関する法律」に基づき、知事が策定しました。

大綱では、東京の将来像とそれに伴う目指すべき子供たちの姿を掲げ、その実現に向けて特に優先的に取り組むべき以下の8事項を提示しました。

- I 全ての子供が学び成長し続けられる教育の実現
- II 新しい価値を創造する力を育む教育の推進
- III 世界で活躍できる人材の育成
- IV 社会的自立に必要な力を育む教育の推進
- V 悩みや課題を抱える子供に対するサポートの充実
- VI 障害のある子供たちの多様なニーズに応える教育の実現
- VII オリンピック・パラリンピック教育の推進
- VIII 子供たちの学びを支える教師力・学校力の強化

「東京都教育ビジョン（第4次）」と「東京都教育施策大綱」は、東京都が目指すこれからの教育の基本的な方向性を共有し、より実行力のある施策を展開していきます。



第5 東京都教育ビジョン(第4次)に基づく令和元年度点検及び評価

柱	基本的な方針	今後5か年の施策展開の方向性	ページ
子供の「知」「徳」「体」を育み、社会の持続的な発展に貢献する力を培う。	1 全ての児童・生徒に確かな学力を育む教育	1 きめ細かい指導を行い、基礎的・基本的な知識・技能の確実な定着を図ります。	11
		2 「主体的・対話的で深い学び」の実現に向けた授業改善を推進します。	26
	2 社会の持続的な発展を牽引する力を伸ばす教育	3 我が国の産業を支える専門的な力を伸ばす職業教育を推進します。	34
		4 科学的に探究する力を伸ばす理数教育を推進します。	37
		5 高度に情報化した社会で活躍できる力を伸ばす教育を推進します。	48
	3 グローバルに活躍する人材を育成する教育	6 生きた英語が身に付き、コミュニケーション能力を伸ばす教育を推進します。	53
		7 我が国や郷土の伝統・文化への理解を深める教育を推進します。	62
		8 文化の多様性を尊重し、国際社会の発展に寄与する態度を育てる教育を推進します。	68
	4 夢と志をもち、可能性に挑戦しようとする力を育む教育	9 自分の未来を切り拓く力を育むキャリア教育を充実します。	73
		10 障害のある児童・生徒の能力を最大限に伸ばし、自立と社会参加・貢献を実現するための教育を充実します。	81
		11 社会的な自立を支援する学びのセーフティネットを構築します。	89
	5 豊かな心を育て、生命や人権を尊重する態度を育む教育	12 人権尊重の理念を定着させ、あらゆる偏見や差別をなくす教育を充実します。	104
		13 生命を大切にすることや他人を思いやる心、規範意識等を育む教育を充実します。	110
		14 いじめ防止等の対策や自殺対策に資する教育を推進します。	116
	6 健やかな体を育て、健康で安全に生活する力を育む教育	15 生涯を通じて、たくましく生きるために必要な体力を育む教育を推進します。	130
		16 健康で充実した生活を送るための力を育む教育を推進します。	135
		17 危険を予測し回避する能力や、社会の安全に貢献できる資質・能力を育む教育を推進します。	139
	7 オリンピック・パラリンピックの精神を学び、育む教育	18 東京2020大会、さらにその先の社会で活躍するために必要な力を身に付ける教育を推進します。	145
学校、家庭、地域・社会が相互に連携・協力して子供を育てる。	8 生徒の多様なニーズと時代の要請に応える「都立高校改革」	19 次代を担う社会的に自立した人間を育成します。	151
		20 生徒一人一人の能力を最大限に伸ばす学校づくりを推進します。	156
		21 質の高い教育を支えるための環境整備を進めます。	159
	9 これからの教育を担う優れた教員の育成	22 優れた教員志望者を養成・確保します。	163
		23 教員一人一人のキャリアに応じた資質・能力の向上を図ります。	169
		24 教育者としての高い見識をもち、広い視野で学校経営ができる管理職を育成します。	180
	10 教員の負担を軽減し、教育の質を向上する「働き方改革」	25 教員が誇りとやりがいをもって職務に従事できる学校運営体制を整備します。	185
		26 多角的に学校を支援する新たな体制を構築します。	189
	11 質の高い教育を支える環境の整備	27 教員一人一人の健康保持の実現を図ります。	190
		28 質の高い学校教育を支える施設・設備等を整備します。	192
12 家庭・地域・社会と学校とが連携・協働する教育活動	29 学校と家庭・地域・社会が一体となり、子供を見守り、育てる教育活動を推進します。	203	
	30 地域・社会の教育資源を活用し、子供を支え伸ばす教育活動を推進します。	209	

<東京都教育ビジョン（第4次）>

基本的な方針	1	全ての児童・生徒に確かな学力を育む教育
施策展開の方向性	1	きめ細かい指導を行い、基礎的・基本的な知識・技能の確実な定着を図ります。
予算額：27,638,259千円 決算額：26,457,937千円		従事職員数 33人（指導主事 24人）

1 小・中学校における基礎学力の定着（指導部）

- (1) 児童・生徒の学力向上を図るための調査
- (2) 「東京都学力向上施策検討委員会」の設置
- (3) 都及び国の学力調査結果を生かした「授業改善推進プラン」を活用した事業改善の推進
- (4) 学校訪問の実施
- (5) 授業改善や学習指導に関わる先進情報の提供
- (6) 算数・数学における習熟度別指導、英語における少人数・習熟度別指導の推進
- (7) 「東京ベーシック・ドリル」及び同ソフトの改訂（活用）
- (8) 学力格差解消に向けた取組

<取組状況>

令和元年7月4日に学力調査を実施し、習得目標値(教科書の例題レベル)と到達目標値(教科書の練習問題レベル)を設定して調査結果の分析を行った。また、調査問題の説明DVDを全公立小・中学校に配布するとともに、調査結果の説明会を区市町村教育委員会及び区市町村で教科指導の中核を担う教員を対象に実施した。さらに、調査結果及び分析結果に基づいた報告書を全公立小・中学校及び区市町村教育委員会等に配布した。

【実施児童・生徒数及び学校数】

小5児童：1,281校 94,081名(実施率約97%) 中2生徒：623校 68,160名(実施率約94%)

<成果>

- ・習得目標値(教科書の例題レベル)未満の児童・生徒の割合
 小学校国語(1.7%)・社会(21.2%)・算数(9.1%)・理科(6.7%)
 中学校国語(11.1%)・社会(9.1%)・数学(28.5%)・理科(12.4%)・英語(9.5%)
- ・到達目標値(教科書の練習問題レベル)達成の児童・生徒の割合
 小学校国語(39.2%)・社会(40.6%)・算数(9.6%)・理科(26.4%)
 中学校国語(35.6%)・社会(17.2%)・数学(12.9%)・理科(6.5%)・英語(22.4%)
- ・調査結果説明会：537名参加

<課題>

- ・成果目標を達成した教科は、習得目標値では、小学校国語、到達目標値では、小学校社会であった。
- ・習得目標値の問題の平均正答率は次のとおりであり、定着が十分とは言えない状況である。今後、この習得目標の問題の平均正答率を80%以上にしていくことが求められる。
 小学校国語(78.6%)・社会(65.5%)・算数(63.0%)・理科(72.5%)

中学校国語(76.0%)・社会(58.5%)・数学(58.8%)・理科(55.6%)・英語(61.0%)

＜今後の取組の方向性＞

- ・都学力調査の結果について、様々な観点から分析を行い、各地域、学校における学力向上を図る取組を支援していく。
- ・効果的な習熟度別指導を一層推進する。
- ・「東京ベーシック・ドリル」ソフト等の活用を促進し、知識及び技能の確実な定着を図っていく。

2 就学前教育と小学校教育とのより一層の円滑な接続を図るための取組の推進（指導部）

＜取組状況＞

(1) 小学校との連続性を踏まえた就学前教育の一層の充実

「就学前教育カンファレンス」を開催し、港区における幼保小の連携交流と、研究開発委員会指導資料を活用した幼保小接続の進め方についての実践報告及び幼児教育調査官による講演を通して、就学前教育と小学校教育との円滑な接続及び就学前教育の重要性や、「幼児期の終わりまでに育ってほしい姿」等について、更なる理解促進を図った。また、実践報告と講演終了後にグループ協議の時間を設定し、意見交換を行うことで、「円滑な接続」についての理解促進を図った。

(2) 就学前教育と小学校教育の一層の円滑な接続

「幼小の一層の円滑な接続を図るための教育課程の研究・開発委員会」からの報告を受け、モデル地区に指定した荒川区において、「荒川区就学前教育と小学校教育との一層の円滑な接続を図るための教育課程の研究・開発委員会」を設置し、5歳児から小学校低学年をひとまとまりとした教育課程の研究・開発、児童・幼児の資質・能力に関する調査、保育者及び教員対象の研修等を行った。

＜成果＞

「令和元年度 教育課程の編成・実施状況調査」で公立幼稚園及び公立小学校から「『就学前教育カリキュラム改訂版』を活用している」と回答する割合 公立幼稚園：97.6% 公立小学校：33.8%

「就学前教育カンファレンス」におけるアンケート調査

- ・実践報告を聞き、就学前教育と小学校教育とのより一層の円滑な接続を図るための具体的な取組について理解が深まったと回答した割合：95%
- ・グループ協議により、就学前教育と小学校教育とのより一層の円滑な接続を図るための具体的な取組について理解が深まったと回答した割合：93%
- ・講演を聞き、就学前教育と小学校教育とのより一層の円滑な接続を図るための具体的な取組について理解が深まったと回答した割合：90%

＜課題＞

就学前教育と小学校教育とのより一層の円滑な接続を図るための取組の促進

＜今後の取組の方向性＞

- ・小学校との連続性を踏まえた就学前教育の一層の充実について、保育・教育関係者に広く啓発するとともに、都教育委員会が作成した「就学前教育カリキュラム改訂版」及び「就学前教育カリキュラム改訂版ハンドブック【新幼稚園教育要領等対応】」等の指導資料の活用を促進する。

基本的な方針 1 全ての児童・生徒に確かな学力を育む教育

- ・就学前教育と小学校教育の一層の円滑な接続について、知識及び技能（認知的な能力）の育成に関する取組を行う研究開発地区に加えて、学びに向かう力（非認知的な能力）の育成に関する取組を行う研究指定地区と、教育と福祉の連携による幼児の資質・能力の育成に関する取組を行う研究協力地区を指定し、就学前教育と小学校教育の一層の充実を図っていく。

3 高等学校における学力の確実な定着（指導部）

(1) 「都立高校学カスタンダード」活用事業の推進

<取組状況>

ア 「各高等学校における独自の学カスタンダード」の作成

進学指導重点校、中高一貫教育校及び夜間定時制高校以外の全ての都立高校において、「基礎」・「応用」・「発展」の3段階の「都立高校学カスタンダード」に基づき、対象科目の内容・項目ごとに学校独自の学カスタンダードを作成した。

【対象科目】普通科目6教科19科目、専門科目3教科3科目

国語総合・現代文B・数学Ⅰ・数学Ⅱ・コミュニケーション英語Ⅰ・コミュニケーション英語Ⅱ・世界史A・世界史B・日本史A・日本史B・地理A・地理B・現代社会・倫理・政治・経済・物理基礎・化学基礎・生物基礎・地学基礎・農業と環境・工業技術基礎・ビジネス基礎

イ 学カスタンダードに基づく学習指導の実施

- (ア) 学カスタンダード推進委員会、教科会などからなる組織的な学習指導体制の確立
- (イ) 学カスタンダードに基づく各教科の指導計画及び報告書の作成
- (ウ) 指導と評価のPDCAサイクルによる授業改善の実施
- (エ) 各学校において作成した自校の学カスタンダードのホームページへの掲載

ウ 学カスタンダード推進協議会の開催

事業趣旨説明及び組織的な学習指導体制を整えている学校による実践事例の発表及び協議

エ 学力向上データバンクの構築

各教科で組織的な指導を効果的に実施していくことを支援するため、各校が作成した学力調査問題を共通で利用することができるデータバンクに保存・登録

【対象科目】

国語総合・現代文B・数学Ⅰ・数学Ⅱ・コミュニケーション英語Ⅰ・コミュニケーション英語Ⅱ

各校独自の学力調査結果の分析による、学力定着状況の把握、繰り返し指導の実施及び学習指導方法の改善

<成果>

平成30年度学カスタンダードに関するアンケート結果より、学カスタンダード対象科目における定期考査問題の共通化について、全ての科目で、完全又は一部で共通化して実施している割合は89.2%（平成29年度は88.7%）であり、全ての科目又は一部の科目で、全く共通化していない割合は10.8%（平成29年度は11.3%）である。前年度に比べ、全ての科目又は一部の科目で、全く共通化していない割合が0.5ポイント減少し、定期考査の共通化が図られつつある。

＜課題＞

考查問題の統一や各科目の指導内容・方法の共有化、授業進度の統一化が教科によってはいまだになされておらず、組織的な校内体制が整っていない学校が一部見られる。

＜今後の取組の方向性＞

令和4年度からの新学習指導要領実施に向けて、今後の学力スタンダードの方向性（カリキュラム・マネジメントとの統合）について検討を行っていく。

(2) 「学びの基盤」プロジェクトによる教育プログラムの開発

＜取組状況＞

AI時代を見据え、社会人としてよりよく生きていくことができるための「読解力」及び「自ら学ぶ力」が向上する教育プログラムを3か年かけて開発する。

- ・読解力の基礎となる力に関する実態把握を行い、授業における読解力向上の指導方法を検討
- ・生徒の自ら学ぶ力に関する実態把握を行い、自ら学ぶための環境づくり及び学ぶ意味や意義を理解する指導方法を検討
- ・生徒一人一人のつまずきや分かり方に関する実態把握を行い、認知の特性に応じた支援方法を検討

＜成果＞

- ・「読解力」、「自ら学ぶ力」「認知特性」に関する実態調査で明らかになった課題を分析し、指導の必要性に基づき、「学びの基盤」プロジェクト1年次として教育プログラムを開発した。

＜課題＞

- ・1年次に開発したプログラムを活用した検証授業を研究協力校において実施し、教育プログラムの検証を行う。
- ・読解力、自ら学ぶ力、認知特性がそれぞれ取り組んだ1年次教育プログラムを統合させる。
- ・「学びの基盤」プロジェクト研究協力校の校内体制を構築する。

＜今後の取組の方向性＞

- ・2年次調査を実施して実態を把握するとともに、1年次教育プログラムの検証授業を通して明らかになった課題を踏まえ教育プログラムの内容の充実を図る。
- ・読解力、自ら学ぶ力、認知特性がそれぞれ取り組んだ1年次教育プログラムを統合させた教育プログラムを開発する。
- ・「学びの基盤」プロジェクト事務局の担当者が各研究協力校の校内研修等に定期的に参加し、校内の研究・研修体制の構築について支援していく。

(3) 「校内寺子屋」の推進

＜取組状況＞

義務教育段階の基礎学力の定着状況が十分ではない生徒に対して放課後等に外部人材を活用した学習支援を行う学力向上研究校（校内寺子屋）を30校2年間指定した。

- ・国語、数学、英語において高校1年生20名程度の生徒を対象
- ・各教科週2回程度、放課後に2時間程度
- ・元教員や非常勤講師、大学生などの外部人材を活用し個別学習を実施

<成果>

対象となる生徒の意欲向上に関するアンケートにおいて、「学習意欲が上がった」、「分からない問題が分かるようになった」、「基礎学力が向上した」という設問に対し、60%以上の生徒が「当てはまる」又は「ほぼ当てはまる」と回答しており、生徒の学びに対する意欲の向上につながったと考えられる。

<課題>

地域によっては外部講師の確保が難しい学校があり、近隣の中学校や学習塾等との連携が必要である。

<今後の取組の方向性>

令和2年度より、30校を指定校として基礎学力の向上や中途退学の防止により一層取り組む。

(4) ゆめナビプロジェクト

<取組状況>

ア 学習することの意味付け

キャリア教育の充実

(ア) 社会的・職業的自立支援プログラム（地域教育支援部事業）などを活用し、キャリア教育の充実を図る。

(イ) インターンシップの充実を図る。

イ 高校で身に付けるべき学力の定着

教科指導の充実

(ア) 学力不振による中退者数の把握

(イ) 教科会の実施

(ウ) 東京リ・スタディを作成し全校に配布

ウ 生徒が意欲的に学ぶことを支援

個に応じた指導の体制確立

(ア) ケース会議の実施

(イ) オンライン個別学習の活用

永山高校、若葉総合高校、東久留米総合高校で実施

<成果>（令和元年度は12月末時点）

ア 学習することの意味付け

(ア) 社会的・職業的自立支援プログラムへの参加生徒数の増加（平成29年度：9,202名、平成30年度：17,722名、令和元年度：17,299名）

(イ) インターンシップを実施（平成29年度：8校、平成30年度：10校、令和元年度：10校）

イ 高校で身に付けるべき学力の定着

学力不振による中退者数の減少（平成29年度：105名、平成30年度：67名、令和元年度：48名）

ウ 生徒が意欲的に学ぶことを支援

(ア) ケース会議の実施回数の増加（平成29年度：年間3.8回、平成30年度：年間平均4.3回、令和元年度：4.5回）

(イ) 個人カルテ作成率の増加（平成29年度：56%、平成30年度：67%、令和元年度：77%）

<課題>

令和元年度で事業終了

<今後の取組の方向性>

令和元年度で事業終了

(5) 高等学校における生徒の進学希望の実現に向けた取組の推進（指導部・都立学校教育部）

<取組状況>

難関国立大学等を目指す生徒の進学希望をかなえるため、進学指導重点校等を 27 校指定するとともに、これに中高一貫教育校 10 校を加えた 37 校を対象とし、進学対策の充実を図るために以下の支援を行った。

ア 進学指導研究協議会

(ア) 全体会（年 1 回）

進学指導體制の改善等を図るため、副校長及び進路指導主任を対象に、前年度の大学合格状況等に関する成果と課題について共有した。

(イ) 学校経営懇談会（全 4 部会）

進学指導重点校、進学指導特別推進校、進学指導推進校及び中高一貫教育校の 4 部会における固有の課題の解決を図るため、部会別の校長対象の懇談会を実施した。

(ウ) 指名制による授業研究（6 月から 1 月まで）

37 校の教員の指導力向上及び授業改善を図るため、指導教諭等による優れた授業を見学し授業研究を行った。

イ 外部機関による作問対策講座に係る事業

大学入学共通テスト等に対応する、思考力、判断力、表現力を問う考查問題を作成できるリーダー的な教員を育成するとともに、校内での組織的な授業改善を図るため、進学指導重点校等（37 校）の教科主任等を対象とした大学入試問題に向けた作問対策講座（2 回）を実施した。

ウ 若手教員育成システム「進学指導研修」の実施

進学指導に関する中核教員を育成するため、進学指導重点校に進学指導研究生を 10 名配置した。

エ 巡回指導員による指導・助言の実施

進学対策特任教授（一般職非常勤職員 4 名）と指導主事等がチームとなって 37 校を年間 2 回、訪問し、管理職、進路指導主任、各教科主任に対して指導・助言を行った。

オ 外部人材による自主学習支援

生徒の学習時間の確保及び進学への意欲を喚起するため、外部人材を活用した支援を行った。

カ 難関大学進学への「志」育成事業

最先端の研究及び難関国立大学進学への意欲を喚起するため、京都大学高校生フォーラム、コスモス国際賞受賞記念講演会、都医学研フォーラム、東京工業大学高校生のための先端科学・技術フォーラム及び首都大学東京都立高校生のための先端研究フォーラムを実施した。

キ 進学指導に関わる諸調査

37 校の大学合格状況調査等を実施し、各校の傾向を分析、巡回指導訪問等において指導・助言を行った。

<成果>

基本的な方針 1 全ての児童・生徒に確かな学力を育む教育

難関国立大学及び医学部医学科の現役合格者は、前年度より 17 名増加した。特に、進学指導重点校の医学部医学科の現役合格者は 30 名増加した。

また、国公立大学（四年制）の現役合格者は、前年度より 31 名増加した。

<課題>

中高一貫教育校における難関国立大学及び医学部医学科の合格者が、前年度より 10 名減少したことから、不合格となった学力層への進学指導の充実を図る必要がある。

また、令和 3 年度から導入される大学入学共通テスト等に対応した進路指導の充実を更に図る必要がある。

<今後の取組の方向性>

難関国立大学及び医学部医学科への現役合格者は増加しており、学校は生徒の高い志望に応える指導をしている。

この現状を踏まえ、進学指導重点校での進学指導及び授業等における優れた取組を 37 校全体で共有し、各校における難関国立大学への進学指導体制の充実を図る。

【具体的な取組例】

- ・進学指導研究協議会におけるグループ編成の改善
- ・大学入試改革に向けた進学指導体制構築のための支援による、記述問題や教科横断的な問題に対応できる力を身に付けさせるための取組体制の構築

4 高等学校通信制課程におけるサポート体制の充実（都立学校教育部・地域教育支援部）

(1) 高等学校通信制課程におけるサポート体制の充実（都立学校教育部）

<取組状況>

平成 31 年 2 月策定の都立高校改革推進計画 新実施計画（第二次）に基づき、通信制課程の高校において、多様な学習ニーズに対応するため、ICT を活用し、時間や場所の制約を超えて学習や相談ができるようにするとともに、基礎・基本の学習コンテンツ等の活用を促進する。また、学習の進捗状況を生徒や保護者のスマートフォン等から確認できるようにすることで、自学自習を支援し、学習意欲の向上を図るなど、通信制課程における学習環境の改善・充実を図っていくと定めており、令和元年度はシステムの検討・構築を行った。

<成果>

通信制 3 校で実施していくよう、学校や庁内関係部署を通して、作成した仕様書に基づき、令和元年度は、システムの設計構築を行った。実効性が高くきめ細やかなシステム構築を行うため。総合評価方式により契約締結を行い、校務支援システム及び学習管理システムの基幹を完成させた。

<課題>

学校での試行は、令和 2 年度からであるため、校務支援システムについては、試行を行いながら、細かい部分を改善していく必要がある。

また、学習支援システムについては、新しい取組になることから、単位認定、対象や手法等、導入に向けた検討を進めていく必要がある。

＜今後の取組の方向性＞

校務システムについては、令和3年度には利用できるように進めていく。

学習支援システムについては、ICT活用を実施していくための検討を学校・庁内所管部署と合わせて進めていく。

(2) 学びのセーフティネット事業（NPO等と連携した居場所づくり）（地域教育支援部）

＜取組状況＞

通信制高等学校に在籍する生徒に対するアウトリーチを実施し、学校生活に不安のある生徒等に対する支援を行っている。

また、都内3か所で日常の生活の中でよりどころとなる居場所（支援場所）を提供するとともに、その場において、生徒同士の交流の機会の提供、進路相談・生活相談の実施、学習支援、就労に向けた支援等をNPO等の外部機関と連携するなど、個々の生徒等に応じたきめ細かい対応を行っている。

なお、通信制以外の都立高等学校においては、不登校や中途退学などにより、支援を必要としている生徒等にも対応している。

＜成果＞

- ・中途退学した生徒や学校生活に不安を抱えている生徒に対して、自立支援チームが働き掛けることにより、NPO等の外部機関につなげることができた。
- ・NPO等の外部機関が通信制課程のスクーリング時にアウトリーチを実施したことにより、支援者と生徒との良好な関係を築くことができ、その後の支援を円滑に行うことができた。

事 項	令和元年度末
学びのセーフティネット事業におけるNPO等の支援を受けている参加者数	195人

＜課題＞

- ・通信制高等学校でスクーリングに出席しない生徒をNPO等の外部機関の支援につなげていくことが難しい。
- ・居場所（支援場所）に参加する生徒等が社会的に自立をしていけるようになるまでには時間がかかるため、継続的な支援を実施していく必要がある。

＜今後の取組の方向性＞

- ・学校生活に不安を抱えている生徒に対し、よりきめ細かな支援ができるよう、自立支援チームと緊密に連携していく。
- ・参加者にアンケート等を実施するなどして、成果や課題等について様々な視点から検証し、支援の充実を図っていく。

5 特別支援学校における「準ずる教育課程」の教育内容・方法の充実（指導部）

＜取組状況＞

(1) 都立特別支援学校版「授業改善推進プラン」の策定と周知

「授業改善推進プラン」の様式例を作成し、研究指定校である都立特別支援学校3校での施行を経て、都立特別支援学校教育課程編成・実施・管理説明会にて、対象27校に令和2年度からの作成を周知した。

(2) 特別支援学校の教員の指導技術や授業力の向上

準ずる教育課程を編成する都立特別支援学校3校をモデル校として指定するとともに、所在の3地域の教育委員会に依頼し、都立特別支援学校と地域の小・中学校及び高等学校が連携して授業改善・授業研究を行う「授業研究連携校」のモデル実施を行った。

本年度の成果を受け、都立学校及び区市町村教育委員会に対し、都立特別支援学校との「授業研究連携校」の取組実施協力を呼び掛けた。

<成果>

都立特別支援学校の準ずる教育課程における教科指導力の向上への意識が高まった。

<課題>

「授業改善推進プラン」の活用状況及び「授業研究連携校」の指定による成果検証が必要である。

<今後の取組の方向性>

各学校での取組状況を把握し、更なる授業力向上に向けた各学校の取組を推進する。

6 小学校、中学校及び高等学校等における特別支援教育の充実(都立学校教育部・指導部)

(1) 小学校、中学校及び高等学校等における発達障害のある児童・生徒への支援(都立学校教育部)

<取組状況>

ア 小学校における特別支援教室の円滑な運営に向けた支援

平成28年度から順次特別支援教室を導入し、平成30年度に全公立小学校において特別支援教室を設置した。また、区市町村への支援として、特別支援教室専門員の配置及び臨床発達心理士等の巡回を行った。

イ 中学校における特別支援教室の円滑な導入及び運営に向けた支援

平成30年度から特別支援教室の導入を開始するとともに、特別支援教室の導入に向けた区市町村への支援として、教室環境整備費等の補助事業、特別支援教室専門員の配置及び臨床発達心理士等の巡回を実施した。

ウ 特別支援教室の適正な運営に対する指導・助言

区市町村教育委員会及び学校現場に対してヒアリング及び実態調査を実施し、特別支援教室の運営状況を継続的に把握し、都のガイドラインにのっとった適正な運営の徹底に向けた指導・助言を行った。

エ 都立高等学校等における発達障害のある生徒への支援

(ア) 平成29年度から、中学校において通級指導学級での指導・支援を受けていた生徒等が高校でも引き続き特別な指導・支援を必要とする場合、学校外において、放課後や土曜日などにソーシャルスキルの学習等、教育課程外での特別な指導・支援を受けられる講座を実施している。

基本的な方針 1 全ての児童・生徒に確かな学力を育む教育

- (イ) 都立高校における発達障害のある生徒の通級指導の仕組み等を検討するため、平成30年度から、パイロット校である都立秋留台高等学校において、通級による指導を開始した。

<成果>

- ア 小学校における特別支援教室の円滑な運営に向けた支援
- ・特別支援教室の設置：全校
 - ・特別支援教室専門員配置：1,250名（平成31年4月1日）
- イ 中学校における特別支援教室の円滑な導入及び運営に向けた支援
- ・特別支援教室の設置：350校
 - ・特別支援教室専門員配置：322名（平成31年4月1日）
- ウ 特別支援教室の適正な運営に対する指導・助言
- 全区市町村教育委員会（島しょ地区を除く。）に対してヒアリングを実施
- エ 都立高等学校等における発達障害のある生徒への支援
- (ア) 通年長期講座：6月から2月まで毎週土曜日、計30回実施。受講生徒数57人
通年短期講座：通年期間を三期に分け、各期10回実施。受講生徒数88人
短期集中講座：夏季休業期間中の平日及び土曜日、計10回実施。受講生徒数56人
- (イ) 都立秋留台高等学校1校において通級による指導を実施

<課題>

- ア・イ・ウ 公立小・中学校における特別支援教室の運営及び設置
- 既存の特別支援教室の円滑な運営と指導・支援の充実及び中学校の特別支援教室の着実な設置に向けて、引き続き、区市町村に対する支援が求められる。
- エ 都立高等学校における指導・支援
- 都立高等学校における発達障害のある生徒の在籍状況を踏まえ、「教育課程外での特別な指導・支援」及び「通級による指導」それぞれに対する生徒のニーズ把握等により、適切な支援体制を構築していく必要がある。

<今後の取組の方向性>

- ア 公立小学校における特別支援教室の適切な運営
- 特別支援教室の円滑な運営と指導・支援の充実に向けた区市町村への支援として、引き続き、特別支援教室専門員の配置と臨床発達心理士等の巡回を行っていく。
- イ 公立中学校における特別支援教室の設置促進
- 平成29年度に作成したガイドラインを踏まえ、令和3年度の全校導入完了に向けて区市町村における特別支援教室の導入を支援する。具体的には、教室環境整備費等の補助事業を実施するとともに、特別支援教室の円滑な運営と指導・支援の充実に向けて、導入校に特別支援教室専門員の配置と臨床発達心理士等の巡回を行っていく。
- ウ 特別支援教室の適正な運営に対する指導・助言
- 区市町村教育委員会に対するヒアリング等を通じて、引き続き、都のガイドラインにのっとり適正な運営の徹底に向けた指導・助言を行っていく。
- エ 都立高等学校等における教育課程外での特別な指導・支援及び通級による指導の実施
- (ア) 令和2年度についても、引き続き、教育課程外での特別な指導・支援を実施していくとともに、

基本的な方針 1 全ての児童・生徒に確かな学力を育む教育

応募状況等を踏まえ適切な実施規模及び実施形態を検討していく。

(イ) パイロット校での指導の実践を踏まえ、今後の通級指導の仕組み等について検討していく。

(2) インクルーシブ教育システムの調査・研究の実施（都立学校教育部・指導部）

<取組状況>

インクルーシブ教育システムについて、海外事例とその背後にある教育制度や国内の状況を調査した。

ア 国内調査

都内 62 区市町村、47 都道府県及び 20 政令市に調査を行い、区市町村立小・中学校や都道府県・政令市立高等学校での障害のある児童・生徒の受入れや支援の状況、教育委員会のインクルーシブ教育システムに関する取組状況や実施上の課題について把握した。

イ 海外調査

ドイツ（フランクフルト市）、フランス（パリ市）、アメリカ合衆国（カリフォルニア州）について、障害者権利条約に係る状況やインクルーシブ教育システムの実施に向けた取組、障害のある児童・生徒に対する教育の考え方や現状、またその背景となる歴史・文化や教育制度等について調査を行った。

<成果>

上記の調査・研究結果について、子供が共に学ぶことを追求し、多様な人々が共に支え合う「インクルーシブシティ東京」を実現するための教育の在り方について検討する際の必要な基礎資料として、報告書にまとめ公表した。

公立の小・中・高等学校において障害のある児童・生徒を受け入れる際に必要な配慮の実例や課題等について把握することができた。

<課題>

区市町村が、インクルーシブ教育システムについて、どのような取組により実現していく方針としているかについては、「交流及び共同学習の充実」が 82.3%と一番高かった。

また、インクルーシブ教育システム構築のために重要と考える項目としては、「教員の専門性」、「管理職のリーダーシップ」、「教員の意識」が上位に挙げられており、「保護者の理解」も重要とされていた。

<今後の取組の方向性>

令和 2 年度は、共生社会の実現に向け、社会全体で互いに共生する意識を高める教育が必要であることから、区市町村と連携し次の取組を行う。（新規）

ア 区市町村における実践的研究事業

（交流及び共同学習や早期からの就学支援など、区市町村の先駆的な取組等の研究）

イ 区市町村等との協議会の立ち上げ

ウ 保護者に対する普及啓発リーフレットの作成

7 島しょにおける教育活動の充実(都立学校教育部)

(1) 島外生徒の受入れの推進

<取組状況>

基本的な方針 1 全ての児童・生徒に確かな学力を育む教育

島しょの都立高校（大島海洋国際高校除く。）は、在籍する生徒が減少する中、生徒同士が切磋琢磨する環境が生まれにくい状況があることなどから、平成 28 年度から神津島村・神津高校、平成 29 年度から八丈町・八丈高校において、島外に住む生徒の島しょ高校への受入れを開始

<成果>

これまでの受入実績は以下のとおり

【神津島村（神津高校）】

入学年度	平成 28 年度		平成 29 年度		平成 30 年度		令和元年度		令和 2 年度	
	男	女	男	女	男	女	男	女	男	女
募集人数	1 名		3 名		4 名		4 名	1 名	4 名程度	1 名程度
合格者	1 名		2 名	1 名	3 名	1 名	2 名	1 名	3 名	2 名

【八丈町（八丈高校）】

入学年度	平成 28 年度		平成 29 年度		平成 30 年度		令和元年度		令和 2 年度	
	男	女	男	女	男	女	男	女	男	女
募集人数	実施なし		2 名		1 名			1 名	未実施	
応募者数			5 名		4 名			3 名		
合格者			2 名		3 名	1 名		1 名		

<課題>

受入実施を継続して実施していくための地元理解と受入先の開拓、規模の拡大などの検討

<今後の取組の方向性>

受入実施を継続して実施していくため、受入れを実施している町村から課題を聞き取り、都教育委員会として支援できることを検討する。また現在、受入れを実施している町村からの情報を取りまとめ、町村間で共有することで、規模の拡大についても検討する。

8 外部人材を活用した授業以外の場における学習支援の充実(地域教育支援部・指導部)

(1) 地域未来塾の推進（地域教育支援部）

<取組状況>

区市町村が主体となって、放課後等に地域住民等の協力を得て、学習支援が必要な中学生等を対象に学習習慣の確立や基礎学力の定着を図ることを目的とした学習支援の機会である「地域未来塾」を実施した。

- ・実施区市町村 31 区市町村（平成 28 年度事業開始）
（小学生対象 2 村、中学生対象：7 区市、両方対象：22 区市町）

基本的な方針 1 全ての児童・生徒に確かな学力を育む教育

実施地区数等の推移

年度	H28 年度	H29 年度	H30 年度	R1 年度
地区数（区市町村数）	15 地区	21 地区	29 地区	31 地区
対象校数	230 校	428 校	640 校	659 校

・取組内容

大学生や教員 OB 等による、個別指導やグループ学習等の形式による学習支援を実施

会場は、自治体ごとに様々で、学校の教室を利用するものや公民館・教育センター等学校外の施設を利用している例もある。

<成果>

実施した教育委員会や学校からは、「必要に応じて個別指導を行い、参加児童の学習意欲が高まった。」「日常的に参加し、学習する習慣が身についた。」などの学習習慣の確立や、「基礎的・基本的な学習内容の確実な定着が図れた。」「基礎学力定着不足の生徒に、学習習慣を身に付けながら成績向上に結び付けられた。」といった基礎学力の定着などが評価されている。

また、参加している児童・生徒からは、「授業の内容が分かるようになってうれしい。」「勉強が楽しいと気付いた。」など、意欲に関するアンケート回答も寄せられている。

<課題>

未実施地区への「地域未来塾」活用促進や実施地区における対象校数の拡大促進

<今後の取組の方向性>

区市町村に対して、多様な実践事例を収集した「地域未来塾ハンドブック」をはじめ、参考となる情報を提供するなど、地域や学校の実態を踏まえた学習支援の取組が一層拡充するよう働き掛けを行う。

(2) スタディ・アシスト事業の実施（地域教育支援部）

<取組状況>

モデル地区を指定して中学生を対象とする進学を目的とした放課後等の学習支援を実施した。

- ・ 2 地区 計 19 中学校、中学 3 年生 238 名が参加
- ・ 数学、英語を中心に、民間教育事業者（講師）により 10 名程度の少人数で指導
- ・ 放課後、土曜日又は長期休業日中に 2 時間程度
- ・ 7 月又は 8 月から 2 月にかけて 25 回程度

<成果>

	A 地区	B 地区
参加生徒の満足度（「大変満足」「満足」の計）	96.7%	75.8%
【平均点の比較】 業者による事前テスト（初回）と事後テスト（最終回）の結果	英語 + 6.9	英語 + 13.9
	数学 + 16.6	数学 + 3.1

基本的な方針 1 全ての児童・生徒に確かな学力を育む教育

いずれのモデル地区も昨年度は事業開始が夏季休業日以降となったが、令和元年度は 1 学期に募集を開始し、夏季休業日中に開始することができたことで、昨年度よりも多くの受講者が参加した。

生徒対象のアンケートには、「分からないところを丁寧に教えてくださり、疑問に思ったことなどがすぐに解決できてよかった。」「勉強するという習慣もつけることができ自分にとってとてもプラスになった。」との声が寄せられた。

<課題>

実施条件は、日時（土曜日又は放課後）、日程（ほぼ定期的又は不定期）などモデル地区によって設定が異なっている。地区又は会場によっては、生徒の継続的な参加が困難なケースも見受けられることから、モデル地区の地域性をより踏まえた効果的な条件設定が必要である。

<今後の取組の方向性>

- ・平成 30 年度と令和元年度の事業成果や課題を踏まえ、今後の公立中学校の進学を目的とした学習支援事業の在り方について検討しつつ、令和 2 年度はモデル地区を拡充し引き続き事業実施を行う。
- ・具体的には、モデル地区を 2 地区から 6 地区程度とし、平成 30 年度と令和元年度のモデル地区における成果や課題を踏まえた各地区における実施計画の策定を促すことで、実施地区の課題や状況に応じた効果的な事業運営を図る。
- ・他の区市町村教育委員会に対して情報提供を行うなど、事業成果に関する周知を行う。

(3) 校内寺子屋の推進（再掲）（指導部）

<取組状況>

義務教育段階の基礎学力の定着状況が十分ではない生徒に対して放課後等に外部人材を活用した学習支援を行う学力向上研究校（校内寺子屋）を 30 校 2 年間指定した。

- ・国語、数学、英語において高校 1 年生 20 名程度の生徒を対象
- ・各教科週 2 回程度、放課後に 2 時間程度
- ・元教員や非常勤講師、大学生などの外部人材を活用し個別学習を実施

<成果>

対象となる生徒の意欲向上に関するアンケートにおいて、「学習意欲が上がった」、「分からない問題が分かるようになった」、「基礎学力が向上した」という設問に対し、60%以上の生徒が「当てはまる」又は「ほぼ当てはまる」と回答しており、生徒の学びに対する意欲の向上につながったと考えられる。

<課題>

地域によっては外部講師の確保が難しい学校があり、近隣の中学校や学習塾などとの連携が必要である。

<今後の取組の方向性>

令和 2 年度より、30 校を指定校として基礎学力の向上や中途退学の防止により一層取り組む。

(4) 「進学アシスト校」事業の実施（指導部）

<取組状況>

進路多様校等において、大学進学を目指す生徒の資質・能力を伸ばし、進学実績の向上を図るため、予備校講師等の外部人材を活用して大学受験講座等の学習支援を行う「進学アシスト校」を設置する。

- ・対象校：都立松原高等学校、都立福生高等学校（2校）
- ・実施回数：1年生4回（1月～3月）、2年生20回（5月～3月）、3年生16回（5月～12月）
各教科1講座60分

<成果>

- ・進学実績の向上（GMARCH、日東駒専）
- ・成績の向上、学習習慣の改善

<課題>

- ・講座日以外の時間の使い方や参加生徒一人一人の学習計画に対する学習サポートの充実
- ・生徒の出席率の低下
- ・講座内容の充実と教員の参加の推進

<今後の取組の方向性>

- ・1年目の成果と課題を踏まえ、委託業者と連携を密にし、事業計画に基づき進行管理を行う。

<東京都教育ビジョン（第4次）>

基本的な方針	1	全ての児童・生徒に確かな学力を育む教育
施策展開の方向性	2	「主体的・対話的で深い学び」の実現に向けた授業改善を推進します。
予算額：52,594千円	決算額：45,195千円	従事職員数7人（指導主事7人）

1 課題の解決に向けた実践力を育成する教育の推進（指導部）

(1) 持続可能な社会づくりに向けた教育推進事業

<取組状況>

令和元年度と令和2年度の2年間で指定期間として、「持続可能な社会づくりに向けた教育推進校」を15校（小学校7校、中学校5校、高等学校2校、特別支援学校1校）指定し、各推進校において、次のような取組を行った。

- ・SDGsに関する課題を扱い、課題解決に向けた学習過程等を工夫するなど、主体的・対話的で深い学びの実現に向けた授業改善に取り組んだ。
- ・教科等横断的な視点で、各教科等で扱う単元・題材とSDGsとの関連を記した年間指導計画を作成するなどして、各推進校におけるカリキュラム・マネジメントに取り組んだ。
- ・外部講師による講演会や研修会を実施したり、地域の施設を活用したり、地域の行事等に参加したりするなど、外部人材や地域資源等を活用した教育活動に取り組んだ。
- ・各推進校において、研究成果をまとめたリーフレット等を作成するとともに、研究発表会を開催するなどし、研究成果の普及に取り組んだ。
- ・教育活動におけるSDGsの位置付けや推進校の先進的な取組等をまとめた資料を作成し、都内全ての公立学校に配布した。

<成果>

「持続可能な社会づくりに向けた教育推進校」における調査

項目	成果目標	調査結果
自然環境や地域・地球規模等の諸課題について、身近な課題であると認識している児童・生徒の割合 （「持続可能な社会づくりに向けた教育推進校」における調査）	80%以上	89.0%
授業の中で、教科等の見方・考え方を働かせて自分の意見をもち、理由等を考えるとともに、グループ等で話し合った内容を共有していると認識している児童・生徒の割合 （「持続可能な社会づくりに向けた教育推進校」における調査）	80%以上	
授業の中で、学んだ知識を関連付けて理解し、自分の考えをもつことができていると認識している児童・生徒の割合		85.4%
授業の中で、友人や教師と対話することで、自分の考えが広がり深まっていると認識している児童・生徒の割合		87.2%

<課題>

本事業の取組の成果の更なる普及・啓発

<今後の取組の方向性>

都教育委員会主催の実践発表会を開催し、推進校の研究成果の普及を図る。

(2) スクールアクション「もったいない」大作戦

<取組状況>

各学校がこれまで実践してきた環境保全に係る取組を基に、3R（リデュース、リユース、リサイクル）について幼児・児童・生徒が具体的な行動目標を設定し、目標に基づく自主的な活動を家庭、地域と連携して推進する「スクールアクション『もったいない』大作戦」を実施した。

<成果>

都教育委員会が配布した具体的な行動目標を記入するポスターを活用するなどして、全公立学校が「スクールアクション『もったいない』大作戦」に取り組み、環境保全に係る活動をより一層推進した。

<課題>

各学校が取り組んできた環境保全に関する取組を、大会後も長く続く教育活動として発展させる必要がある。

<今後の取組の方向性>

引き続き各学校における環境保全に係る活動を充実させるとともに、オリンピック・パラリンピック教育アワード校（環境部門）の顕彰や優れた取組の紹介により、東京2020大会終了後のレガシーを見据えた取組を推進する。

(3) 環境教育の推進

<取組状況>

児童・生徒が、地域や地球規模の環境問題について、自ら課題として考え解決していくための資質・能力を育成するための環境教育指導資料を作成した。また、都や国における環境教育の課題や先進事例を共有し、指導の改善・充実を図ることを目的とした環境教育フォーラムを開催した。

<成果>

ア 環境教育指導資料の作成・配布

【部数】2,250部 【対象】都内全公立小・中学校等

【資料の特色】

- ・環境教育とESDやSDGsとの関連を明確化
- ・カリキュラム・マネジメントの視点から取り組む環境教育の例示
- ・環境教育で育成する資質・能力、対象とする内容の明確化
- ・新学習指導要領への対応

イ 環境教育フォーラム

基本的な方針 1 全ての児童・生徒に確かな学力を育む教育

【参加人数】 113 名

参加者を対象としたアンケートでは、「東京都教育委員会からの説明及び実践発表は、所属校における環境教育に生かせる内容であった。」と回答した割合が 92.7%だった。

<課題>

- ・環境教育指導資料の趣旨の理解・啓発等による児童・生徒への持続可能な社会を構築していくための資質・能力の育成

<今後の取組の方向性>

- ・環境教育指導資料の趣旨を踏まえた環境教育掲示用教材を作成し、都内全ての公立小・中学校等に配布

2 授業改善に資する研究・研修の推進(指導部)

(1) 「教育研究員」の実施

<取組状況>

ア 都内各地区の教育研究活動の中核となる教員を育成することにより、東京都の教育の質の向上を図ることを目的として実施。各教科等の分科会を校種毎に設置し、教員経験 10 年～15 年程度の教員を研究員として募集し、教科の研究を進める。

(ア) 部員数

年度	H27 年度	H28 年度	H29 年度	H30 年度	R1 年度
研究員数	326 人	319 人	325 人	323 人	342 人

(イ) 取組

- ・総会（4 月下旬）
- ・月例会（12 回程度）
- ・宿泊研修会（8 月中旬）
- ・部会別報告会（2 月上旬）

<成果>

対象教員の専門性の向上に役立ち、授業改善に対する意識が高まった。

アンケート結果	R1 年度
「自身の専門性の向上に役に立った」回答した割合	97.3%
「今後研究会などで広く役立てられる」と回答した割合	96.2%

<課題>

教育研究員に推薦される教員の中で、子育て世代である 30 代女性の推薦が少ない。適切な子育て支援を行うなど、参加しやすい環境づくりが課題である。

<今後の取組の方向性>

基本的な方針 1 全ての児童・生徒に確かな学力を育む教育

メール等を活用して効率的に協議を行い、月例会の時間を短縮する。また、御岳宿泊研究会における子育て支援として、保育会場を設置し、希望者には研究時間中における保育の場を提供する。

上記取組を、区市町村教育委員会及び都立学校を通して対象となる教員に周知し、広く募集を呼び掛ける。

(2) 「東京都教育委員会研究推進団体」認定事業の実施

<取組状況>

ア 東京都教育委員会の教育目標を踏まえ、教員の教科等の専門性を育成するための研究活動等を通して教員の指導力向上に資するため、東京都教育委員会研究推進団体を認定し、研究活動の促進、研究成果の普及等の支援を行う。

(7) 団体数

年度	H29 年度	H30 年度	R1 年度
団体数	140 団体	138 団体	139 団体

(イ) 取組

学習指導要領等に従い、それぞれの教科等の特性を踏まえ、研究活動、発表会、研修会等を実施し、教科等の研究を進める。

<成果>

実績報告書に基づく研修会等を実施した研究推進団体の割合

アンケート結果	R1 年度
研修会等の実施を報告した割合	100%

<課題>

研究推進団体の活動は、自主的・自発的に教員が参加しており、主体的に研究活動を行っているが、新しい教育課題への対応等が日々求められることから、より一層の研究活動の活性化及び成果の普及が課題である。

<今後の取組の方向性>

教育研究員事業と連携し、研究活動を活性化させるとともに、それぞれの発表会等の情報を周知し、研究成果を広く普及できるようにする。

3 高等学校における新しい価値を創造する力を育む教育の推進（指導部）

(1) アクティブ・ラーニングの推進

<取組状況>

都立高校の生徒が、これからの時代に求められる資質・能力を身に付け、生涯にわたって能動的に学び続けることができるよう、アクティブ・ラーニングの視点に立った指導の充実に向けた研究開発を行う学校として、「アクティブ・ラーニング推進校」30校を指定し、以下の取組を行った。

ア 推進校の取組

基本的な方針 1 全ての児童・生徒に確かな学力を育む教育

- (7) 外部講師を活用した校内研修の実施
- (イ) 先進的に取り組んでいる高等学校や大学等の先進校視察
- (ウ) 研究成果報告書の作成及び提出
- (エ) 実践報告会における実践事例の発表

イ 東京都教育委員会の取組

- (7) 平成 28 年度
 - ① 実践報告会の開催（平成 28 年 12 月 15 日）
 - ② 「平成 28 年度アクティブ・ラーニング推進校報告書」の作成
 - ③ DVD「これからの時代に求められる資質・能力の育成を目指して～主体的・対話的で深い学びの実現～」の作成
- (イ) 平成 29 年度
 - ① 「カリキュラム・マネジメント推進校」との合同による実践報告会の開催（平成 29 年 12 月 7 日）
 - ② 「平成 29 年度アクティブ・ラーニング推進校報告書」の作成
- (ウ) 平成 30 年度
 - ① 「カリキュラム・マネジメント推進校」との合同による実践報告会の開催（平成 30 年 12 月 6 日）
 - ② 「平成 30 年度アクティブ・ラーニング推進校報告書」の作成
- (エ) 令和元年度
 - ① 実践報告会の開催（令和元年 12 月 5 日）
 - ② 「令和元年度アクティブ・ラーニング推進校報告書」の作成

<成果>

- ア 推進校におけるアクティブ・ラーニングの視点に基づく授業実践と実践事例の周知
推進校によって一部の教員による実践から約 9 割の教員による実践まで実施状況に幅はあるものの、全ての学校で授業実践や学校図書館の活用に取り組み、実践事例として報告書に指導案を掲載するとともに取組に関するポスター集を作成し、全都立高校に向けて周知を図った。
- イ 実践報告会における実践事例の発表
全校悉皆で開催した実践報告会において、アクティブ・ラーニングの視点に基づく組織的な授業改善やカリキュラム・マネジメントを推進させる取組についての実践事例を発表するとともに、全指定校 30 校が自校の取組についてポスター発表を行った。また、独立行政法人大学入試センター審議役を講師に招いた講演を行い、各教科の特質に応じた「見方・考え方」を働かせる必要性や学習評価の在り方等について全都立高校に向けて周知を図った。

<課題>

- ア 推進校の取組の充実
推進校 2 年目の成果を踏まえ、各推進校の取組の充実を図る必要がある。特に、全校体制での取組が不十分な学校については、組織的な取組を意図的計画的に行うよう指導・助言していく必要がある。
- イ 成果検証に向けた取組
生徒の変容の数値化など、推進校としての取組の成果を検証する評価指標や、データ収集の方法等

について研究を深める必要がある。

<今後の取組の方向性>

令和2年度は、15校での実施となる。優れた実践事例を効果的に普及するため、実践報告会の実施方法や報告書の内容を工夫していく。

(2) 知的探究イノベーター推進事業

<取組状況>

探究的な学習等を推進する先導的の学校として「知的探究イノベーター推進校」を3校指定し、以下の取組をした。

- ア 探究的な学習等を用いて新しい価値を創造する力等を育成する学習内容及び方法の開発の支援
- イ 探究的な学習の指導方法を全都立高校に周知するため、公開授業・公開成果発表会及び探究フォーラムの実施

<成果>

- ア 「探究的な学習」を進めるに当たり、各推進校において学校の特色や在り方の見直しを図るとともに、「探究的な学習」を中核にした教育課程を研究し、指導の充実を図った。
- イ 公開授業や探究フォーラムの参加者は、推進校の指導の取組や指導方法への理解を深め、自校の取組を工夫し、探究的な学びの推進に向けた取組につなげることができた。

<課題>

- ア 「探究的な学習」をゼミ形式で行うための継続的な予算措置や外部との連携の強化
少人数で指導を行うための教育課程の編成やより適切な校内体制について研究するとともに、外部機関と連携し「探究的な学習」の指導を推進する必要がある。あわせて、必要な予算措置についても検討していく必要がある。
- イ 探究的な学習の推進と普及
推進校の「探究的な学習」の取組をより一層推進するとともに、全都立高校に具体的な年間計画、指導方法について普及し、各校の「探究的な学習」の指導の充実を図る必要がある。

<今後の取組の方向性>

令和2年度は、高校1・2・3年（中等教育学校4・5・6年）で、「探究的な学習」を行う。探究フォーラムでは、推進校の最後の年度の成果として推進校の探究的な学習の指導の留意点について具体例を挙げて周知するとともに、各校で開発した教育課程及び実践的な取組方法を普及することで、都立高校における「探究的な学習」を推進していく。

- ア 推進校である都立三田高等学校、都立大泉高等学校、都立南多摩中等教育学校の3校は、大学や研究機関との連携や外部講師による講演会を開催し、アクティブ・ラーニングの視点を取り入れた探究的な学習を更に推進した。
- イ 推進校は、公開授業及び公開発表会を実施した後、探究的な学習の指導方法、発表に至るまでの指導の説明、発表後の取組を充実させる工夫について伝えた。
- ウ 探究的なプロセスの中の「整理・分析」、「まとめ・表現」に対する取組を充実させる方法や令和2年度以降の「総合的な探究の時間」の指導の充実を図るため、探究フォーラムを開催した。

- ・ 専門家による基調講演
- ・ 推進校の指導により育った生徒の探究的な学びの内容の発表
- ・ 指導者のパネルディスカッション

(3) カリキュラム・マネジメントの推進

<取組状況>

ア 推進校の取組

(ア) 平成 29 年度

教科等横断的な視点に立ったカリキュラム・マネジメントの実現を目指し「カリキュラム・マネジメント推進校」を 7 校指定し、学習指導要領改訂の背景や趣旨の共有、各学校の現状と課題の分析、グランドデザインの構築や教育目標の見直し、教科主任会及び教科会の活性化など、カリキュラム・マネジメントの実現に向けた研究開発等の取組を推進した。

(イ) 平成 30 年度

推進校 2 年目として、グランドデザイン等に示された将来の生徒像や学校の教育活動全体を通じて育成すべき資質・能力と、各教科や特別活動、進路指導、生活指導などを関連付けながら、各教科等のルーブリックや単元指導計画を作成した。

イ 東京都教育委員会の取組

(ア) 平成 29 年度

アクティブ・ラーニング推進校及びカリキュラム・マネジメント推進校実践報告会における実践報告をするとともに、ポスター発表を行った。

(イ) 平成 30 年度

公開授業・公開連絡協議会を実施するとともに、12 月のアクティブ・ラーニング推進校及びカリキュラム・マネジメント推進校実践報告会において、自校のグランドデザインとそれに基づく組織的な取組や教育活動の充実に向けた取組について発表した。

(ウ) 令和元年度

「カリキュラム・マネジメント推進校」の成果を広く普及するとともに、全ての都立高校に対してグランドデザインの作成を支援し、各校におけるカリキュラム・マネジメントの確立を目指した。

<成果>

ア カリキュラム・マネジメント推進校の取組の成果

1 年目は、主に「グランドデザイン」と「概念図（コンセプトマップ）」作成に組織的に取り組み、各校の課題や進捗状況を協議することで、各校の取組を共有した。

2 年目は、グランドデザインで示された育成すべき資質・能力を具現化するために、各教科で「単元指導計画」と「ルーブリック」の作成を行い、グランドデザインを意識した授業実践に取り組んだ。また、カリキュラム・マネジメント推進校の授業実践と連絡協議会を広く公開し、推進校のみではなく、推進校以外の教員が複数参加し、他の都立高校へ還元する機会を創出した。

イ グランドデザインに関する推進校の取組の普及

推進校が全校に先駆けてグランドデザインの作成に取り組んだ成果を、平成 30 年度の説明会、令和元年度の研修会等で好事例として紹介し、他の都立高校の参考とすることができた。

<課題>

ア 校内体制の構築と組織的な取組の推進

校内の体制が十分機能せず、グランドデザインの共有・活用には課題がある。また、校内研修についても、十分に実施できているとは言えない学校がある。今後は、より一層組織的に、校内研修や教科会を活性化していくことが必要である。

イ グランドデザインに基づくカリキュラム・マネジメントの実現

グランドデザインの作成には積極的に取り組んでいるが、ルーブリックの作成やグランドデザインに基づいた授業改善までは取り組めていない学校が多い。今後は、グランドデザインの見直しをしつつ、ルーブリックの作成や授業改善の取組を推進していく必要がある。

<今後の取組の方向性>

全ての都立高校でグランドデザインに基づいたカリキュラム・マネジメントを実現するために、報告会等を通じて優れた取組や好事例を共有するとともに、作成したグランドデザインを教職員の共通理解のツールとしてだけでなく、学校の特色を生徒や保護者、地域や受験を控えた中学生にも理解してもらうためのツールとして活用し、都立高校の魅力を積極的に発信していく。

<東京都教育ビジョン（第4次）>

基本的な方針	2	社会の持続的な発展を牽引する力を伸ばす教育
施策展開の方向性	3	我が国の産業を支える専門的な力を伸ばす職業教育を推進します。
予算額：1,155,721千円 決算額：1,090,184千円		従事職員数4人（指導主事2人）

1 都市型農業教育において東京の食を支える人材の育成（都立学校教育部）

(1) GAPに関する教育の推進

<取組状況>

農業系高校では、食品安全や環境保全、作業工程の効率化などについて取り組むGAP（Good Agricultural Practice：農業生産工程管理）の取組を通して、より良い農業経営について学習する取組を推進している。

GAPの認証団体による認証の取得については、令和2年3月時点で農業系高校全8校においてJGAP又は東京都GAPの認証を取得した。

<成果>

都立農業系高校全8校において、令和元年度末までにGAP認証を取得している。

【農業系高校における認証取得状況（令和元年度末時点）】

学校名	認証取得農産物
園芸高等学校	トマト
農芸高等学校	トマト
農産高等学校	ナス、ピーマン、ダイコン、ブルーベリー、ブロッコリー、カリフラワー、キャベツ、えだまめ、さといも、トマト、ネギ
瑞穂農芸高等学校	メロン
農業高等学校	トマト、緑茶、日本なし、ブドウ
大島高等学校	トマト、ブロッコリー
三宅高等学校	さといも、ナス、緑茶
八丈高等学校	オクラ、トマト、ミニトマト

<課題>

GAP認証を取得していない農産物で、GAPと同様の取組を推進することや、GAPの意義を理解し、授業で教えることができる教員を育成するために、GAP指導員資格を持つ教員を育成すること。

<今後の取組の方向性>

認証を取得した農産物での取組の継続、認証を取得していない農産物の取扱いの検討。

GAPの意義を普及啓発することや、地域の農業従事者と連携した取組を推進すること、学校PRの実施等。

2 ものづくりへの興味・関心を高める教育の推進（指導部）

(1) ものづくり立志事業の実施

<取組状況>

工業高校への入学生を対象として、ものづくりへの興味・関心を高め、キャリア意識を培うため、熟練技術者による講演・実演やものづくり企業への現場訪問、基礎的な製作体験等の取組を、導入対策事業として1年次の1学期に実施した。

<成果>

本事業に参加した生徒は、「工業科目に力を入れて勉強したいと思うようになった。」「熟練技術者を目指して、頑張りたいと思った。」と感想を述べた生徒が多く、本事業において、新入生のものづくりへの興味・関心を高めることができた。また、「技術者として働くことについて、具体的なイメージをもつことができた。」と感想を述べる生徒もおり、生徒のキャリア意識を高めることができた。

<課題>

初年度は講演を実施する学校が多く、生徒の意欲を高める取組としては成果を上げることができたが、実践につなげる取組が少なかった。

次年度は、生徒の学習意欲の更なる向上に加え、思考力と実践力を向上させる取組として、講演だけでなく、実習等を取り入れて実施することにより、都立工業高校に入学した生徒のものづくりへの興味・関心を高める。

<今後の取組の方向性>

2年次の生徒が参加する「東京未来ファクトリー」と関連付け、同世代で他の工業高校に通う生徒と交流することや、企業が求める技術・技能を体感することで、ものづくりへの興味・関心を高め、キャリア意識を培う取組を推進する。

3 ビジネスを実地に学ぶ新たな商業教育の推進（指導部）

<取組状況>

(1) 実地に学ぶ商業教育の推進

- ア 2学年「ビジネスアイデア」（学校設定科目）を実施
令和元年度からビジネス科7校で「ビジネスアイデア」を実施した。
- イ 学習成果発表会の実施
令和2年2月、「ビジネスアイデア実践発表会」を開催した。

(2) 商業教育コンソーシアム東京の推進

- ア 「商業教育コンソーシアム東京」理事会の実施
令和元年5月、理事会を実施した。
- イ 企業等との連携の充実
 - (ア) コンソーシアム支援員等によるビジネス科7校の訪問の実施
 - (イ) コンソーシアム支援員等による企業や大学の講師等の紹介の実施
- ウ 「商業教育コンソーシアム東京」公式 Twitter の充実
「商業教育コンソーシアム東京」公式 Twitter において、商業高校の取組を周知した。

<成果>

(1) 実地に学ぶ商業教育の推進

- ア 2学年「ビジネスアイデア」(学校設定科目)を実施
教育研究員において「ビジネスアイデア」のカリキュラム開発をするとともに、年に12回の協議を行い、各校の取組及び教材等を共有した。
- イ 学習成果発表会の実施
「ビジネスアイデア実践発表会」において、商業高校の取組状況を共有するとともに、協力企業等も参加し、他社の協力支援の方法等を把握する機会となった。

(2) 商業教育コンソーシアム東京の推進

- ア 「商業教育コンソーシアム東京」理事会の実施
コンソーシアム組織のあるべき姿や業務内容の詳細について、検討を進めた。
- イ 企業等との連携の充実
 - (ア) ビジネス科7校に企業や大学の講師等を紹介することができた。
 - (イ) 活用割合 85.7%(7校中6校)
 - (ウ) 協力企業等活用数 10社
- ウ 「商業教育コンソーシアム東京」公式 Twitter の充実
「商業教育コンソーシアム東京」公式 Twitter において、年間16回ツイートし、商業高校の取組を広く都民に周知した。

<課題>

(1) 実地に学ぶ商業教育の推進

- ア ビジネス科7校での「ビジネスアイデア」における指導方法等の共有の継続
- イ 「ビジネスアイデア実践発表会」の充実
- ウ 商業7校以外の商業科教員の本改革の趣旨の理解

(2) 商業教育コンソーシアム東京の推進

- ア 学校のニーズに応える企業等の発掘、学校及び企業間の調整
- イ 「商業教育コンソーシアム東京」協力企業等の名簿登録に係る手続の円滑化
- ウ 質の高い大学生のアシスタント・ティーチャーの確保
- エ 「商業教育コンソーシアム東京」公式 Twitter 等による商業高校の魅力発信の推進

<今後の取組の方向性>

(1) 実地に学ぶ商業教育の推進

- ア 「商業教育コンソーシアム東京」理事会の開催
- イ 「商業教育コンソーシアム東京」協力企業等連絡会の開催
- ウ ビジネス科7校への企業や大学の講師等の紹介の充実

(2) 商業教育コンソーシアム東京の推進

- ア 商業科主任会で取組状況等を周知
- イ 支援員等による学校訪問の充実
- ウ 「商業教育コンソーシアム東京」公式 Twitter の充実

<東京都教育ビジョン（第4次）>

基本的な方針	2	社会の持続的な発展を牽引する力を伸ばす教育
施策展開の方向性	4	科学的に探究する力を伸ばす理数教育を推進します。
予算額：152,324千円	決算額：131,313千円	従事職員数7人（指導主事5人）

1 小学校・中学校における理数教育の推進（指導部）

(1) 「小学生科学展」の開催

<取組状況>

小学生が、自ら決めたテーマについて深く研究した成果を、4日間にわたり展示発表するとともに口頭発表を行うことを通して、理数に対する能力を更に高めた。

<成果>

- ・ 出品点数 64点（各区市町村からの代表1点、都立特別支援学校小学部から2点）
- ・ 来場者数 1,487人
- ・ 「友達の作品を見たり発表を聞いたりして、科学に対する興味や関心が高まった」と回答する参加児童の割合は、平成30年度が95.4%、令和元年度が100%と、いずれも95%を超えている。

<課題>

- ・ 各区市町村教育委員会における本事業の更なる活用推進
- ・ 学校への本事業の周知

<今後の取組の方向性>

- ・ 区市町村教育委員会における本事業活用例の調査及び更なる周知
- ・ 各種説明会、ホームページ、ツイッター等を活用した本事業の周知

(2) 「東京ジュニア科学塾」の開催

<取組状況>

小学校第6学年及び中学校第1・2学年の児童・生徒が科学の専門家等から指導を受け、科学への興味や関心を高めることを目的に、「東京ジュニア科学塾一般コース」を開催した。また、科学に高い関心のある生徒の資質・能力を更に伸長することを目的に、中学校第2学年の生徒を対象とした「東京ジュニア科学塾専修コース」を開設した。

- ・ 東京ジュニア科学塾一般コース 全3回開催 参加人数延べ556名（平成30年度は497名）
- ・ 東京ジュニア科学塾専修コース 全7回開催（塾生40名）

<成果>

- ・ 東京ジュニア科学塾専修コースの受講者を対象にしたアンケート調査では、「科学に対する興味が深まるなどの効果があった」と回答する参加生徒の割合が、平成30年度97.4%、令和元年度100.0%と、いずれも97%を超えている。

基本的な方針2 社会の持続的な発展を牽引する力を伸ばす教育

- ・東京ジュニア科学塾の受講者を対象にしたアンケート調査では、「科学に対する興味が深まった」と回答する参加生徒の割合が、平成30年度が94.2%、令和元年度が99.0%と、いずれも94%を超えている。

<課題>

- ・参加者数の更なる拡大

<今後の取組の方向性>

- ・大規模会場での実施
- ・各学校への周知、募集方法の改善

(3) 「中学生科学コンテスト」の開催

<取組状況>

東京都内の中学生が理科・数学等の能力を競い合い切磋琢磨する場を提供することで、中学生の理科・数学等に対する意欲・能力を更に伸ばし、科学好きの生徒の裾野を広げるとともに、「科学の甲子園ジュニア全国大会」に出場する東京都代表チームを選考した。

<成果>

- ・参加チーム数 平成30年度 188チーム → 令和元年度 152チーム
- ・参加校数 平成30年度 83校 → 令和元年度 54校
- ・コンテスト参加後のアンケート調査結果において、「科学技術に関する学習意欲が高い」と回答した生徒の割合は、平成30年度が88.9%、令和元年度が90.5%と、いずれも85%を超えている。

<課題>

- ・参加学校数の拡大

<今後の取組の方向性>

- ・各自治体や関係団体及び学校を通じた開催の周知
- ・事前公開実技競技問題を参加募集時に周知

(4) 理科教育支援推進事業

<取組状況>

5地区を指定し、観察・実験の充実、関心・意欲の向上、指導力の向上、基礎学力の定着の四つの柱について、各地域における理科教育施策の整理・充実に向けた支援を実施した（3年計画の2年次）。

<成果>

5地区共通の成果検証アンケートを実施し、2年間の各地区における成果と課題を分析した。

<課題>

- ・2年間の成果と課題を踏まえた、3年次（最終年次）における効果的な取組の実施
- ・都内各自治体への更なる周知

<今後の取組の方向性>

- ・各地区における効果的な取組の共有
- ・課の事業説明会、課の広報誌、教育委員会ホームページを通じた普及・啓発

(5) 理科教育カンファレンスの実施

<取組状況>

理科を指導する小学校や中学校等の教員が、平成 29 年告示の学習指導要領の改訂の趣旨を踏まえた先進的な指導事例を共有することで、理科教育の改善、充実を図った。

<成果>

- ・参加者 1,830 名
- ・参加者のアンケート調査結果において、「所属校の理科授業の改善に向けて、生かせる内容であった。」と回答した割合は、平成 30 年度は 91%、令和元年度は小学校が 97.0%、中学校が 96.4%と、前年度より 5 ポイント以上上昇した。

<課題>

- ・新学習指導要領を踏まえた教育活動の実施状況や、校種や参加者のニーズに合わせたテーマ設定

<今後の取組の方向性>

- ・新学習指導要領を踏まえた教育活動の実施状況の把握
- ・優れた授業実践の集約

2 高等学校における理数教育の充実（指導部・都立学校教育部）

(1) 「理数アカデミー校」の充実（指導部）

<取組状況>

理数アカデミー校 富士高等学校・附属中学校

- ア 探究活動の一層の充実
- イ 国内外の研究施設等における研修の実施
- ウ 教員研修
- エ 大学や研究機関との連携
- オ 科学の祭典等における研究成果の発表

<成果>

- ア 「探究未来学」の更なる充実のため、教材プリントの改善や、ICT教材の開発を行い、高校 1 年「探究未来学」の評価指標としてループリック (FUJI RUBRIC) の研究開発を行った。
- イ 日本学生科学賞や国際科学オリンピックへの応募など、生徒が積極的に成果発表の場を求めるようになり、日本学生科学賞東京都大会で奨励賞、科学の甲子園東京都大会では数学部門で第 1 位になった。
- ウ 中学 3 年生・高校 1 年生で「探究未来学」を必修、高校 2 年生で選択とし、それぞれ中間発表会・

基本的な方針 2 社会の持続的な発展を牽引する力を伸ばす教育

- 最終発表会などを開催するといった改善を図り、生徒の「考える力」がより深まるように工夫をした。
- エ 運営委員会を設置し、年間7回（うち1回は、感染症対策のため中止）を実施し、外部有識者、学校関係者から指導助言を受け、研究開発を行った。
 - オ 年間通して実施されている「土曜講座」や、東京大学のサマーサイエンスキャンプ、京都研修における京都大学訪問、附属中学3年のアメリカシリコンバレーでの研修を通して、科学技術、理科・数学に対する興味関心を高め、探究心を向上させるとともに、チャレンジ精神を育成することができた。
 - カ 大学や専門機関との連携による取組は、平成27年度：1件→平成28年度：18件→平成29年度：23件→平成30年度：25件→令和元年度：33件と着実に増加している。
 - キ 卒業後の進路の状況等については、理系大学進学が増加傾向にあり、国公立大学合格者も着実に増加している。

<課題>

- ア 各教科において中高の系統的な取組の計画を具体化していく必要がある。
- イ 「探究未来学」で使用する指導教材の改善や新規教材の開発を継続し、探究活動に係る指導方法及び評価方法の更なる充実を図る必要がある。
- ウ 「探究未来学」の取組を、「総合的な探究の時間」「理数探究基礎」「理数探究」にどのようにつなげていくか、今後検討が必要である。
- エ 「思考力・表現力」を重視したカリキュラムの検討、新たな大学入試、特に国立大学等で増加する推薦入試に備える必要がある。

<今後の取組の方向性>

新学習指導要領で注目されている探究活動等の充実を図るため、教育内容に応じた適切な学習指導方法及び評価方法の更なる改善を図る必要がある。

(2) 「理数リーディング校」の指定（指導部）

<取組状況>

- 理数リーディング校 科学技術高等学校・国分寺高等学校・南多摩中等教育学校
- ア 探究活動に関する研究開発
 - イ 高等学校や大学等の先進校の視察
 - ウ 大学や研究機関等と連携した探究活動の充実
 - エ 研究開発のため研究開発委員会の設置
 - オ 科学の祭典（「科学の甲子園東京都大会」及び「研究発表会」）、各種コンテスト等への参加

<成果>

- ア 大学や研究機関の研究者による講演会、探究活動プログラム、課題研究、フィールドワーク活動などにより、理数系の進路を選択する生徒の割合が、前年度と比較して増加した。
- イ 各種の科学コンテストに参加した生徒が入賞したほか、国際科学オリンピック2019本選大会で銅賞を獲得した生徒もいた。
- ウ 研究開発委員会を設置し、各校とも年間3回程度を実施し、外部有識者、学校関係者から指導助言をもらい、研究開発を行った。

- エ 探究活動における評価の充実として、ルーブリックの研究開発を行った。
- オ 探究活動の過程で必要とされる研究倫理等の指導に当たっての研究開発を行った。

<課題>

- ア 「スーパーサイエンスハイスクール (SSH)」の指定、新学習指導要領の新教科「理数」の設置を見据え、理数教育の充実を図る教育課程の検討を進める必要がある。
- イ 探究活動時間の十分な確保、外部機関との積極的な連携を図るとともに、生徒の多様な進路につながる指導体制を構築する必要がある。
- ウ 組織的に活動できるような体制を校内に位置付け、探究的な活動を促進する教員組織を立ち上げていく必要がある。

<今後の取組の方向性>

次期学習指導要領を見据え、探究活動の充実のため、科学技術、数学・理科における探究活動を充実させるとともに、数学や理科における「見方・考え方」を活用しながら、数理横断的なテーマに徹底的に向き合い考え抜く力を育成するため、数学と理科の知識・技能を総合的に活用して主体的な探究活動を行う新たな選択科目の学習内容や学習方法、指導法等の研究開発を先進的に行っていく。

(3) 「理数研究校」の指定（指導部）

<取組状況>

理数研究校（24校）

都立農産高等学校	都立竹早高等学校	都立小松川高等学校
都立西高等学校	都立調布北高等学校	都立小笠原高等学校
都立三鷹中等教育学校	都立田園調布高等学校	都立目黒高等学校
都立駒場高等学校	都立世田谷総合高等学校	都立桜修館中等教育学校
都立北園高等学校	都立飛鳥高等学校	都立農芸高等学校
都立豊島高等学校	都立町田高等学校	都立成瀬高等学校
都立八王子東高等学校	都立武蔵高等学校	都立武蔵野北高等学校
都立小金井北高等学校	都立清瀬高等学校	都立小平南高等学校

- ア 探究活動の実施
- イ 科学の甲子園東京都大会、研究発表会、各種コンテスト等への参加
- ウ フィールドワーク・観察の実施

<成果>

- ア 「科学の甲子園東京都大会」では、指定校のうち7割以上の学校が参加し、優秀な成績を修めることができた。
平成29年度：13校参加 → 平成30年度：17校参加 → 令和元年度：16校参加
筆記競技では上位10位までに4校、実技競技では上位10位までに4校、総合成績では上位20位までに9校が入り、東京都大会総合順位第4位を獲得した学校があった。
- イ 「科学の祭典」研究発表会のポスター発表は、全ての指定校が作品を出品し、日頃の研究成果について交流した。

ウ 積極的に各種の科学コンテストに参加し、複数の生徒が入賞した。

<課題>

各校とも理数分野に興味・関心の高い生徒が集まる部活動での活動が多かった。より活動の輪を広げていくためにも、学校全体で取り組む指導体制を整えていくとともに、広く都立高校で取組を共有する必要がある。

<今後の取組の方向性>

各指定校における生徒の実態に合わせた研究活動を広く共有し、理数好きの生徒の裾野拡大を図る。

(4) 「理数研究ラボ事業」の実施（指導部）

<取組状況>

ア 理数研究ラボ（集中型）

(ア) 内容 最先端の研究機関を訪問して最先端の科学技術及びその研究に接し、研究活動を体験

(イ) 時期 令和元年8月21日（水）から同月23日（金）まで

※ 7月13日に事前学習、10月6日に事後学習、11月24日に科学の祭典においてポスター発表を実施

(ウ) 会場 東京学芸大学、東京農工大学、東京理科大学、明治大学

イ 理数研究ラボ（通年型）

(ア) 内容 都内の大学や研究機関において最先端の科学技術に接し、研究者からのアドバイスを受けながら、グループ単位で研究活動を実施

※ 研究データや情報を会場以外の場所において、グループ内の生徒で情報共有することができるようタブレットPCを期間中参加生徒に貸出

(イ) 時期 令和元年7月から令和2年1月まで（9回）

(ウ) 会場 日本大学、国立情報学研究所、東京都医学研究所

<成果>

ア 集中型については、「研究」に対する興味・関心の高まりに対して、全生徒が「高まった」と回答しており、「研究を進めていく中でいろんなことが分かってきて、次はどうなるのかと予想を立てることが楽しくなった」「未知の分野を切り拓く感覚があった」等の感想があった。数学的な見方・考え方や理科の見方・考え方を組み合わせるなどして働かせ、課題を解決する経験を提供することができた。

イ 集中型は「科学の祭典」研究発表会においてポスター発表を行い、通年型は年度末に都庁内で成果発表会を行い、プレゼンテーション能力の向上に寄与することができた。

ウ 通年型についても、「研究」に対する興味・関心の高まりに対して、全生徒が「高まった」と回答しており、7か月間研究活動を行うことで身に付いた力として、プレゼンテーション力、科学的に事象を見る力、コミュニケーション力、他者と協力する力を挙げており、科学に対する興味・関心を高めるとともに、コミュニケーション力やプレゼンテーション力を身に付けることができた。

<課題>

幅広い学校から興味・関心の高い生徒を集めるため、活動内容を充実させる必要がある。

<今後の取組の方向性>

社会に応じた研究テーマを設定し、研究内容の充実を図る。

(5) 「チーム・メディカル」による医学部進学への支援（都立学校教育部）

<取組状況>

生徒の多様な進学ニーズに対応するため、戸山高等学校において、医学部等への進学を希望する生徒同士で互いに切磋琢磨し^{せつさたくま}支え合うチームを結成し、進学指導を充実させるとともに、医療への理解を深め医師になる志を育む、3年間一貫した以下に掲げる育成プログラムを実施している。

- ・医学部や病院等への見学・体験の実施
- ・最先端医療に関する講演会
- ・医学部大学教授による模擬授業
- ・医科学系論文指導、小論文指導
- ・個人面談、個別学習管理等

<成果>

令和2年度入試では、目標としている国公立大学医学部の現役合格者数には達しなかったものの（目標6名：実績4名）、学校全体で医学部を目指すことが特別なことでなくなっており、次年度の目標達成も期待できる（令和3年度入試での国公立大学医学部現役合格者数8名）。

<今後の取組の方向性>

引き続き、キャリア教育と学習支援を2本の柱とし、さらに、医療分野の課題研究、論文作成により医師に必要となる主体性の向上と、他者と協力して課題解決を図るコミュニケーション能力の育成に取り組んでいく。

(6) 「理数科」の設置（都立学校教育部）

<取組状況>

平成31年2月策定の都立高校改革推進計画 新実施計画（第二次）に基づき、理数系分野の幅広い素養と、情報活用能力等を高いレベルで併せもち、それらを生かして新しい価値（イノベーション）を生み出すことのできる人材を育成することを目的として、理数科の設置に向けた検討を行っている。

対象校	内容	改編予定年度
立川高校	普通科の一部を理数科に改編	令和4年度

※このほか、多摩地域における理数科の設置の進捗状況等を踏まえ、23区内においても理数科の設置を検討

<成果>

令和元年5月に都立高校における理数科の設置理念や育成を目指す生徒像、教育活動の基本的な方針等の基本的な在り方を検討するため、「都立高校における理数科の在り方に関する検討委員会」を設置し、令和2年3月に検討結果を報告した。

<今後の取組の方向性>

都立高校における理数科の在り方に関する検討委員会報告書に基づきつつ、各学校の教育実践の成果や伝統等を踏まえ、教育理念や教育内容等の具体化に向けた検討を行う。また、理数科の設置に向けた環境整備を進めていく。

3 高大連携の推進（指導部・都立学校教育部）

(1) 首都大学東京（現：東京都立大学） 都立高校生のための先端研究フォーラム（指導部）

<取組状況>

希望する都立高校生を対象として、平成 29 年度から、大学教授が最先端の研究内容を講演する首都大学フォーラムを、平成 30 年度から、生徒が大学の研究室で研究を実体験する理数探究ラボを実施してきた。

平成 30 年 9 月には、これまでの取組を踏まえ、都立高校生の学問的な探究意欲を喚起し、志を高めるとともに、大学での研究活動に対応できる資質能力を向上させることを目的として、首都大学東京と連携協定を締結した。

<成果>

- ・令和元年 7 月 11 日（木）第 3 回首都大学東京 都立高校生のための先端研究フォーラムの実施
都立高等学校・都立中等教育学校 46 校で生徒 309 名、教員 32 名が参加した。
- ・理数研究ラボの実施

参加した生徒からは、科学に対する興味・関心を高めるとともに、コミュニケーション力やプレゼンテーション力を身に付けることができたとの感想などがあった。

<課題>

- ・講演内容がやや高度であったとの感想もみられたため、今後は、講演内容について事前に概要を把握することのできる教材等の配布の検討が必要である。
- ・幅広い学校から興味・関心の高い生徒を集めるため、活動内容を充実させる必要がある。

<今後の取組の方向性>

連携協定に基づき、考古学、宇宙物理、無線通信の三つのテーマについて、東京都立大学が都立高校生向けに開講するゼミ等において、生徒が大学レベルの研究に継続して取り組むことができるようにしていく。

(2) 東京農工大学との高大連携の推進（指導部・都立学校教育部）

①指導部の取組

<取組状況>

東京農工大学の有する高度な教育・研究力を生かして、都立多摩科学技術高等学校の生徒に大学への進学を見据えた専門的な教育機会を提供するとともに、高校教育から大学院教育までの 12 年間を一貫したプログラムを開発することを目的として、平成 31 年 3 月に連携協定を締結した。

＜今後の取組の方向性＞

連携協定に基づき、大学教員による生徒の研究に対する指導や、大学の研究室における専門性の高い実験の継続的な実施など、12年間のプログラムのうち高校段階のプログラムの一部を開始するとともに、高校教育と大学教育の円滑な接続に向けた検討を更に進めていく。

②都立学校教育部の取組

＜取組状況＞

平成31年2月策定の都立高校改革推進計画 新実施計画（第二次）に基づき、東京農工大学との連携により、世界の第一線で活躍する研究者としての素養を高校教育から大学・大学院教育まで継続的に育成するプログラムの開発を行う。

＜成果＞

令和元年度は、令和3年度から開始する高大接続プログラムの準備期間に位置付けられており、東京農工大学と事業連携対象の都立多摩科学技術高等学校と協議を重ねることにより、具体的な取組内容を決定することができた。

＜課題＞

令和3年度からの開始に当たり、実施上の具体的な課題の整理
都立多摩科学技術高等学校から東京農工大学への高大接続プログラムの具体的な検討

＜今後の取組の方向性＞

高大接続プログラムのうち高校段階での取組内容をより具体的に検討していく。令和2年度から実施することができる取組については、実施する予定である。

また、高大接続プログラムのうち高校段階から大学入学段階、大学入学以降の段階についても検討し、高校から大学院後期課程までの12年間を見通した高大接続プログラムの開発に向けて取り組んでいく。

(3) 総合学科高校における高大連携の推進（都立学校教育部）

＜取組状況＞

平成31年2月策定の都立高校改革推進計画 新実施計画（第二次）に基づき、総合学科高校における高大連携を更に推進し、大学の高いレベルの研究手法や指導法を学ぶことにより、課題研究を深化させ、高校での学びを生かした大学との円滑な接続を実現させる。

＜成果＞

令和元年5月に総合学科高校10校及び本庁（指導部・都立学校教育部）による連絡協議会を設置し、連携先候補大学の選定や、連携内容について検討した。

総合学科高校生の課題研究を大学のもつ研究手法・指導法により深化させるとともに、大学との円滑な接続等を図るなど幅広く連携事業を推進していくため、令和2年3月に産業能率大学との間で連携協定を締結した。

＜今後の取組の方向性＞

大学教員を講師とした総合学科高校の教員向けの講習会の実施や各学校のニーズに応じた生徒への学

習支援、大学教員による課題研究発表時の指導講評、生徒の大学講義の体験受講など連携内容について、今後検討していく。

(4) 「志」育成事業の推進（指導部）

<取組状況>

ア 令和元年6月12日（水）

第7回 東京工業大学 都立高校生のための先端科学・技術フォーラム（参加者 502名）

イ 令和元年7月11日（木）

第3回 首都大学東京 都立高校生のための先端研究フォーラム（参加者 341名）

ウ 令和元年8月1日（木）

2019年度 高校生のための都医学研フォーラム（参加者 37名）

エ 令和元年8月22日（木）、23日（水）

第1回 東京大学ニューロインテリジェンス国際研究機構

東京都立高校生等向け研究体験 Meet the young Scientist!～（参加者 42名）

オ 令和元年10月26日（土）

京都大学高校生フォーラム in TOKYO（参加者 150名）

カ 令和元年11月13日（水）

2019年コスモス国際賞受賞記念講演会（参加者 156名）

<成果>

- ・最先端の技術について分かりやすく、実験も交えた講演により、質の高い質疑応答が多く出るなど生徒の興味・関心を十分に引き出すことができた。
- ・高等学校における基礎的な学習の積み重ねの重要性が指摘され、普段の学習への意欲が湧いたという感想を記入する生徒が多く見られた。
- ・実際に MRI やマウスの脳構造など言葉だけでなく体験により脳科学に触れることができた。一分野ではなく多分野による IRCN だからこそ多面的に学ぶことができた。
- ・都立高校生等による研究発表及びパネルディスカッションは、参加した生徒に対して、そのハイレベルな研究内容で驚きを与えるとともに、研究意欲を大いに刺激し、大学進学への目的意識を高めさせることができたという点で本フォーラムの目的を達成することができた。
- ・世界を舞台に活躍する学者による最先端の研究成果を踏まえた講演が、参加した生徒の知的好奇心を大いに刺激し、これから研究を進めていく上でのモチベーションを高めさせた。

<課題>

- ・フォーラムの内容に対する理解をより深め、自己の在り方等の意識を高めるために参加する生徒に予備知識を与えるなどの検討が必要である。
- ・開催時期を考慮したり、より早い時期から参加募集をかけたりにするなどしてより多くの生徒が参加できるような企画とするべく努めていく。

<今後の取組の方向性>

- ・科学・技術の分野における最新の研究成果等に関する講演や、新学習指導要領を見据えた探究活動の成果発表を行うことにより、生徒が大学に進学し、研究することの意義に対する理解を深めると

ともに、研究者・技術者の人間的な魅力に触れ、大学進学後の自己の在り方や生き方への意識を高める。

- ・開催時期の検討をするとともに、内容の充実を図る。

<東京都教育ビジョン（第4次）>

基本的な方針	2	社会の持続的な発展を牽引する力を伸ばす教育
施策展開の方向性	5	高度に情報化した社会で活躍できる力を伸ばす教育を推進します。
予算額：587,740千円		決算額：488,020千円
従事職員数 11人（指導主事 5人）		

1 小学校におけるプログラミング教育の推進（指導部）

(1) 企業等と連携したプログラミング教育の推進

<取組状況>

ア プログラミング教育推進校の指定

都内公立小学校において、企業等と連携した効果的なプログラミング教育が行われるようにするため、平成30年度に引き続き「プログラミング教育推進校（以下「推進校」という。）」75校を指定し、推進校が開発した指導計画や教材を、区市町村教育委員会が域内の小学校に普及することを支援した。

- ・推進校設置区市町村 23区26市4町2村

イ 企業等と推進校の連携

平成30年度に引き続き、企業等の支援団体（27団体）が、各推進校における指導計画や教材開発を直接支援した。この他3団体が、推進校の活動の一部を支援した。いずれの団体も、「地域教育推進ネットワーク東京都協議会」の会員団体である。

ウ 区市町村教育委員会主催の研究報告会の実施

推進校の研究成果を、区市町村教育委員会主催の研究報告会を通して域内の他の小学校へ普及・啓発した。

各区市町村教育委員会主催の研究報告会は、域内の小学校等の教員を集め、令和元年6月21日から令和2年2月21日までの間に72回実施された。

エ 導入支援コンテンツ（「情報教育プログラム」）の作成

小学校におけるプログラミング教育を確実に実施するため、推進校が開発した指導事例等を取りまとめた指導資料「情報教育の推進に向けて」を作成し、令和2年3月に都内全公立学校に配布した。

- ・掲載した指導事例 35例、掲載したカリキュラム例 7例

オ 導入支援コンテンツ（「研修映像教材」）の制作

小学校におけるプログラミング教育を確実に実施するため、推進校における実践を映像に取りまとめ、全国の教員が広く研修等に利用できる研修映像教材を作成し、令和2年3月から順次公開した。

- ・制作した研修映像教材 8種類 計20本

カ 東京都小学校プログラミング教育フォーラムの開催

都内公立小学校等の教員等を対象に、推進校が研究開発した指導事例等を全都に周知することを目的として、学識経験者や文部科学省担当者の参画を仰ぎ、東京都小学校プログラミング教育フォーラムを開催した。

- ・日時 令和2年1月16日（木）午後1時から午後4時45分まで
- ・会場 響きの森文京公会堂（文京シビックホール） 大ホール（東京都文京区）
- ・実践事例の発表校数 2校

基本的な方針 2 社会の持続的な発展を牽引する力を伸ばす教育

- ・ロビー内におけるブース発表 推進校 75 校（全校）、支援団体 12 団体
- ・参会者 1,532 名（都内公立全小学校から 1 名以上の参加を求めた。）

<成果>

文部科学省「令和元年度市町村における小学校プログラミング教育に関する取組状況等調査」（令和 2 年 1 月 9 日公表）の結果より、令和 2 年度からのプログラミング教育の全面実施について、都内全ての区市町村において、今年度中に準備が完了したことが明らかになった。

	区	市	町	村	計
各校 1 人以上の教員が、実践的な研修、又は授業・模擬授業を実施済と把握していると回答した区市町村	18 区	16 市	4 町	7 村	45 自治体
令和元年度末までには各校 1 人以上の教員が、実践的な研修、又は授業・模擬授業を実施する予定であると把握している区市町村	5 区	10 市	1 町	1 村	17 自治体
計	23 区	26 市	5 町	8 村	62 自治体

<課題>

- ・推進校の実践や映像教材を更に周知すること。
- ・小・中・高等学校を見通したプログラミング教育のカリキュラム案を開発すること。

<今後の取組の方向性>

推進校の実践事例、映像教材や、令和 2 年度に指定する情報教育研究校における研究成果について、令和 2 年度中に開設するホームページ「情報教育ポータル」において、周知を図っていく。

2 「都立学校スマートスクール構想」の推進（総務部）

(1) 「都立学校 ICT パイロット校」事業

<取組状況>

平成 28 年度から令和元年度まで、都立高等学校 1 校、都立中等教育学校 1 校において、生徒・教員に家庭へ持ち帰りが可能なタブレット PC を一人一台配備し、授業や家庭学習での ICT 活用の推進や様々な活用方法について実践し、ICT を効果的に活用した教育活動による学力の向上と教員の負担軽減について研究した。

<成果>

ア 弱点補強の推奨動画を自宅で視聴する取組や生徒一人一人の習熟度に合わせた練習問題等を週末に課題として配信するなど、生徒の学力向上を図った。

イ 一人一台のタブレット PC を活用し「朝学習」、「全員合格小テスト」、「夏期休業日中の課題配信」を実施し、生徒の基礎学力向上を図った。

ウ Web による学校評価アンケートの実施やペーパーレス職員会議等、校務削減につながる取組を行った。

<課題>

ICT 機器を活用し、主体的・対話的で深い学びを実現するとともに、資質・能力育成型授業への転換を図ることが課題である。

<今後の取組の方向性>

ICT を活用して、Society5.0 に不可欠な生徒一人一人の資質・能力を最大限伸ばす学習方法を開発する指定校事業を実施する。

(2) BYODを活用した教育の促進

<取組状況>

都立学校7校の普通教室等にWi-Fi環境を配備し、また3校の校内にモバイル・ルーターを配備し、生徒が所有するICT機器等の効果的な活用法や校内のルール作りなどの研究を実施した。

<成果>

生徒が所有するICT機器等の効果的な活用法や校内のルール作りなどの研究を実施し、成果について成果報告会及び公開授業を実施し、全都立学校へ普及を図った。

<課題>

生徒が所有するICT機器等を活用し学習支援クラウドサービス等を利用することによる、双方向型授業への転換

<今後の取組の方向性>

ICT を活用して、Society5.0 に不可欠な生徒一人一人の資質・能力を最大限伸ばす学習方法を開発する指定校事業を実施する。

(3) 「都立学校スマートスクール構想」の実現に向けた取組

<取組状況>

ア 学習データ等の効果的な活用を図り、教育の質の向上や校務削減を実現することを目的とした実証研究を進めるための計画立案を実施した。

イ 都立学校7校に採点支援システムを導入し、定期考査や小テスト等の採点業務を正確かつ効率的に行うことで、採点誤りの防止と教員の業務縮減を図るとともに問題ごとの正答率等を集計・分析し、授業改善や生徒の補習等の取組を推進する取組を実施した。

<成果>

ア 学習データ等の効果的な活用を図るため、「基礎学力の徹底」、「長所を伸ばす教育の強化」及び「教員の長時間労働の改善」の視点から、サービス整備として取り組む項目を検討した。

イ 採点支援システムを導入し、定期考査における教員の業務縮減効果を確認した。

<課題>

ア セキュリティを確保し、学習系データと校務系データのデータ連携を進めるための基盤整備

- イ 採点支援システムの導入により得られた問題ごとの正答率等を集計・分析することで、授業改善や生徒の補習等の充実

<今後の取組の方向性>

- ア 学習データ等の効果的な活用を図るためのデータの取扱いについて研究するとともに、学習系データと校務系データのデータ連携を図る実証研究を推進する。
- イ 都立学校7校において、採点支援システムの導入を継続し、定期考査や小テスト等の採点業務を実施しその効果を検証するとともに、蓄積されたデータを活用し、学力向上のために弱点を見える化するなど生徒の力を最大限伸ばす質の高い学びを実現するための研究を実施する。

(4) ゆめナビプロジェクト（再掲）

<取組状況>

- ア 学習することの意味付け
キャリア教育の充実
 - (ア) 社会的・職業的自立支援プログラム（地域教育支援部事業）などを活用し、キャリア教育の充実を図る。
 - (イ) インターンシップの充実を図る。
- イ 高校で身に付けるべき学力の定着
教科指導の充実
 - (ア) 学力不振による中退者数の把握
 - (イ) 教科会の実施
 - (ウ) 東京リ・スタディを作成し全校に配布
- ウ 生徒が意欲的に学ぶことを支援
個に応じた指導の体制確立
 - (ア) ケース会議の実施
 - (イ) オンライン個別学習の活用
永山高校、若葉総合高校、東久留米総合高校で実施

<成果>（令和元年度は12月末時点）

- ア 学習することの意味付け
 - (ア) 社会的・職業的自立支援プログラムへの参加生徒数の増加（平成29年度：9,202名、平成30年度：17,722名、令和元年度：17,299名）
 - (イ) インターンシップを実施（平成29年度：8校、平成30年度：10校、令和元年度：10校）
- イ 高校で身に付けるべき学力の定着
学力不振による中退者数の減少（平成29年度：105名、平成30年度：67名、令和元年度：48名）
- ウ 生徒が意欲的に学ぶことを支援
 - (ア) ケース会議の実施回数の増加（平成29年度：年間3.8回、平成30年度：年間平均4.3回、令和元年度：4.5回）
 - (イ) 個人カルテ作成率の増加（平成29年度：56%、平成30年度：67%、令和元年度：77%）

<課題>

令和元年度で事業終了

<今後の取組の方向性>

令和元年度で事業終了

3 情報活用能力等を兼ね備え、新たな時代を牽引する理数系人材の育成（都立学校教育部）

(1) 「理数科」の設置（再掲）

<取組状況>

平成 31 年 2 月策定の新実施計画（第二次）に基づき、理数系分野の幅広い素養と、情報活用能力等を高いレベルで併せもち、それらを生かして新しい価値（イノベーション）を生み出すことのできる人材を育成することを目的として、理数科の設置に向けた検討を行っている。

対象校	内容	改編予定年度
立川高校	普通科の一部を理数科に改編	令和 4 年度

※このほか、多摩地域における理数科の設置の進捗状況等を踏まえ、23 区内においても理数科の設置を検討

<成果>

令和元年 5 月に都立高校における理数科の設置理念や育成を目指す生徒像、教育活動の基本的な方針等の基本的な在り方を検討するため、「都立高校における理数科の在り方に関する検討委員会」を設置し、令和 2 年 3 月に検討結果を報告した。

<今後の取組の方向性>

都立高校における理数科の在り方に関する検討委員会報告書に基づきつつ、各学校の教育実践の成果や伝統等を踏まえ、教育理念や教育内容等の具体化に向けた検討を行う。また、理数科の設置に向けた環境整備を進めていく。

<東京都教育ビジョン（第4次）>

基本的な方針	3	グローバルに活躍する人材を育成する教育
施策展開の方向性	6	生きた英語が身に付き、コミュニケーション能力を伸ばす教育を推進します。
予算額：4,496,456千円 決算額：3,609,750千円		従事職員数12人（指導主事7人）

1 小学校における英語教育の充実（人事部・指導部）

(1) 小学校における英語教科化に向けた指導体制の整備（指導部）

<取組状況>

令和元年度は小学校外国語指導の具体的なイメージを小・中学校教員がもち、指導改善につなげられるように、小学校外国語授業の実践事例等を収録した指導資料DVDを作成・配布した。指導主事連絡協議会や学校の訪問を通して、新学習指導要領の趣旨の徹底を図っていくとともに、英語専科教員の専門性向上をねらいとして、年3回の「小学校英語専科教員連絡協議会」を行った。また、新規英語専科教員の配置校を指導訪問し、授業の指導・講評等を行い、小学校英語専科教員の授業力向上への支援を行った。

<成果>

- ・夏季休業中の研修会等で活用できるように、令和元年7月に「小学校第5・6学年外国語指導資料DVD」を作成し、都内公立小学校、中学校、特別支援学校に配布した。
- ・新規英語専科教員の配置校全校を指導訪問
- ・「英語専科教員連絡協議会」において、指導に対して不安があると回答する教員の割合が11%減少

第1回（1学期実施）	第3回（3学期実施）
36%	25%

<課題>

令和2年度からの新学習指導要領全面実施に向けて、新たに始まる教科としての英語の評価について国の参考資料提供が令和2年3月の提供になったことに伴い、十分な周知を行うことが必要である。

<今後の取組の方向性>

「小学校外国語担当教員指導連絡協議会」を開催し、外国語担当指導主事、英語専科教員を含めた各校で外国語を推進する教員等に新学習指導要領の趣旨や外国語の評価における留意点を伝えていく。

令和2年度においても、「英語専科教員連絡協議会」、新規英語専科教員の配置校への指導訪問を継続し、英語専科教員の専門性向上を図っていく。

(2) 英語教育を推進する教員の活用（人事部）

<取組状況>

グローバル人材育成のための英語教育の充実と令和2年度からの小学校の英語教科化への対応を図るため、教員採用候補者選考において小学校全科（英語コース）を設置

<成果>

英語教育を推進する教員の採用（令和元年度）

	採用見込数	応募者数	受験者数	名簿記載者数	倍率
小学校全科（英語コース）	30人	44人	36人	14人	2.6倍

<課題>

小学校全科（英語コース）の受験資格を、小学校（全科）教諭免許状と中学校又は高等学校教諭の「英語」免許状の両方を有する者としているため、受験者拡大に向けた取組が必要である。

<今後の取組の方向性>

小学校（全科）教諭免許状と中学校又は高等学校教諭の「英語」免許状の両方を取得可能な大学へのPR活動を引き続き実施する。

(3) 小学校教員の海外派遣研修（指導部）

<取組状況>

グローバル人材育成のための英語教育の充実と令和2年度からの小学校の英語教科化への対応を図るため、140名を定員として、外国語（英語）科教員及び小学校全科教員を約3か月間英語圏の大学に派遣し、英語の4技能に優れ専門性の高い教員の育成に向けて集中的に研修を実施した。都教育委員会と覚書を締結している国・地域（カナダ ブリティッシュ・コロンビア州、オーストラリア ニュー・サウス・ウェールズ州、クイーンズランド州及びニュージーランド）を中心に、これまでに734名の教員を派遣している。

【令和元年度実績】

第1期（37名）…6月16日～8月24日、6月17日～8月25日

- ・ニュージーランド（マッセー大学）
- ・カナダ（ブリティッシュコロンビア大学）

第2期（16名）…7月27日～10月6日

- ・カナダ（サイモンフレーザー大学）

小学校派遣（38名）…7月27日～8月24日

- ・オーストラリア（グリフィス大学）

国際交流（1名）…6月16日～8月24日

- ・ニュージーランド（マッセー大学）

IBコース担当教員（4名）…7月27日～10月6日

- ・カナダ（サイモンフレーザー大学）

<成果>

派遣教員は、最新の英語教授法を学び、指導力を高めるとともに、異文化理解を進め、生徒の英語力の向上と国際理解の推進に尽力するとともに、研修の成果を自校のみならず、自地区の他の教員に広め、英語の指導力の向上を図ることができた。具体的姿としては以下が挙げられる。

- ・最新の英語教授法の習得により、授業構成やグループ・ワークなどの授業形態、発問の方法等が多様になり、児童・生徒の言語活動の時間が増加

基本的な方針3 グローバルに活躍する人材を育成する教育

- ・児童・生徒の理解促進や主体的な活動の時間確保を目的としたICT機器を活用した授業の実践力が向上
- ・児童・生徒への英語での問い掛けなど、授業における教員の英語使用割合が増加し、生徒の英語使用を重視する授業に変容
- ・派遣後、公開授業や研修報告を行うなどして研修成果を共有することで、学校内外において各校種の教員を牽引
- ・派遣教員の指導力向上や異文化理解の深まりにより、児童・生徒の他国の文化に対する興味や英語の授業への参加意欲が向上
- ・所属管理職が作成した派遣教員評価表における英語の指導力に関する肯定的意見 99%
- ・令和元年度より国際教育担当教員及びIBコース担当教員のコースを新設し、グローバル人材の育成を更に促進
- ・IBコース担当教員については国際バカロレアディプロマプログラムの専門的知識が身に付き、指導力が向上
- ・国際交流に係るプログラムや実習等を受講することを通して、国際交流の専門的な知識を身に付け、企画力や運営力が向上

<課題>

派遣教員を中心に指導力の向上が図られているものの、東京都における英語教育の改善を実現するには、研修内容の更なる充実を図りながら、引き続き本研修を実施していく必要がある。特に小学校英語教科化に関して、円滑な移行を実現するため、教員の指導力の更なる向上を図り、児童・生徒へ還元することが求められている。

<今後の取組の方向性>

本研修を継続実施するとともに、学校現場のニーズに合致した研修内容の更なる精選を通して、より高い指導力や豊かな国際感覚を身に付けた教員を更に多く養成し、英語授業等の改善を図っていく。また、覚書を最大限活用し、現地教育機関と連携することで、より効果的な派遣事業の在り方等の検討を進める。

2 中学校における英語教育の充実（指導部）

(1) 英語「話すこと」の評価を行うスピーキングテストのプレテストの実施

<取組状況>

平成31年3月に公表した「民間資格・検定試験を活用した東京都中学校英語スピーキングテスト（仮称）事業」の募集要項により事業者の公募を行い、審査を経て事業者を決定した。また、都内公立中学校3年生約8,000人を対象としてプレテストを実施した。

<成果>

本事業に関する基本的事項、実施運営等を取りまとめ、事業者と協定を締結した。

プレテストの成果、課題等の検証結果を取りまとめ、次年度以降の確認プレテスト等の実施に向けて検討を行った。

<課題>

中学校英語スピーキングテストの本格実施に当たり、中学校における英語4技能育成に向けた「話すこと」の指導の充実が図れるよう、学校関係者に向けた周知を引き続き行っていく必要がある。

また、令和2年度の都内公立中学3年生全生徒を対象とした確認プレテスト、令和3年度から始まるスピーキングテストに向けて、公平で公正なスピーキングテスト実施のための準備を進めていく必要がある。

<今後の取組の方向性>

事業者と連携の上、スピーキングテストの準備を進めるとともに、学校関係者へ向けた周知を行っていく。

(2) 中学校英語科教員を対象とした研修の実施

<取組状況>

平成29年度より3年間、中学校英語科全教員を対象とした研修「生徒の英語によるパフォーマンスを高めるための研修」を実施し、新学習指導要領に対応した中学校英語の指導方法及び評価方法の改善方法について発信した。令和元年度は受講者198名うち、132名が新規採用者であることを踏まえ、研修内容を過去2年間から見直し、指導教諭等の模擬授業や実践発表を取り入れるなど、より実践的な内容を加えて実施した。また、本研修3年間で発信してきた、新学習指導要領実施に向けた指導と評価の改善について、研修修了者が引き続き取り組めるように、指導資料冊子「生徒の英語によるパフォーマンスを高めるための指導資料」にまとめ、都内公立小学校、中学校、特別支援学校に配布した。

<成果>

- 平成29年度～令和元年度の3年間で「生徒の英語によるパフォーマンスを高めるための研修」を英語科教員全教員2,158名が受講

平成29年度の受講者 1,278名

平成30年度の受講者 673名

令和元年度の受講者 194名

令和元年度代替研修の受講者 13名

- 令和元年度「生徒の英語によるパフォーマンスを高めるための研修」における参加教員（194人）のアンケート結果

研修内容を「よく理解できた」「理解できた」の合計

パフォーマンステスト実施の目的について 100%

パフォーマンステスト実施における課題について 99.5%

生徒の課題の把握について 97.9%

授業改善の方策について 98.4%

- 英語教育実施状況調査（パフォーマンステストの実施状況）スピーキングテストを実施した回数

平成28年度 5,909回

平成29年度 6,141回（平成28年度より 232回増）

平成30年度 6,534回（平成29年度より 393回増）

令和元年度 7,729回（平成30年度より1,195回増）

<課題>

新学習指導要領実施に向け、求められる指導と評価の改善の方向性についての周知は進んだが、「生徒の英語によるパフォーマンスを高めるための研修」の受講者アンケートには、実際の授業を参観し、理解を深めたいという声が見られた。新学習指導要領実施に向けた移行期間最終年度である令和2年度は、新学習指導要領に対応した授業を実際に見られる機会を提供し、更に指導と評価の充実を図っていくことが必要である。

また、小学校が令和2年度から新学習指導要領全面実施になることに伴い、外国語における小・中の連携がこれまで以上に重要となる。

<今後の取組の方向性>

令和2年度は、これまで、「生徒の英語によるパフォーマンスを高めるための研修」や「生徒の英語によるパフォーマンスを高めるための指導資料」において発信してきた内容を、授業において実践する具体的なイメージを教員が理解できるようにしていく。その実現に向け、新学習指導要領において、指導のポイントとなる項目を研修テーマとして設定した公開授業、「生徒の英語によるパフォーマンスを高めるための授業力向上セミナー」を年4回実施する。「生徒の英語によるパフォーマンスを高めるための授業力向上セミナー」のうち、1回を小・中連携をテーマとした回とするとともに、各回の学習指導案に、授業で意識した小・中連携の視点を盛り込むようにしていく。さらに、小・中連携の取組事例はリーフレットにまとめ、発信していく。

3 高等学校における英語教育の充実（指導部）

- (1) JETプログラムによる外国人英語指導者の活用
- (2) 「東京グローバル10」の指定継続
- (3) 「東京イングリッシュ・エンパワーメント・プロジェクト（TEEP）」の実施

<取組状況>

生徒にコミュニケーションツールとして使える英語力を身に付けさせ、国際理解教育の推進を図るため、引き続き全ての都立高等学校（夜間定時制課程単独校は除く。）及び中高一貫教育校にJETプログラムによる外国人指導者（以下「JET青年」という。）を配置し、授業でのティーム・ティーチングの実施や部活動等での日常的な交流を促進させた。また、英語教育の改善を図るために、JET青年の指導力を向上させ効果的に活用した授業の実践例を共有するとともに、学校生活の中で日常的に英語に触れる機会を拡大させ、体験的に英語を使う場面を校内に設定する「Tokyo English Empowerment Project」（以下「TEEP」という。）を継続実施し、生徒が英語で発信する力の向上を図った。

さらに、都立高等学校における「東京グローバル10」の指定を継続し、高い英語力によるコミュニケーション能力、異文化への理解や適応力、国際貢献への意欲等を高め、将来、国際社会の様々な分野・組織で活躍できるグローバル・リーダーの育成を図った。あわせて、生徒の使える英語力の向上を図るため、特に「聞く」、「話す」に重点を置いたきめ細かい指導を行うなど英語教育を先導する「英語教育推進校」の40校の指定も継続した。これら、「東京グローバル10」及び「英語教育推進校」では、JET青年の複数配置をするとともに、オンライン英会話をはじめとするICTを活用した授業や外部検定試験受験支援を行うなど、教育環境の整備を行った。

基本的な方針3 グローバルに活躍する人材を育成する教育

- ・ JET プログラムによる外国人英語指導者の配置人数

年度	H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30	H31
実績	5人	5人	5人	100人	200人	200人	220人	239人	239人

- ・ 「東京グローバル10」指定校（10校）

日比谷高等学校、深川高等学校、西高等学校、国際高等学校、飛鳥高等学校、千早高等学校、小平高等学校、小石川中等教育学校、三鷹中等教育学校、立川国際中等教育学校

- ・ 「英語教育推進校」指定校（40校）

青山高等学校、竹早高等学校、白鷗高等学校、上野高等学校、三田高等学校、大田桜台高等学校、両国高等学校、墨田川高等学校、城東高等学校、小松川高等学校、小岩高等学校、富士高等学校、調布北高等学校、狛江高等学校、小山台高等学校、駒場高等学校、新宿高等学校、戸山高等学校、大泉高等学校、町田高等学校、八王子東高等学校、松が谷高等学校、日野台高等学校、翔陽高等学校、立川高等学校、昭和高等学校、国立高等学校、武蔵高等学校、武蔵野北高等学校、小金井北高等学校、保谷高等学校、多摩科学技術高等学校、国分寺高等学校、桜修館中等教育学校、南多摩中等教育学校、杉並高等学校、成瀬高等学校、府中高等学校、福生高等学校、羽村高等学校

<成果>

JET 青年は学校に配属された後、日本人教員と協力しながら指導計画を考えたり、自作の教材を開発したりするなど、積極的に生徒の指導に関わっている。また、英語部等で英語劇やディベートの指導に当たったり、ランチタイム英会話を設けて交流を図ったりするなど、授業以外の活動にも取り組んでいる。これらの交流により、全ての都立高等学校及び中高一貫教育校において、生徒が日常的に生きた英語に触れる機会が増え、異文化理解を深めることができた。

「東京グローバル10」の指定においては、指定校に重点配置された JET 青年等を活用した効果的な授業を実践するなど、英語科教員の指導力が向上するとともに、発信力を高める指導を強化するなど英語授業の改善が進められている。指定校全校での海外語学研修の実施や積極的な留学生の受入れなど、国際理解教育への取組も拡充し、グローバル・リーダー育成に向けた素地が作られた。

「東京グローバル10」及び「英語教育推進校」では、オンライン英会話の導入をはじめとする ICT を活用した授業や外部検定試験支援、「CAN-DO リスト」の作成を行うなど、「聞く」「話す」技能も含めた 4 技能をバランス良く育成することができた。

<課題>

世界各国から来日している JET 青年は、日本の文化や学校教育に順応し、効果的な指導を身に付けるまでに一定の時間を要する。また、JET プログラムによる外国人英語指導者を効果的に活用している学校が多数ある一方で、活用方法を模索している学校もある。今後実施が予定されている、国の「高校生のための学びの基礎診断」及び「大学入学共通テスト」などへの対応も含め、4 技能をバランス良く育成することが一層重要であり、生徒の「聞く」「話す」能力の育成に重点的に取り組む必要がある。

<今後の取組の方向性>

JET 青年を効果的に活用した授業の実践例や指導案、授業以外での活用事例などを積極的に収集し、全都立高校及び中高一貫教育校で共有し、英語の授業改善を図る。また JET 青年が配置校において、より効果的な指導を行えるよう到来日時研修や指導力向上研修の改善を図るとともに、JET と英語科教員に対する研修を設定するなどして、効果的な指導法等についての周知を図る。

基本的な方針3 グローバルに活躍する人材を育成する教育

また、令和2年度は「東京グローバル10」及び「英語教育推進校」において、引き続きJET青年を複数配置するとともに、学校生活の中で、日常的に英語に触れる機会を拡大させ、体験的に英語を使う場面を校内に設定するTEEPを継続実施し、JET青年とともに英語で会話や議論を行い、生徒が英語で発信する力の一層の向上を図る。さらに、オンライン英会話、外部検定試験受験支援等を一層活用し、「聞く」「話す」技能も含めた4技能をバランス良く育成し、生徒の使える英語力の向上に向けて取り組んでいく。

(4) 「英語教育推進校」事業の実施

<取組状況>

生徒の使える英語力の向上を図るため、特に「聞く」、「話す」に重点を置いたきめ細かい指導を行うなど英語教育を先導する「第二期英語教育推進校」の40校の指定をした。

推進校40校に対しては、JET青年の複数配置をするとともに、オンライン英会話をはじめとするICTを活用した授業や外部検定試験受験支援を行うなど、教育環境の整備を行った。

・「第二期 英語教育推進校」指定校（40校）

都立青山高等学校、都立竹早高等学校、都立白鷗高等学校、都立上野高等学校、
都立三田高等学校、都立大田桜台高等学校、都立両国高等学校、都立墨田川高等学校、
都立城東高等学校、都立小松川高等学校、都立小岩高等学校、都立富士高等学校、
都立杉並高等学校、都立調布北高等学校、都立狛江高等学校、都立小山台高等学校、
都立駒場高等学校、都立新宿高等学校、都立戸山高等学校、都立大泉高等学校、
都立町田高等学校、都立成瀬高等学校、都立八王子東高等学校、都立松が谷高等学校、
都立日野台高等学校、都立翔陽高等学校、都立立川高等学校、都立昭和高等学校、
都立府中高等学校、都立国立高等学校、都立武蔵高等学校、都立武蔵野北高等学校、
都立小金井北高等学校、都立保谷高等学校、都立多摩科学技術高等学校、都立福生高等学校、
都立羽村高等学校、都立国分寺高等学校、都立桜修館中等教育学校、都立南多摩中等教育学校

<成果>

オンライン英会話等の導入をはじめとするICTを活用した授業や外部検定試験支援、「CAN-DOリスト」の作成と「CAN-DOリスト」を活用した英語の指導を行うことなどにより、「聞く」「話す」技能も含めた4技能をバランス良く育成することができた。

<課題>

- ・JET青年を複数配置するとともに、学校生活の中で、日常的に英語に触れる機会を拡大させ、体験的に英語を使う場面を校内に設定するTEEPを継続実施し、JET青年とともに英語で会話や議論を行い、生徒が英語で発信する力の一層の向上を図る。
- ・オンライン英会話、外部検定試験受験支援等を一層活用し、「聞く」「話す」技能も含めた4技能をバランス良く育成し、生徒の使える英語力の向上に向けて引き続き取り組んでいく。

<今後の取組の方向性>

令和2年11月頃に全都立高校等に対して、推進校の成果発表等を通して広める。

4 学校外における英語に触れる機会の充実（指導部）

(1) 「TOKYO GLOBAL GATEWAY」の運営支援

<取組状況>

児童・生徒が英語を使用する楽しさや必要性を体感でき、英語学習の意欲向上のきっかけ作りとなる環境を整備するための体験的で実践的な学習を行う場として「TOKYO GLOBAL GATEWAY」(TGG)を平成30年9月に開設し、平成30年度は約5万人、令和元年度は約9万人が利用した。

<成果>

多くの利用者から「楽しかった」「今後の英語学習の刺激になった」との回答を得ている。

<課題>

今後、多くの学校が利用し有意義な体験ができるよう、事業者とともに内容の充実を図る。また、利用者拡大に向け、教育関係者に加え保護者に対しても、施設の意義やメリットを分かりやすく発信することが必要である。

<今後の取組の方向性>

事業者と連携しながら、充実したプログラムの提供・改善や、都内外の学校や教育委員会、保護者等に対する広報を引き続き行う。

また、TOKYO GLOBAL GATEWAY (TGG) の特長を備えた環境を多摩地域でも展開し、世界に羽ばたきグローバルに活躍する人材を育成する。

5 高度で創造的な探求学習の提供（指導部）

(1) Diverse Link Tokyo Edu の構築

<取組状況>

国際感覚や世界的視野、高い英語力により、事象を多面的・多角的に捉え、主体的に課題を見だし分析する深い思考力と、多様な価値観を尊重しながら協働する力、斬新かつ柔軟な創造力によって、解決策を導き行動していくことができる人材を育成するため、高度で創造的な探求学習を社会・世界と連携して提供する都独自の「学びのプラットフォーム」の構築を目指している。

令和元年度は、学校における教育課程におけるきめ細かかつ継続的な取組と、学校の特色を生かした取組を支援したほか、14校を主な対象校として、学校同士の連携の場の提供、アウトプットの場の提供、外部リソースの開拓等を行った。

<成果>

管理機関の下、学校の取組を充実させるため、海外の教育行政機関と「教育に関する覚書」を締結（令和2年2月現在、10か国・地域と締結。引き続き拡大中）しているほか、本事業に関して特化した連携協定を、4大学（クイーンズランド工科大学、オークランド工科大学、東京大学先端科学技術研究センター、東京外国語大学）、1行政機関（米国大使館）と締結

協定に基づき、拠点校・共同実施校・事業連携校等の生徒が参加する高校生国際会議や Tokyo Leading

基本的な方針3 グローバルに活躍する人材を育成する教育

Academy のトライアル、関係校の教員を対象とする教員研修などを実施

日本型教育の体験や日本文化、東京の暮らし等に触れることができる外国人留学生の受入事業「東京体験スクール」を実施。「教育に関する覚書」に基づき、八つの国や地域（カナダ(ブリティッシュ・コロンビア州)、オーストラリア(ニューサウスウェルズ州、南オーストラリア州、クイーンズランド州)、ニュージーランド、タイ、台湾(台北市、高雄市)) から計 98 名の生徒が 7 月と 12 月にそれぞれ 12 日間来日

<課題>

生徒に対し、学校の垣根を超えた取組は、管理機関が機会を創出している。今後は、教員同士の学び合いの機会を創出していく必要がある。

多様な取組を実施しているが、それぞれの取組の関係や、各教科との関連、通常の教科における探究的な学び方の導入、他教科での CLIL と、英語の教科との関連等に配慮することで、更に教育効果を高めることが可能と考えられる。次年度はこうした点に留意する必要がある。

<今後の取組の方向性>

取組内容を可視化し、汎用化する素材として、令和 2 年度に中間報告書の作成を予定している。

<東京都教育ビジョン（第4次）>

基本的な方針	3	グローバルに活躍する人材を育成する教育
施策展開の方向性	7	我が国や郷土の伝統・文化への理解を深める教育を推進します。
予算額：	361,367 千円	決算額： 249,566 千円
		従事職員数：9 人（指導主事 8 人）

1 国際社会に生きる日本人の育成（指導部）

(1) 都独自英語教材「Welcome to Tokyo」の活用

<取組状況>

日本及び東京の伝統・文化、歴史等の理解の促進、英語によるコミュニケーション能力の伸長、東京2020大会に向けた国際教育の推進を目的として作成した都独自の英語教材「Welcome to Tokyo」を、都内公立学校の小学校3年生以上の児童・生徒全員に配布した。

種類は、Beginner（入門編）（小学校3・4年生用）、Elementary（初級編）（小学校5・6年生用）、Basic（基礎編）（中学生用）、Intermediate（発展編）（高校生用）があり、それぞれに付属のDVDと指導資料を用意している。

さらに、Elementary（初級編）及びBasic（基礎編）の日本語版を作成し、国際交流実施校等に配布した。

<成果>

都内公立小学校の外国語活動や総合的な学習の時間、都内公立中・高等学校等の英語の授業における補助教材として活用した。また、東京都教職員研修センターの主催する「東京イングリッシュガイド養成のための指導者研修（Welcome to Tokyo）」において、活用事例の共有や効果的な活用方法に関する協議を行うことで、活用を促進することができた。

日本語版については、生徒がALTやJET-ALT等の外国人講師や海外の高校生（留学受入れ生徒等）とのコミュニケーションを図る活動の題材として活用することで、外国語教育の充実と異文化理解の促進を図ることができた。また、姉妹校交流や国際交流を行う相手先の学校へ、日本や東京の文化・歴史を紹介する時に活用することで、交流活動の契機とすることができた。

<課題>

「Welcome to Tokyo」の活用を年間指導計画に位置付け、英語科の教科書や文部科学省の外国語活動教材と組み合わせて効果的に活用している地区や学校の事例が共有されていない。

日本語版について、各地区や各校で充実した交流活動に活用するための具体的な方法に関する情報提供が必要である。あわせて、日本語学習が必要な児童・生徒への活用に向けて、活用に関する情報提供を行う必要がある。

<今後の取組の方向性>

各学校における活用状況を把握し、各校での指導目標に即した効果的な活用方法に関する情報を集約して、共有を図る。また、外国語（英語科）教員等の海外派遣研修等において、引き続き「Welcome to Tokyo」を活用した授業の実践に関するプログラムを実施する。これにより、児童・生徒が東京や日本の

基本的な方針3 グローバルに活躍する人材を育成する教育

ことを理解し、英語で発信できる力の育成を強化していく。

国際交流の状況や交流における日本語版の活用について、状況を把握し、交流事業での効果的な活用や活用に向けた指導事例等について、共有を図る。

(2) 日本の伝統芸能鑑賞教室

<取組状況>

都立高校生一人一人が、日本の伝統・文化に興味や関心をもつとともに、我が国の伝統芸能に親しみ、理解を深め、その内容を他者に発信していく力を身に付けることを目的とする。平成28年度から平成30年度までに、全ての都立高等学校（全日制）、都立中等教育学校（後期課程）178校に通う生徒が、在学中に一度は日本の伝統芸能に触れる機会を設定した。また、希望する定時制・通信制及び都立中等教育学校の前期課程の生徒が日本の伝統芸能に触れる機会も設定した。

ア 学校独自の伝統芸能鑑賞教室を計画・実施

令和元年度までに

平成28年度伝統芸能鑑賞教室	野村万作	狂言の世界（参加生徒 約2,800名）
平成29年度伝統芸能鑑賞教室	東儀秀樹	雅楽の世界（参加生徒 約6,000名）
平成30年度伝統芸能鑑賞教室	吉田兄弟	邦楽の世界（参加生徒 約2,000名）
	野村万作・萬斎	狂言とは（参加生徒 約2,100名）
	東儀秀樹	雅楽の世界（参加生徒 約5,700名）
令和元年度伝統芸能鑑賞教室	吉田兄弟	邦楽の世界（参加生徒 約1,500名）
	野村万作・萬斎	狂言とは（参加生徒 約1,300名）
	東儀秀樹	雅楽の世界（参加生徒 約4,300名）

<成果>

参加高校生に対して、日本の伝統芸能の第一人者による本物の演技を見せることにより、伝統・文化のすばらしさを実感させることができた。

- 平成30年度日本の伝統芸能鑑賞教室 東儀秀樹 雅楽の世界 事後アンケート結果（5,741名）
日本の伝統芸能に対する興味をもった生徒→約85.7%
- 令和元年度日本の伝統芸能鑑賞教室 東儀秀樹 雅楽の世界 事前事後アンケート結果

		事前	事後	成果
①	日本の伝統芸能について興味をもっている	37.6%	84.2%	46.6ポイント増加
②	日本の伝統芸能の良さを理解している	26.5%	69.2%	42.7ポイント増加

(回答数4,314名)

<課題>

より多様な演目から学校が選択できるよう、演目及び開催日数を増やす。

<今後の取組の方向性>

- ア 都立高校に在籍する生徒が、在学中に一度は古典芸能の第一人者による本物の演技を鑑賞し、体験する機会を創出することを通して、日本の伝統・文化への興味・関心を高めるとともに、価値に気付かせ、日本文化についての発信者としての資質・能力を育成する。
- イ 令和元年度に引き続き、複数校集合型での日本の伝統芸能鑑賞教室を外部会場で実施する。

2 優れた芸術文化に対する理解の促進（指導部）

<取組状況>

(1) 東京 2020 大会に向けた都の文化プログラムの活用による芸術文化の鑑賞・体験

東京都の文化プログラム「Tokyo Tokyo FESTIVAL」や「オリンピック・パラリンピック教育推進支援事業（コーディネート事業）」における教育支援プログラム等を活用し、芸術・文化の鑑賞や体験等を推進し、様々な文化に対する理解を深める取組を行った。

(2) 都立高等学校における文化部活動の振興

- ・令和4年度に開催が内定している第46回全国高等学校総合文化祭東京大会に向けて、都立高等学校の文化部活動の充実を推進するため、東京大会で開催が予定されている部門の文化部活動の活性化と部門内の組織強化を目標に、文化部推進校18校及び文化部新設置推進校4校を指定した。
- ・文化部活動における全国大会参加旅費等を支給した。

(3) 国際的に活躍する芸術家等の招へい

国内外で著名な芸術活動の実績がある芸術家を派遣し、文化部活動に対して実技披露や実技指導を実施することにより、専門的かつ高いレベルの部活動指導を通して、生徒の取組意欲及び技術向上を促進した。

<成果>

(1) 東京 2020 大会に向けた都の文化プログラムの活用による芸術文化の鑑賞・体験

文化プログラム・学校連携事業指定校として、広域活動団体型31校、地域連携型142校を指定した。指定校では、オーケストラや歌舞伎の鑑賞、和太鼓体験等を行い、優れた文化に対する理解を深めた。

(2) 都立高等学校における文化部活動の振興

第43回全国高等学校総合文化祭佐賀大会に、都立高等学校が延べ51校出場した。

項目	成果目標	結果
全国高等学校総合文化祭への都立高等学校の出場校	延べ40校以上	延べ51校

(3) 国際的に活躍する芸術家等の招へい

文化部活動への芸術家派遣事業実施校の生徒を対象としたアンケート結果では、本事業の講演・指導に対する満足度が約92%であった。

項目	成果目標	結果
事後アンケートにおいて「満足」・「やや満足」と回答した生徒の割合	90%以上	91.8%

<課題>

(1) 東京 2020 大会に向けた都の文化プログラムの活用による芸術文化の鑑賞・体験

各学校が取り組んできた様々な文化を理解する取組を、大会後も長く続く教育活動として発展させる必要がある。

(2) 都立高等学校における文化部活動の振興

- ・外部人材を効果的に活用した、生徒の取組意識及び技能を効果的に向上させること。
- ・推進校の取組を他の都立高等学校に普及させ、文化部活動全体の活性化の推進を図ること。
- ・第46回全国高等学校総合文化祭東京大会の実施に向けた、部門内組織を更に強化すること。

(3) 国際的に活躍する芸術家等の招へい

- ・生徒の芸術に対する取組意欲及び技術を効果的に高める芸術家等を適切に派遣すること。

<今後の取組の方向性>

(1) 東京2020大会に向けた都の文化プログラムの活用による芸術文化の鑑賞・体験

東京都の文化プログラムの活用などにより、優れた芸術・文化を鑑賞・体験する取組を促進しオリンピック・パラリンピック教育の充実を図るとともに、学校と地域の芸術文化団体との継続的な連携を構築することにより、東京都の文化プログラムの裾野拡大や東京2020大会のレガシーとなる取組を支援する。

(2) 都立高等学校における文化部活動の振興

- ・全国高等学校総合文化祭東京大会までの取組を通して、推進校の取組や成果を都立高校全体の文化部活動全体の活性化につなげること。

(3) 国際的に活躍する芸術家等の招へい

- ・本事業は今年度限定の事業であり、来年度は実施しない。

3 高等学校における日本史の必修化の推進（指導部）

(1) 都立高等学校における日本史必修化の推進

<取組状況>

日本人としての自覚を高めるため、高校生に日本史を継続して学ばせることが重要であるとの基本的な考え方に基づき、平成24年度から実施した日本史必修化を推進している。あわせて、全都立高等学校へ都独自の日本史科目「江戸から東京へ」を配布し、普及・啓発を図っている。また、教育課程に「江戸から東京へ」を教科として設置している学校に対しては、「江戸から東京へ」歴史地図帳及び問題集であるサブノートを配布している。

<成果>

全都立高等学校において日本史を学習するとともに、令和元年度においては16校が教育課程に「江戸から東京へ」を設置している。

<課題>

教科書の巻末の写真等に関して、最新版に差替え可能な部分については対応する必要がある。

<今後の取組の方向性>

令和4年度からの高等学校学習指導要領移行に伴い、「歴史総合」が必修修となり、日本の近現代史を都立高校生全員が学ぶことになる。日本史必修化事業の目的である「日本人としての自覚を高めるため、

高校生に日本史を継続して学ばせること」については、「歴史総合」の必修修によって達成することになる。

このため、平成 24 年度から全面実施してきた日本史必修化事業は、現行学習指導要領の最後の学年である令和 3 年度入学生で終了とする。また、都独自科目「江戸から東京へ」については、引き続き、学校設定科目として設置できるようにする。

しかし「歴史総合」では、近世、近代の江戸・東京の学習の扱いが乏しいため、都独自科目「江戸から東京へ」のテキストを全都立高校生へ配布し、補助教材として活用し学習する。

4 特別支援学校における文化部活動の推進（指導部）

<取組状況>

(1) 文化部活動への専門家の招へい

都立特別支援学校における文化部活動の教育体制の整備・充実のため、部活動指導員及び外部指導員を導入し、児童・生徒の個性や能力を一層伸長した。

(2) 文化芸術活動の成果を発表する取組推進

ア 東京都特別支援学校アートプロジェクト展の開催

都立特別支援学校及び都内国公立特別支援学校から美術作品を募集し、芸術系大学との連携による審査を行い、広く都民等に向けた展覧会とし、令和 2 年 1 月 8 日から 19 日まで第 5 回東京都特別支援学校アートプロジェクト展を開催した。

イ 東京都特別支援学校アートキャラバン展の開催

前年度のアートプロジェクト展の展示作品を都内の複数の会場において、広く都民等に向けた展覧会とし、令和元年 8 月 1 日から令和 2 年 1 月 16 日までの期間で、3 会場でアートキャラバン展を開催した。

ウ 東京都特別支援学校総合文化祭

音楽・演劇・造形美術等、全 9 部門での文化・芸術活動を発表する部門別発表会を都内各会場で開催した。

<成果>

アンケート等では、特別支援学校関係者だけでなく、一般の都民から「障害のある児童・生徒が作成しているとは知らなかった」「心を強く揺さぶられた」「展示が大変すばらしかった」という意見が多かった。

出品者の関係者からも「展示されてうれしかった」等の意見があり、次への作品づくりへの意欲につながっている。

素材や技法、展示方法などの工夫について、児童・生徒及び特別支援学校の教員がより意識するようになった。

<課題>

今後も引き続き、広く都民に鑑賞してもらうための展示会場の確保が必要である。

<今後の取組の方向性>

基本的な方針3 グローバルに活躍する人材を育成する教育

各学校での取組状況を把握し、更なる文化芸術活動の充実に向けた各学校の取組を推進する。

<東京都教育ビジョン（第4次）>

基本的な方針	3	グローバルに活躍する人材を育成する教育
施策展開の方向性	8	文化の多様性を尊重し、国際社会の発展に寄与する態度を育てる教育を推進します。
予算額： 1,241,303千円 決算額： 1,151,245千円		従事職員数：23人（指導主事10人）

1 国際交流の推進（指導部）

(1) 都立学校における海外との学校間交流の拡充

<取組状況>

グローバル人材育成の一層の促進を図るため、姉妹校をはじめとする海外の学校との交流を積極的に推進する先導的 school 60校を「海外学校間交流推進校」として指定し、交流活動に必要な教育環境の整備等の支援を実施した。

<成果>

多くの国と地域との間で海外学校間交流が実現できた。

<課題>

国際交流の方法について、様々な事例の共有を図る等しながら、推進校を増加させていく必要がある。

<今後の取組の方向性>

今後も引き続き、継続及び単発での海外学校間交流を支援する。

また、平成30年度に創設した国際交流コンシェルジュを活用し、新たな交流校・交流地域の開拓やマッチング支援、相談対応等を行うほか、都教育委員会と海外の教育行政機関との連携等を通して交流を支援していく。

(2) 都立高等学校等における留学生の受入れの促進

<取組状況>

都立高校等における留学生の受入拡大を推進するため、都教育委員会が主体となって行う留学生受入事業「東京体験スクール」を実施した。多くの生徒が日本にいながら国際交流を行うことができ、留学生にとって訪都のインセンティブとなるよう、部活動や清掃活動などの日本型教育の体験や、日本文化、ホームステイによる東京の暮らし等に触れる機会を創出した。

令和元年7月、12月にいずれも12日間、7か国から計100名の留学生を受け入れ、都立高等学校等18校に配置した。また、受入期間中は、都教育委員会において留学生を対象とし、防災施設や先端技術の展示施設の訪問、都内の散策、日本文化体験などの行事を実施した。

<成果>

受け入れた学校や生徒、また参加した留学生から高い満足度を得ている。

＜課題＞

学校での滞在等を、より双方向型の活動として深めていく必要がある。また、これまでに参加した留学生に帰国後も東京の魅力を発信してもらい、東京への留学機運を高めていく必要がある。

＜今後の取組の方向性＞

「東京体験スクール」を実施するに当たり、引き続き、内容を充実させるとともに、経験者の同窓会の立ち上げなどにより、ネットワークを構築するなど、東京への留学機運を更に高める。

(3) 国際交流コンシェルジュ

＜取組状況＞

都内公立学校の国際交流を促進するため、交流可能先（海外の学校等）の情報の一元化や、学校からの相談対応等を行う「国際交流コンシェルジュ」を創設し、各学校のニーズに応じてきめ細やかな支援を行った。

＜成果＞

平成30年10月に創設し、データベース機能を有する「国際交流支援システム」の運用と併せ、多くのマッチング支援や相談対応等を行った。

＜課題＞

国際交流を実施する学校の裾野を広げるため、「国際交流コンシェルジュ」の活用をより促進する必要がある。

＜今後の取組の方向性＞

「国際交流コンシェルジュ」の広報を引き続き行い、利用校の拡大を図る。また、都内公立学校へのマッチング支援や相談対応等を引き続き実施していくとともに、国際交流未実施校を中心として、気軽に始めることができる国際交流の実施方法の普及を図り、国際交流の裾野を広げていく。

2 高校生の留学・海外大学進学への支援（指導部・都立学校教育部）

(1) 次世代リーダー育成道場の充実（指導部）

＜取組状況＞

ア 取組概要

(ア) ねらい

「次世代リーダー育成道場」では、国際社会に生きる日本人を育成するため、生徒が社会の一員であることを自覚し、社会に貢献する意欲や態度を高めるとともに、様々な課題に対して積極的に取り組むことができる資質・能力を育むための教育を推進する。この事業は、世界を舞台に活躍する国際感覚豊かな若者を東京から輩出するための仕組みであり、将来、様々な分野や組織で活躍し、日本や東京の未来を担う人材になろうという高い志をもった都立高校生等を、研修・留学を通じて大きく成長させることをねらいとしている。

(イ) 育てたい人物像

グローバル社会において、自立し、リーダーとして活躍できる広い視野や的確に自分の考えを表現

基本的な方針3 グローバルに活躍する人材を育成する教育

できるなどの高い英語力、チャレンジ精神や使命感など、新しい時代が求めている資質・能力を身に付けている人物

(ウ) 令和元年度「次世代リーダー育成道場」の仕組み

令和元年度の「次世代リーダー育成道場」は、「①国内事前研修、②留学、③国内事後研修」から構成される。留学の開始時期により、A、B二つのコースを設定

A（冬出発）コース：約6か月の事前研修の後、冬に約1年間の留学に出発

B（夏出発）コース：約1年間の事前研修の後、翌年度の夏に、約1年間の留学に出発

イ 実施状況 募集人数・応募状況

(ア) 令和元年度実績（8期生）

区分	合格者数 (応募者数)	Aコース	Bコース
指定校特別推薦	30人(30人)	7人	23人
学校特別推薦	30人(36人)	19人	11人
一般推薦	140人(183人)	74人	66人
合計	200人(249人)	100人	100人

(イ) 事前研修

英語研修（英語実践演習、英語による講義、在京留学生との交流、英語オンライン学習）、各界のリーダーによる講義、個人研究、日本の歴史、見学・体験（日本の伝統・文化、先端技術施設見学）

(ウ) 留学プログラム

Aコース：

オーストラリア・南オーストラリア州（28名）令和2年1月から同年11月まで（予定）

オーストラリア・クイーンズランド州（40名）令和2年1月から同年11月まで（予定）

ニュージーランド・北島（30名）令和2年1月から同年12月まで（予定）

Bコース：

アメリカ合衆国・イリノイ州近郊（59名）令和2年8月から令和3年6月まで（予定）

カナダ・ブリティッシュコロンビア州及びアルバータ州（40名）

令和2年8月から令和3年6月まで（予定）

(エ) 事後研修

帰国オリエンテーション、成果報告会、成果発表会、合同研修会

(オ) 普及・啓発

留学フェア、フォーラム及びウェブページ

<成果>

令和元年度に全てのプログラムを修了した第6期生を対象として、グローバル人材として必要な資質・能力等八つの観点について成果検証を行い、次の成果を得た。

①英語力…

留学前と留学後の英語能力試験において、留学後のテストで総合点が上昇した修了生の割合 89%

②コミュニケーション能力…

コミュニケーション能力が高まった修了生の割合 94%

③主体性・積極性…

主体性や積極性が高まった修了生の割合 89%

④協調性・柔軟性…

協調性や柔軟性が高まった修了生の割合 98%

⑤責任感・使命感…

責任感や使命感が高まった修了生の割合 77%

⑥異文化に対する理解…

異文化に対する理解が深まった修了生の割合 91%

⑦日本人としてのアイデンティティ…

日本人としてのアイデンティティが高まった修了生の割合 69%

⑧将来の展望…

「将来の夢や方向性、就きたい職業や進路等が明確になった」と回答した割合 79%

- ・ 八つの観点のうち、90%以上の修了生が肯定的に回答した観点が三つあった。特に、留学を通して、「生活や文化の違いを理解し尊重すること」、「相手の意見や価値観を尊重し受け入れること」、「広い視野で物事を捉えること」、「自分の思いや考えを他人に伝えること」において、肯定的回答が顕著だった。
- ・ 「日本人としてのアイデンティティ」の肯定的回答率が70%を下回ったことについては、日本の伝統・文化、歴史等の理解を深め、日本のよさについてもっと知りたいと思うようになったが、実際に地域の祭りや催しに参加したり、調べたりするまでには至っていないことによるものと考えられる。
- ・ 「英語力（語学力）」については、総合点において上昇が見られなかった者の項目ごとの得点状況を分析すると、特定の項目では、上昇している者が多くいた。特に、Writingにおける上昇が顕著であった。現地校でのエッセイの課題などに取り組んだ成果と考えられる。

<課題>

- ア 留学開始時における高い英語力（4技能）の習得
- イ 研修生及び現地機関等からの報告を踏まえた留學生活のサポート
- ウ 事業の趣旨に合致した研修生の確保

<今後の取組の方向性>

- ア 英語に関する学習では、英語によるコミュニケーションや自己表現に加え、論理的説明や議論する力を身に付けることを目標とした系統的学習指導を展開する。
- イ 現地機関等と連携し、研修生の状況に応じた支援・指導を行う。
- ウ 本事業が研修生の求める資質・能力を踏まえた事業スキームの見直しの検討

(2) 都立国際高等学校における国際バカロレアの取組の推進（都立学校教育部）

<取組状況>

公立高校初となる国際バカロレアの認定を取得（平成27年5月）した都立国際高等学校において、国際バカロレアの教育プログラム（ディプロマ・プログラム）を実施し、国際的に認められる大学入学資格

基本的な方針3 グローバルに活躍する人材を育成する教育

(フルディプロマ)の取得とともに、それをういた海外大学進学を支援している。

<成果>

- ・令和2年3月に卒業した第3期生のフルディプロマ取得率100%
- ・令和2年度入学者選抜(第6期生)は、募集人員20名に対して114名の応募があった(応募倍率5.70倍)。

<課題>

- ・令和2年度は、国際バカロレア機構(IBO)による認定校の定期評価を受ける年度
- ・英語で授業を行える教員の安定的な確保

<今後の取組の方向性>

本年度の国際バカロレア機構による定期評定において、確実に再認定を受けるとともに、引き続き、英語で授業を行える教員の安定的な確保に努めていく。

3 豊かな国際感覚を醸成する都立学校の整備(都立学校教育部)

<取組状況>

(1) 都立新国際高等学校(仮称)の設置準備

都立新国際高等学校(仮称)については、基本設計に先立ち、埋蔵文化財調査を実施した。

(2) 都立小中高一貫教育校の設置準備

都立小中高一貫教育校については、小学校で使用する教科書(英語)の指導案について検討を行うとともに、平成30年度に引き続いて実施設計を行った。

<成果>

- ・都立新国際高等学校(仮称)については、埋蔵文化財調査を実施しこれを完了した。
- ・都立小中高一貫教育校については、小学校で使用する教科書(英語)の指導案、紙面イメージが完成するとともに実施設計を完了した。

<今後の取組の方向性>

- ・都立新国際高等学校(仮称)については、基本設計を実施し、その設置に向けた準備を着実に進めていく。
- ・都立小中高一貫教育校については、令和2年度から令和3年度まで開設準備室を設置し、開校に向けた諸業務を行うとともに、1、2年生の英語教科書の作成及び12年間の教育課程の検討を行い、その設置に向けた準備を着実に進めていく。

<東京都教育ビジョン（第4次）>

基本的な方針	4	夢と志をもち、可能性に挑戦しようとする力を育む教育
施策展開の方向性	9	自分の未来を切り拓く力を育むキャリア教育を充実します。
予算額：209,589千円	決算額：157,769千円	従事職員数12人（指導主事7人）

1 キャリア教育の推進（指導部・都立学校教育部・地域教育支援部）

(1) 中学校における「職場体験活動」の実施（指導部）

<取組状況>

- ・全ての中学校で職場体験活動の取組を実施
- ・2020年4月から実施する「キャリア・パスポート」を活用したキャリア教育の周知
- ・三つの校区の連携する小学校と中学校を「法」に関する教育推進校として指定し、「法」に関する教育の指導内容及び指導方法等についての研究・開発を行い、消費者教育を中心とした「法」に関する教育を推進した。

<成果>

- ・中学生の職場体験：平成30年度 100%実施 → 令和元年度 100%実施
- ・「法」に関する教育推進校における外部人材や関係機関と連携した研修、研究授業の実施
- ・「東京都金融・金銭協議会」への教員等の参加：83人

<課題>

- ・「東京都金融・金銭協議会」への教員の参加の拡大
- ・「キャリア・パスポート」を活用したキャリア教育の実施の徹底

<今後の取組の方向性>

- ・中学生の職場体験を引き続き継続する。
- ・「キャリア・パスポート」を活用したキャリア教育の充実に向けたリーフレットの作成、配布、周知を行い、系統的なキャリア教育を推進する。
- ・新学習指導要領の全面実施及び成年年齢引下げに向け、消費者教育を中心とした「法」に関する教育を推進する。

(2) インターンシップ事業の推進（指導部）

<取組状況>

- ア 都立高校生に望ましい勤労観、職業観を育成するため、国際ロータリーと連携したインターンシップ事業を実施した。
- イ 都立高等学校における優れた取組を周知するため、進路指導資料を全校に配布した。

<成果>

基本的な方針4 夢と志をもち、可能性に挑戦しようとする力を育む教育

ア 国際ロータリーと連携したインターンシップ事業

・参加した生徒の声

「働くことへの責任、厳しさ、大変さが分かった。」

「実際に仕事を体験して、職業選択のために日々の勉強を頑張ろうと思った。」

・参加校の声

「生徒が自分の将来について考える良い機会となった、また実際にその職業への興味関心が高まり、実際に就いてみたいという話も出た。実際に体験することの重要性を感じた。」

「企業で働く体験を通じて、より現実的な勤労観を育成できた。」

イ 第13回「キャリア教育優良教育委員会、学校及びPTA団体等文部科学大臣表彰」においてキャリア教育優良校に選出された都立葛西南高等学校と都立第五商業高等学校の2校での取組を紹介した。

<課題>

各校における生徒の変容を把握し、指導と評価の改善を図る必要がある。

<今後の取組の方向性>

学校における取組の更なる充実を図るため、報告書から現状と課題を分析し、「人間と社会」推進者研修等により、情報提供を行う。

(3) 都立高校生等起業・創業体験（指導部）

起業・創業体験は、都立高校生を対象に、社会起業家によるワークショップやビジネスプランの作成・発表を通して、起業家精神を醸成することを目的とし、集中型と通年型の二種類の形態で実施した。なお、令和元年度は定員40名（集中型20名、通年型20名）に対し、55名（集中型21名、通年型34名）の応募があった。

<成果>

プログラムの終了後のアンケートによると、「自分も起業できるのではないかと強く思うようになった生徒が6割、「起業したいという気持ちが高まった」生徒が9割を超え、参加生徒にとって、起業・創業が将来の選択肢の一つとなったこと、また、「働くことに対して、以前よりも前向きになった」と回答した生徒が9割を超え、働くことに対するイメージがより具体的かつ前向きになった。

プログラム終了後も、プログラム内で編成されたグループで定期的に集まり、ピッチコンテスト等に挑戦する生徒がいた。なお、同グループは、日本政策金融公庫が主催の「高校生ビジネスプラングランプリ in Tokyo」において、最優秀賞である都知事賞を受賞した。また、自身のスケートボードのブランドを立ち上げるためにクラウドファンディングで資金調達に挑戦する生徒がいた。

<課題>

通年型に参加した生徒からは、長期間にわたるプログラムのため、申込時点において、部活動や模擬試験等の見通しが立たず、やむを得ずプログラムを欠席してしまったという感想が報告されている。

<今後の取組の方向性>

基本的な方針4 夢と志をもち、可能性に挑戦しようとする力を育む教育

集中型に参加した生徒からは、自らの課題に主体的に取り組みやすい夏季休業中に、様々な学校の生徒と交流することにより、新鮮なアイデアが生まれたなどの成果が報告された。こうしたことから、来年度は、実施体制を集中型に一本化し、同プログラムを年間で二回実施することにより、経費を縮減しつつ、学びの充実を図っていく。

(4) 家庭・福祉高校（仮称）の設置（都立学校教育部）

<取組状況>

入学者選抜の応募倍率が高い調理師を養成できる学科や、不足が見込まれる保育人材を育成する学科、超高齢社会に対応した介護人材を育成する学科を併せ持った家庭・福祉高校（仮称）の令和3年度の設置に向け、必要な施設・設備の整備や教育課程の編成等について検討を進める。

<成果>

令和元年度に旧赤羽商業高校内に開設準備室を設置し、教育内容等の検討を行うなど、令和3年度の開校に向けた準備を進めた。

<課題>

「調理師養成施設」や「介護福祉士国家試験受験可能な教育課程を設置する高等学校」に指定されるために必要な施設整備や、資格要件を備えた教員を配置するなど、開校に向けた準備を進める必要がある。

<今後の取組の方向性>

令和2年度も引き続き開設準備室を設置し、開校に向けた準備を着実に進めていく。

(5) 実地に学ぶ商業教育の推進（指導部）（再掲）

<取組状況>

- ア 2学年「ビジネスアイデア」（学校設定科目）を実施
令和元年度からビジネス科7校で「ビジネスアイデア」を実施した。
- イ 学習成果発表会の実施
令和2年2月、「ビジネスアイデア実践発表会」を開催した。

<成果>

- ア 2学年「ビジネスアイデア」（学校設定科目）を実施
教育研究員において「ビジネスアイデア」のカリキュラム開発をするとともに、年に12回の協議を行い、
各校の取組及び教材等を共有した。
- イ 学習成果発表会の実施
「ビジネスアイデア実践発表会」において、商業高校の取組状況を共有するとともに、協力企業等も参加し、他社の協力支援の方法等を把握する機会となった。

<課題>

- ア ビジネス科7校での「ビジネスアイデア」における指導方法等の共有の継続
- イ 「ビジネスアイデア実践発表会」の充実

基本的な方針 4 夢と志をもち、可能性に挑戦しようとする力を育む教育

ウ 商業7校以外の商業科教員の本改革の趣旨の理解

<今後の取組の方向性>

- ア 「商業教育コンソーシアム東京」理事会の開催
- イ 「商業教育コンソーシアム東京」協力企業等連絡会の開催
- ウ ビジネス科7校への企業や大学の講師等の紹介の充実

(6) 企業・NPO等と連携した「都立高校生の社会的・職業的自立支援教育プログラム事業」の実施

<取組状況>

企業や大学、若者支援に関する専門的知識や経験を有するNPO等との連携の下、都立高校生が社会や職業について、実感をもって理解しながら、将来、社会人・職業人として生活していくために必要な能力等を身に付けることができる多様な参加体験型の教育プログラムを、普通科高校を中心に実施した。

年度	H27年度	H28年度	H29年度	H30年度	R1年度
実施校	138校	138校	142校※	142校※	138校
協力団体数	52団体	55団体	58団体	58団体	56団体

※ 平成29・30年度については、専門学科高校4校試行実施

<成果>

- ・社会人・職業人の経験等に学ぶことにより、学校で学習することや働くことの意義を実感するとともに、グループワーク等により、コミュニケーションや課題解決能力の向上等を図るなど、学校ニーズに対応した多様な内容の教育プログラムを用意することで、学校が系統的・継続的なキャリア教育を実施する条件を整えることができた。
- ・生徒にとっては、学ぶこと・働くことの意義や役割等が理解でき、コミュニケーションや他者理解が進んできたとともに、教員にとっては、普段と違う生徒の様子を見て、生徒への指導方法について考えるきっかけやアクティブラーニング等の手法を学ぶことができたという声が学校から寄せられた。
- ・成年年齢引下げを見据え、「金銭基礎教育プログラム」「金融経済教育」「模擬投票」「知っておきたい労働法規」などの社会人としての素養を養い、主権者意識を醸成するプログラムや、懸念されている消費者被害の未然防止の観点から、「金融トラブル」「ローン・クレジット」などの消費者教育プログラムを専門家の支援の下、実施することができた。

<課題>

- ・教育プログラムの単発的な導入に留まっている学校もあり、総合的な探究の時間の本格実施に向けて、授業内容を深める系統的・継続的な活用ができていないという課題がある。
- ・働き方改革の下、定時制等の夜間授業に対応できる団体が少なくなっている。

<今後の取組の方向性>

- ・令和4年度から実施される総合的な探究の時間への対応に備え、学校ニーズを踏まえながら、支援団体である企業・NPO等とプログラム開発を行う。

2 主権者として社会に参画する能力の育成（指導部）

基本的な方針4 夢と志をもち、可能性に挑戦しようとする力を育む教育

(1) 全都立学校への全国紙等の配布

<取組状況>

全都立学校へ新聞（全国紙等6紙）等の学校図書館への配備と活用を図る。

<成果>

新聞（全国紙等6紙）を活用することで、指導の政治的中立性を確保するとともに、生徒の政治的教養を育むことができた。

<課題>

全国紙を活用した効果的な授業実践事例を集約し、主権者教育推進者研修等の機会で伝達するなどして、継続的に生徒の意志決定力を育成していくことが大切である。

<今後の取組の方向性>

学校における取組の更なる充実を図るために、全都立学校の図書館に主権者教育における資料として新聞（全国紙等6紙）や関連書籍等を配置する等教育環境を整える。

(2) 主権者意識の醸成

<取組状況>

- ア 東京都選挙管理委員会と連携した主権者教育充実のための研修会の実施
- イ 公職選挙法改正に伴い、高校生に政治的教養を学ばせることが重要であるとの基本的な考え方に基づき、都独自の教材として主権者教育リーフレット及び民主主義リーフレット、選挙啓発カードを全都立高等学校に配布

<成果>

- ア 学校の教育活動全体を通じて、主権者教育担当教員を中心とした主権者教育を実施することができた。
- イ リーフレットや選挙啓発カードの活用を通して、主権者として社会に参画するための政治的教養を育むことができた。

<課題>

- ア 主権者教育における優れた授業実践事例を集約し、主権者教育推進者研修等の機会で伝達するなどして、主権者教育の一層の充実を図る必要がある。
- イ リーフレットや選挙啓発カードの内容を更に充実したものに改善し、継続的に生徒の意志決定力を育成していく必要がある。

<今後の取組の方向性>

衆議院解散等による突発的な選挙への対応も考慮しながら、高校生に政治的教養を学ばせるための効果的な指導法や学習教材を引き続き開発していく。

3 高等学校における東京都独自の教科「人間と社会」の実施（指導部）

(1) 都独自教科「人間と社会」の実施

<取組状況>

平成27年度まで都立高等学校等で実施していた教科「奉仕」の成果を踏まえて、平成28年度に設置した人間としての在り方生き方に関する新教科「人間と社会」を全都立高等学校及び全都立中等教育学校で実施した。

道徳性を養い、判断基準（価値観）を高めることで、社会的現実には照らして、よりよい生き方を主体的に選択し行動する力の育成を図るために、以下の取組を実施した。

- ア 各校の推進者の育成を図るため研修会を実施（平成30年度1回、令和元年度1回）
- イ 全都立学校全課程を対象に実施状況調査を実施（年度末）
- ウ 学習前後の生徒の変容を測るためのアンケート調査の実施（1学期及び2学期）

<成果>

実施状況調査により、各校の推進組織、学習内容、体験学習の内容、連携している外部機関について把握することができた。

学習前後の生徒の変容を測るためのアンケート調査の実施により、以下の項目について約8割の生徒が「当てはまる。」「どちらかという当てはまる。」と回答している（カッコ内は学習前の回答結果）。

- ・「様々な立場の人の考えを理解し、良い点や課題を発見することができる。」
79.8%（80.2%）
- ・「自分の考えだけでなく、他の人の意見や考えも尊重して、物事を判断することができる。」
84%（85.2%）
- ・「自分の果たすべき役割、他の人の果たすべき役割を踏まえて、よりよい生き方を選択するために物事を判断することができる。」
78.7%（77.4%）
- ・「社会の一員であることを自覚し、自分でよく考えて、なぜその行動を取るのかについて理由を明確にした上で、行動を決めることができる。」
74.5%（71.6%）
- ・「よりよい社会の実現に向けて、自分で決めたことを行動に移そうと努力することができる。」
70.2%（72.4%）

<課題>

平成30年3月に学習指導要領が告示され、「総合的な学習の時間」が「総合的な探究の時間」に変更となり、探究活動による課題解決を図る学習活動を中心とする領域となった。学習指導要領の移行措置に伴い、令和元年度入学生から「総合的な探究の時間」の実施に取り組んでおり、「人間と社会」の教科書を「総合的な探究の時間」に対応する必要が生じた。

<今後の取組の方向性>

「人間と社会」現行版教科書について、探究学習の要素を組み込むために、序章や巻末、各章の見直し、各章のコラムを現在の諸問題を取り入れるなどの改訂を行う。

各学校における「人間と社会」の演習や体験活動の実施状況を把握し、その成果と課題を踏まえて、推進者研修を実施し、各校の取組の充実を図る。

4 将来の東京の教育を担う意欲ある人材の育成・確保（都立学校教育部・指導部）

(1) 東京学芸大学との高大連携の推進

①都立学校教育部の取組

<取組状況>

平成 31 年 2 月策定の都立高校改革推進計画 新実施計画（第二次）に基づき、高校生が教職の役割と仕事のやりがい、教育の社会的意義などについて早期に学び、意欲的に教職を進路選択の一つにできるよう、東京学芸大学と連携したキャリア教育を推進する。

<成果>

令和元年度は、令和 3 年度から開始する高大接続プログラムの準備期間に位置付けられており、東京学芸大学と事業連携対象の都立小金井北高等学校と協議を重ねることにより、取組内容を決定することができた。

<課題>

- ・教職への志をもち、教職を目指すための、魅力ある具体的な取組の検討
- ・令和 3 年度からの開始に当たり、実施上の具体的な課題の整理
- ・都立小金井北高等学校以外の学校への取組の拡大

<今後の取組の方向性>

教職への志を高められるような 1 年次の取組内容と教職に就くに当たり必要となる知識・技能・態度などを育成することができる取組内容の具体化に向けて検討していく。令和 2 年度から実施することができる取組については、実施する予定である。

②指導部の取組

<取組状況>

教職に興味のある高校生に、教師としての基本的な素養や職業意識を育むため、平成 31 年 3 月に東京学芸大学との連携協定を締結した。

教師に魅力を感じ、教職を志す生徒が取り組むプログラムを、都立小金井北高等学校を拠点校として中心に実施することとした。

<今後の取組の方向性>

連携協定に基づき、東京学芸大学の教員による教職の魅力伝えるセミナーや、教職大学院生によるワークショップを実施するとともに、地元の小中学校での学習活動や学校行事におけるボランティアスタッフとして、児童・生徒に積極的に関わる機会を設定し、教師の道を志す生徒の意欲を更に高めていく。

5 知的障害特別支援学校における職業教育の充実（都立学校教育部）

(1) 就業技術科と職能開発科による職業教育の展開

<取組状況>

基本的な方針4 夢と志をもち、可能性に挑戦しようとする力を育む教育

知的障害が軽度から中度までの生徒を対象に、将来の自立に向けた基礎的な職業教育を行う高等部職能開発科の増設について、平成29年2月に策定した東京都特別支援教育推進計画（第二期）・第一次実施計画において今後の計画を示した。

知的障害が軽度の生徒を対象とした就業技術科を5校に、知的障害が軽度から中度までの生徒を対象とした職能開発科を3校に設置し、生徒の企業就労を促進している。

<成果>

- ・ 港特別支援学校高等部職能開発科の設置（平成28年度）
- ・ 青峰学園高等部就業技術科の定員増（平成28年度より定員40名(4学級)から60名(2学級)に増）
- ・ 足立特別支援学校高等部職能開発科(平成26年度設置)初の卒業生となった平成28年度卒業生の企業就労率100%達成（平成28年度確定値）
- ・ 江東特別支援学校高等部職能開発科の設置（平成30年度）

<課題>

将来の生徒数の増加、各学校の教室保有状況及び就業技術科・職能開発科の受入人数の割合の地域バランスに配慮しながら設置を進める必要がある。

<今後の取組の方向性>

東京都特別支援教育推進計画（第二期）・第一次実施計画に基づき、高等部職能開発科の設置を今後も進めていく。

今後の職能開発科の設置予定校と設置予定年度

- ・ 久留米特別支援学校（仮称）（令和3年度）
- ・ 青鳥特別支援学校（令和5年度）
- ・ 練馬特別支援学校（令和6年度）
- ・ 南多摩地区特別支援学校（仮称）（令和6年度）
- ・ 北多摩地区特別支援学校（仮称）（設置年度調整中）

<東京都教育ビジョン（第4次）>

基本的な方針	4	夢と志をもち、可能性に挑戦しようとする力を育む教育
施策展開の方向性	10	障害のある児童・生徒の能力を最大限に伸ばし、自立と社会参加・貢献を実現するための教育を充実します。
予算額：37,166,133千円 決算額：31,978,709千円		従事職員数11.2人（指導主事2人）

1「東京都特別支援教育推進計画（第二期）」に基づく取組の推進（都立学校教育部・指導部）

(1) 都立知的障害特別支援学校における規模と配置の適正化の推進（都立学校教育部）

<取組状況>

知的障害教育部門の児童・生徒数増加に対応するため、東京都特別支援教育推進計画に基づく学校の新設、増改築等の施設整備や学部の改編等による特別支援学校の規模と配置の適正化を進めるとともに、平成29年2月に策定した東京都特別支援教育推進計画（第二期）・第一次実施計画において、学校の新設や校舎の増改築をはじめとして、多様な方法により教育環境の充実を図ることとした。

<成果>

- ・都立水元小合学園肢体不自由教育部門（小学部・中学部・高等部）の開設（平成29年4月1日）及び新校舎の供用開始（平成29年4月1日）
- ・都立光明学園（肢体不自由教育部門 小学部・中学部・高等部、病弱教育部門 小学部・中学部・高等部）の開設（平成29年4月1日）
- ・都立王子特別支援学校（知的障害教育部門 小学部・中学部・高等部）の開設（平成31年4月1日）
- ・都立臨海青海特別支援学校（知的障害部門 小学部・中学部）の開設（平成31年4月1日）
- ・都立花畑学園（肢体不自由教育部門 小学部・中学部・高等部、知的障害教育部門 小学部・中学部）の開設（令和2年4月1日）
- ・都立八王子西特別支援学校（知的障害部門 小学部・中学部・高等部）の開設（令和2年4月1日）

<課題>

知的障害特別支援学校の在籍者数は、これまで一貫して増加傾向にあり、また、今後の将来推計によっても、この傾向が続くことが見込まれている。

これまで、特別支援学校の適正規模・適正配置の取組を着実に進め、教育環境の充実に努めてきたが、今なお、特別教室を転用したり、一つの教室を間仕切りしたりして普通教室を確保している学校が残されている。

<今後の取組の方向性>

東京都特別支援教育推進計画（第二期）・第一次実施計画に基づき、学校の新設や校舎の増改築をはじめとして、多様な方法を用いて迅速かつ効果的に教育環境の改善を図っていく。

(2) 児童・生徒の通学環境の改善（スクールバスの充実）（都立学校教育部）

<取組状況>

基本的な方針4 夢と志をもち、可能性に挑戦しようとする力を育む教育

特別支援学校では、学校教育法第78条に規定された寄宿舎設置義務の代替手段として、児童・生徒の登下校に必要なスクールバスを運行している。

令和2年4月1日時点の配車状況は、51校・470コースである。

肢体不自由のある児童・生徒の身体的負担を軽減し、通学環境を改善するため、乗車時間の短縮を目標としている。

<成果>

スクールバスの平均乗車時間は、平成27年度には60分にまで短縮され、東京都特別支援教育推進計画で設定した目標を達成した。更なる乗車時間の短縮を図るため、バスの小型化等に取り組んでおり、通学コースは、平成27年4月の344コースから令和2年4月には470コースとなっている。

<課題>

個別の通学コースをみると、乗車時間が60分を超えるコースがある。

<今後の取組の方向性>

乗車時間が60分を超えるコースについて、バスの小型化やコース設定を工夫することにより、平均乗車時間の短縮に努める。

(3) 都立知的特別支援学校における就労支援の取組の推進（指導部）

<取組状況>

ア 民間を活用した企業開拓委託

(ア) 特別支援学校高等部生徒の企業就労を一層促進するため、現場実習先や雇用先の開拓等に関する情報収集を委託した。

【参考：委託企業が現場実習先を開拓した事業所数】

年度	H27年度	H28年度	H29年度	H30年度	R1年度
実績	323事業所	318事業所	315事業所	314事業所	※9月公表予定

※「障害者雇用・就労促進連携プログラム」（福祉保健局）発行にて公表

(イ) 進路指導教員とともに企業開拓業務を行う就労支援アドバイザーを配置し、更なる開拓数の増加を促進した。

【参考：就労支援アドバイザー委嘱者数】

年度	H27年度	H28年度	H29年度	H30年度	R1年度
実績	28人	30人	29人	29人	※9月公表予定

※「障害者雇用・就労促進連携プログラム」（福祉保健局）発行にて公表

イ 特別支援学校就労支援体制

実習先や雇用先企業の開拓や情報管理、特別支援学校における効果的な就労支援事業等を行うため、「東京都就労支援員（会計年度任用職員）」を配置した。

ウ 障害者雇用に対する理解促進

(ウ) 企業向けセミナーの開催により、障害者雇用に関する理解促進を行うとともに、雇用及び実習受入れ等の協力を依頼した。

【参考：企業向けセミナーに参加した会社数(企業関係参加人数)】

基本的な方針 4 夢と志をもち、可能性に挑戦しようとする力を育む教育

年度	H27 年度	H28 年度	H29 年度	H30 年度	R1 年度
実績	80 社 (96 人)	155 社 (217 人)	122 社 (166 人)	117 社 (142 人)	※9 月公表予定

※「障害者雇用・就労促進連携プログラム」(福祉保健局)発行にて公表

(イ) 特別支援学校生徒の企業就労に向けて、企業等に対し、障害者雇用についての理解推進及び雇用促進を図ることを目的に平成 27 年度に制作した DVD を活用した。

エ 職業教育の充実

(ア) 特別支援学校技能競技大会を開催し、生徒が日頃の学習の成果を企業に対して発表する機会を設けた。

(イ) 就業技術科及び職能開発科の産業現場等における実習に際して、実習先への謝礼を確保し、実習の実施の促進を図った。

(ウ) 特別支援学校就労支援委員会企業開拓部会を開催し、就労支援における課題解決の方法等を協議することにより、進路担当者の力量の向上を図った。

<成果>

都立特別支援学校高等部生徒の企業における現場実習の機会が増えることで就労意欲が高まり、卒業後の企業への就職者数が増加した。(令和元年度実績は、とりまとめ中)

卒業年度	H27 年度	H28 年度	H29 年度	H30 年度	R1 年度
就業者数	702 人	710 人	774 人	854 人	※10 月公表予定
卒業生数	1,512 人	1,580 人	1,550 人	1,926 人	
就職率	46.4%	44.9%	49.9%	44.4%	

※公立学校統計調査「進路状況調査編」(教育庁)にて公表

<課題>

今後、新たに都立特別支援学校高等部職能開発科の設置が計画されており、生徒の在籍者数が増加することを見込まれる。そのため、更なる現場実習先の確保が必要である。また、就職をした卒業生に対して、継続して就労生活を送ることができるよう、福祉・労働等の関係機関と強固な連携が必要である。

<今後の取組の方向性>

現場実習先の確保に向けては、今まで開催してきた企業向けセミナーを継続するとともに、その内容を充実させ、企業関係者へ更なる理解啓発を図る。一方、各特別支援学校においては、外部の専門家等を活用し職業教育の改善を図っていく。

卒業生の就労生活を支援するために、各特別支援学校が「個別移行支援計画」作成し、関係機関との連携を図る。さらに、都教育委員会が各都立特別支援学校と協力し、卒業生の職場定着状況についての調査を継続的に実施し、都立特別支援学校における進路指導・職業教育の在り方について検討していく。

(4) 医療的ケアの充実(都立学校教育部)

<取組状況>

ア 特別支援学校における人工呼吸器の管理についての検討

平成30年度に引き続き、モデル2校において、安全かつ適切に人工呼吸器の管理を行うための校内体制や実施方法等についての検討を行った。

イ 特別支援学校における胃ろうからのミキサー食による給食についての検討

基本的な方針4 夢と志をもち、可能性に挑戦しようとする力を育む教育

胃ろうからの初期食（ミキサー食）の注入は、都立特別支援学校では安全を確保する観点から市販又は処方された栄養剤に限って実施してきたが、保護者の要望を受け、令和元年度に都立肢体不自由特別支援学校2校でモデル事業に取り組んだ。具体的には、対象児童・生徒の状況把握や注入の実施方法等について検討を行い、初期食の注入を試行した。

ウ 特別支援学校における看護師の専門性向上

専門的な知見を有する医師を講師に招き、最新の動向を踏まえた医療及び看護技術等についての講習会「気管カニューレ再挿入等実技研修会」を3回開催した。

エ 区市町村立小・中学校における医療的ケア実施のための支援

小・中学校における医療的ケアを必要とする児童・生徒の増加を踏まえ、都教育委員会主催の研修等に小・中学校教職員が参加できるようにした結果、令和元年度は6人の区市町村立小・中学校の教員の参加があった。

<成果>

ア 都立肢体不自由特別支援学校全校で実施する際の条件や留意点等をまとめた「都立学校における人工呼吸器による医療的ケアを必要とする子供の安全な学校生活のためのガイドライン」を令和元年度末に策定し、令和2年度に管理体制の整った学校から、人工呼吸器の管理を医療的ケアとして始めることとした。

イ 最新の動向を踏まえた医療及び看護技術等についての講習会「気管カニューレ再挿入等実技研修会」を開催したことで、都立特別支援学校27校で学校看護師が高度な医療的ケア（気管カニューレ再挿入）を安全かつ適切に実施する体制を整備することができた。

<今後の取組の方向性>

胃ろうからの初期食の注入については、モデル事業の成果や課題を検証した上で、ちゅう房環境等も踏まえながら、まずは全ての都立肢体不自由特別支援学校での実施について検討を進めていく。

(5) 小学校、中学校及び高等学校等における発達障害のある児童・生徒への支援（都立学校教育部） (再掲)

<取組状況>

ア 小学校における特別支援教室の円滑な運営に向けた支援

平成28年度から順次特別支援教室を導入し、平成30年度に全公立小学校において特別支援教室を設置した。また、区市町村への支援として、特別支援教室専門員の配置及び臨床発達心理士等の巡回を行った。

イ 中学校における特別支援教室の円滑な導入及び運営に向けた支援

平成30年度から特別支援教室の導入を開始するとともに、特別支援教室の導入に向けた区市町村への支援として、教室環境整備費等の補助事業、特別支援教室専門員の配置及び臨床発達心理士等の巡回を実施した。

ウ 特別支援教室の適正な運営に対する指導・助言

区市町村教育委員会及び学校現場に対してヒアリング及び実態調査を実施し、特別支援教室の運営状況を継続的に把握し、都のガイドラインにのっとり適正な運営の徹底に向けた指導・助言を行った。

エ 都立高等学校等における発達障害のある生徒への支援

基本的な方針4 夢と志をもち、可能性に挑戦しようとする力を育む教育

- (7) 平成29年度から、中学校において通級指導学級での指導・支援を受けていた生徒等が高校でも引き続き特別な指導・支援を必要とする場合、学校外において、放課後や土曜日などにソーシャルスキルの学習等、教育課程外での特別な指導・支援を受けられる講座を実施している。
- (4) 都立高校における発達障害のある生徒の通級指導の仕組み等を検討するため、平成30年度から、パイロット校である都立秋留台高等学校において、通級による指導を開始した。

<成果>

- ア 小学校における特別支援教室の円滑な運営に向けた支援
- ・特別支援教室の設置：全校
 - ・特別支援教室専門員配置：1,250名（平成31年4月1日）
- イ 中学校における特別支援教室の円滑な導入及び運営に向けた支援
- ・特別支援教室の設置：350校
 - ・特別支援教室専門員配置：322名（平成31年4月1日）
- ウ 特別支援教室の適正な運営に対する指導・助言
- 全区市町村教育委員会（島しょ地区を除く。）に対してヒアリングを実施
- エ 都立高等学校等における発達障害のある生徒への支援
- (7) 通年長期講座：6月から2月まで毎週土曜日、計30回実施。受講生徒数57人
通年短期講座：通年期間を三期に分け、各期10回実施。受講生徒数88人
短期集中講座：夏季休業期間中の平日及び土曜日、計10回実施。受講生徒数56人
- (4) 都立秋留台高等学校1校において通級による指導を実施

<課題>

- ア・イ・ウ 公立小・中学校における特別支援教室の運営及び設置
- 既存の特別支援教室の円滑な運営と指導・支援の充実及び中学校の特別支援教室の着実な設置に向けて、引き続き、区市町村に対する支援が求められる。
- エ 都立高等学校における指導・支援
- 都立高等学校における発達障害のある生徒の在籍状況を踏まえ、「教育課程外での特別な指導・支援」及び「通級による指導」それぞれに対する生徒のニーズ把握等により、適切な支援体制を構築していく必要がある。

<今後の取組の方向性>

- ア 公立小学校における特別支援教室の適切な運営
- 特別支援教室の円滑な運営と指導・支援の充実に向けた区市町村への支援として、引き続き、特別支援教室専門員の配置と臨床発達心理士等の巡回を行っていく。
- イ 公立中学校における特別支援教室の設置促進
- 平成29年度に作成したガイドラインを踏まえ、令和3年度の全校導入完了に向けて区市町村における特別支援教室の導入を支援する。具体的には、教室環境整備費等の補助事業を実施するとともに、特別支援教室の円滑な運営と指導・支援の充実に向けて、導入校に特別支援教室専門員の配置と臨床発達心理士等の巡回を行っていく。
- ウ 特別支援教室の適正な運営に対する指導・助言
- 区市町村教育委員会に対するヒアリング等を通じて、引き続き、都のガイドラインにのっとり適

基本的な方針4 夢と志をもち、可能性に挑戦しようとする力を育む教育

正な運営の徹底に向けた指導・助言を行っていく。

エ 都立高等学校等における教育課程外での特別な指導・支援及び通級による指導の実施

(ア) 令和2年度についても、引き続き、教育課程外での特別な指導・支援を実施していくとともに、応募状況等を踏まえ適切な実施規模及び実施形態を検討していく。

(イ) パイロット校での指導の実践を踏まえ、今後の通級指導の仕組み等について検討していく。

(6) 在宅訪問教育における分身ロボットを活用した遠隔教育の試行実施（都立学校教育部）

<取組状況>

肢体不自由特別支援学校2校において、準ずる教育課程を履修する児童・生徒を対象として、自宅にしながら、分身ロボットを通じて教室での授業や学校行事等に参加できる環境を整備し、活用場面や端末の操作性等について検証し、分身ロボットの活用による遠隔教育の実用化に向けた検討を行うためにモデル事業を実施。

<成果>

在宅訪問教育における分身ロボットの活用について、通常の在宅訪問教育では実施が困難な、音楽や家庭科の授業、外国語活動等への参加が可能となるなどの成果がある一方、児童・生徒の体調に配慮した活用が必要となるなどの課題があることが確認できた。

<課題>

準ずる教育課程以外の教育課程を履修する児童・生徒についても、分身ロボットの活用について検証が必要である。

<今後の取組の方向性>

在宅訪問教育における分身ロボットの活用について、引き続きモデル事業を実施し、その効果や課題を検証する。

2 医療的ケアを必要とする児童・生徒への安全な教育環境の提供（都立学校教育部）

(1) 医療的ケアの充実（再掲）

<取組状況>

ア 特別支援学校における人工呼吸器の管理についての検討

平成30年度に引き続き、モデル2校において、安全かつ適切に人工呼吸器の管理を行うための校内体制や実施方法等についての検討を行った。

イ 特別支援学校における胃ろうからのミキサー食による給食についての検討

胃ろうからの初期食（ミキサー食）の注入は、都立特別支援学校では安全を確保する観点から市販又は処方された栄養剤に限って実施してきたが、保護者の要望を受け、令和元年度に都立肢体不自由特別支援学校2校でモデル事業に取り組んだ。具体的には、対象児童・生徒の状況把握や注入の実施方法等について検討を行い、初期食の注入を試行した。

ウ 特別支援学校における看護師の専門性向上

専門的な知見を有する医師を講師に招き、最新の動向を踏まえた医療及び看護技術等についての講習会「気管カニューレ再挿入等実技研修会」を3回開催した。

基本的な方針 4 夢と志をもち、可能性に挑戦しようとする力を育む教育

エ 区市町村立小・中学校における医療的ケア実施のための支援

小・中学校における医療的ケアを必要とする児童・生徒の増加を踏まえ、都教育委員会主催の研修等に小・中学校教職員が参加できるようにした結果、令和元年度は6人の区市町村立小・中学校の教員の参加があった。

<成果>

ア 都立肢体不自由特別支援学校全校で実施する際の条件や留意点等をまとめた「都立学校における人工呼吸器による医療的ケアを必要とする子供の安全な学校生活のためのガイドライン」を令和元年度末に策定し、令和2年度に管理体制の整った学校から、人工呼吸器の管理を医療的ケアとして始めることとした。

イ 最新の動向を踏まえた医療及び看護技術等についての講習会「気管カニューレ再挿入等実技研修会」を開催したことで、都立特別支援学校27校で学校看護師が高度な医療的ケア（気管カニューレ再挿入）を安全かつ適切に実施する体制を整備することができた。

<今後の取組の方向性>

胃ろうからの初期食の注入については、モデル事業の成果や課題を検証した上で、ちゅう房環境等も踏まえながら、まずは全ての都立肢体不自由特別支援学校での実施について検討を進めていく。

3 インクルーシブ教育システムの調査・研究の実施（都立学校教育部・指導部）

(1) インクルーシブ教育システムの調査・研究の実施（再掲）

<取組状況>

インクルーシブ教育システムについて、海外事例とその背後にある教育制度や国内の状況を調査した。

ア 国内調査

都内62区市町村、47都道府県及び20政令市に調査を行い、区市町村立小・中学校や都道府県・政令市立高等学校での障害のある児童・生徒の受入れや支援の状況、教育委員会のインクルーシブ教育システムに関する取組状況や実施上の課題について把握した。

イ 海外調査

ドイツ（フランクフルト市）、フランス（パリ市）、アメリカ合衆国（カリフォルニア州）について、障害者権利条約に係る状況やインクルーシブ教育システムの実施に向けた取組、障害のある児童・生徒に対する教育の考え方や現状、またその背景となる歴史・文化や教育制度等について調査を行った。

<成果>

上記の調査・研究結果について、子供がともに学ぶことを追求し、多様な人々がともに支え合う「インクルーシブシティ東京」を実現するための教育の在り方について検討する際の必要な基礎資料として、報告書にまとめ公表した。

公立の小・中・高等学校において障害のある児童・生徒を受け入れる際に必要な配慮の実例や課題等について把握することができた。

<課題>

区市町村が、インクルーシブ教育システムについて、どのような取組により実現していく方針としてい

基本的な方針4 夢と志をもち、可能性に挑戦しようとする力を育む教育

るかについては、「交流及び共同学習の充実」が82.3%と一番高かった。

また、インクルーシブ教育システム構築のために重要と考える項目としては、「教員の専門性」、「管理職のリーダーシップ」、「教員の意識」が上位に挙げられており、「保護者の理解」も重要とされていた。

<今後の取組の方向性>

令和2年度は、共生社会の実現に向け、社会全体で互いに共生する意識を高める教育が必要であることから、区市町村と連携し次の取組を行う。(新規)

ア 区市町村における実践的研究事業

(交流及び共同学習や早期からの就学支援など、区市町村の先駆的な取組等の研究)

イ 区市町村等との協議会の立ち上げ

ウ 保護者に対する普及啓発リーフレットの作成

<東京都教育ビジョン（第4次）>

基本的な方針	4	夢と志をもち、可能性に挑戦しようとする力を育む教育
施策展開の方向性	11	社会的な自立を支援する学びのセーフティネットを構築します。
予算額：6,777,840千円 決算額：4,960,875千円		従事職員数27人（指導主事9人）

1 給付型奨学金による支援（都立学校教育部）

(1) 給付型奨学金による支援の実施

<取組状況>

家庭の経済状況にかかわらず、生徒が希望する進路に挑戦できるよう、生徒が学校の選択的教育活動に参加するために必要な経費を、現物給付により支援する。

- 1 認定者数
 - ・5万円対象者 16,282人
 - ・3万円対象者 10,193人
- 2 交付決定額 1,119,741千円
- 3 実績額 444,870千円

<成果>

これまで経済的負担を理由に参加を見送っていた生徒が、この制度を活用することにより、模擬試験や資格試験、勉強合宿等、希望する教育活動に参加できるようになった。また、TGGの利用料（平成30年度）やコミュニケーションアシスト講座事業（令和元年度）等、順次対象経費を拡大し、教育活動の充実を図っている。

<課題>

認定者は8割（交付決定額／予算額、令和元年度）に達しているにもかかわらず、依然として低い執行率が続いている。

<今後の取組の方向性>

令和元年度の執行状況について、詳細な分析を行い、低執行率の原因を探るとともに、原因に応じた対応策を検討する。認定を受けた生徒が給付限度額まで活用できるよう、制度活用の促進を図っていく。

2 学校と家庭との連携を図る取組の充実（指導部）

(1) 学校と家庭の連携推進事業

<取組状況>

「家庭と子供の支援員」の配置

ア 配置の目的・配置先について

いじめ、不登校、暴力行為、児童虐待など生活指導上の課題に対応するため、問題を抱える児童・生徒に直接関わるとともに、その保護者からの相談に応じる「家庭と子供の支援員」（民生・児童

基本的な方針4 夢と志をもち、可能性に挑戦しようとする力を育む教育

委員、保護司、青少年委員、退職教員、退職警察官、心理学系大学生等)を小・中学校に配置する。

イ 活動内容等について

「家庭と子供の支援員」と教員が家庭訪問等を行い、児童・生徒やその保護者へのアドバイスや情報提供等を行う。

ウ 「学校と家庭の連携推進会議」の設置

「家庭と子供の支援員」を配置した小・中学校に、学校管理職及び教職員と「家庭と子供の支援員」を構成員とした「学校と家庭の連携推進会議」を設置し、支援が必要な児童・生徒やその保護者についての情報交換及び対応についての協議を行う。

エ スーパーバイザーの配置

対応が困難な事例などに対しては、スーパーバイザー（弁護士、医師、臨床心理士など）が、「家庭と子供の支援員」に対して、定期的に助言を行う。

オ 事業経費運用方法

(ア) 学校指定初年度（委託事業）

国 1/3、都（委託料） 2/3

(イ) 学校指定2年目以降（補助事業）

国 1/3、都（負担金補助及び交付金） 1/3、 区市町村 1/3

※ ただし、スーパーバイザーの配置に係る経費については、都が全額補助

カ 実施地区、配置校数、配置人数

(ア) 実施地区

(31 区市町村 (13 区 17 市 1 町)

(イ) 実施校

346 校 (小学校 211 校、中学校 135 校)

(ウ) 家庭と子供の支援員数

937 人

(エ) スーパーバイザー数

160 人

キ 家庭と子供の支援員及びスーパーバイザーの派遣日数

延べ 25,072 日

ク 事業等

令和元年 11 月 15 日（金）第 3 回生活指導担当指導主事連絡会において、区市町村教育委員会担当指導主事と「家庭と子供の支援員」による協議を実施した。

家庭と子供の支援員の参加者数：27 人

<成果>

平成 29 年度から令和元年度の推移をみると、「家庭と子供の支援員」の配置を希望する学校が年々増加傾向にあり、区市町村教育委員会や学校がその効果を認識していることがうかがえる。

	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度
小学校	187 校	221 校	211 校
中学校	127 校	129 校	135 校
計	314 校	350 校	346 校

<課題>

家庭と子供の支援員による不登校児童・生徒への支援前後の態様について

	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度
① 支援を行った不登校の児童・生徒の合計人数	392 人	378 人	563 人
② うち、改善が見られた児童・生徒の合計人数	196 人	156 人	266 人
③ 改善率 (②/①×100)	50%	41.3%	47.2%

過去 3 年間で支援を行った不登校児童・生徒のうち、改善が見られた割合は、年度ごとで約 5 割前後である。

不登校という状況を問題行動として判断してはならないことや、学校復帰のみを目標としないことなど、教育の機会確保法の理解が広がり、対応が変化していることが影響していると考えられる。区市町村教育委員会及び学校における活用方法等について、実態や課題を把握するとともに、不登校施策における今後の活用の在り方について再度検討する必要がある。

また、「学校と家庭の支援員」は、児童・生徒への対応に関して必ずしも専門性を有する者ではないことがあることから、対応力向上を図るための取組を行うことが必要である。そこで、区市町村教育委員会へのスーパーバイザーの配置を推進するとともに、生活指導担当指導主事連絡会において家庭と子供の支援員同士が事例を通して情報を共有することができるようにし、学校と家庭の支援員の対応力向上を図る。

<今後の取組の方向性>

学校において、多様な外部人材同士が連携し、児童・生徒に対して、一層効果的な支援を行うことができるようにする体制を構築することが必要である。そこで、スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカー、「家庭と子供の支援員」等の外部人材同士が連携して児童・生徒等に支援を行って成果を上げた事例を収集し、各学校に周知するとともに、生活指導担当指導主事連絡会において、学校が多様な外部人材をコーディネートする機能をもつことができるようにするための方策を提言していく。

3 都立学校における生徒の自立に向けた支援の充実 (地域教育支援部・指導部・都立学校教育部)

- (1) 都立学校における不登校・中途退学対策 (地域教育支援部・指導部・都立学校教育部)
- (2) 都立学校における「自立支援チーム」の取組 (地域教育支援部)
- (3) ユースソーシャルワーカー(主任)の配置 (地域教育支援部)

<取組状況>

生徒が将来社会的に自立できるようにするため、就労や福祉の専門的知識や技術を有するユースソーシャルワーカー等からなる「自立支援チーム」を設置し、都立学校に派遣している。

「自立支援チーム」は、不登校や中途退学などの課題が特に顕著な都立高校として都教育委員会が指定した学校(継続派遣校)を訪問するとともに、その他の都立学校に対しても要請に応じて訪問し、学校経営支援センターや関係機関と連携して就労や再就学に向けた支援を行っている。

また、継続派遣校以外の学校での支援困難なケースに対応するため、ユースソーシャルワーカー(主任)を中心に生徒支援を実施している。

<成果>

事 項	令和元年度末時点 における成果
継続派遣校における「自立支援チーム」の対応人数	2 6 9 6 人
要請派遣における「自立支援チーム」の対応人数	3 2 4 人

<課題>

- ・継続派遣校においては、支援困難なケースが多くあり、派遣しているユースソーシャルワーカーだけでは対応が難しくなっている。
- ・継続派遣校以外の学校での生徒の多様かつ複雑な課題に対応するために、ユースソーシャルワーカーの活用を周知していく必要がある。
- ・外国にルーツをもつ生徒の入学が増えており、学校生活を円滑に送っていきけるよう、様々な対応が必要となってくることから、その実態等について把握していく必要がある。

<今後の取組の方向性>

- ・引続き、ユースソーシャルワーカーの派遣を実施するとともに、研修など通じて、一人一人の課題対応力等のスキルアップを図っていく。
- ・継続派遣校以外の学校において、ユースソーシャルワーカーの活用が進むよう、改めて活用方法等の周知を図っていく。
- ・外国にルーツをもつ生徒への支援が実施できるよう、学校と連携し、生徒一人一人の状況等について把握していく。

4 区市町村教育委員会における不登校対策に関する取組への支援（指導部）

(1) 教育支援センターの機能強化

<取組状況>

教育支援センターの機能強化に向け、都が提示する複数の補助メニューの中から、あらかじめ選定した区市町が自ら選択する方式により、重点的な取組を支援するモデル事業を実施した。

（補助メニューの主な内容）

- ア 人材の配置（若手指導員、心理職、スクールソーシャルワーカー等の人材配置）
- イ 指導員の能力向上（指導員向けの研修講師派遣や研修への参加促進）
- ウ 講座の充実（遠足、宿泊型体験教室、外部人材の活用等）
- エ 民間教育事業者の有する知見や技術の活用（コミュニケーショントレーニングの実施等）
- オ 施設整備や学習環境の充実（施設の改修、ICT機器の整備等）

（実施規模）10 区市

<成果>

- ア 不登校児童・生徒のうち、教育支援センターで相談・指導を受けている割合は、都内公立小・中学校全体の増加幅より、モデル事業実施地区の増加幅の方が大きい。

基本的な方針 4 夢と志をもち、可能性に挑戦しようとする力を育む教育

【都内公立小・中学校と教育支援センター機能強化モデル事業実施地区における教育支援センターにおける相談・指導率】

	平成 28 年度 (モデル事業実施前)	平成 30 年度 (モデル事業実施 2 年目)	増加幅
モデル事業実施地区	20.0%	21.5%	1.5%
都内公立小・中学校	17.1%	17.5%	0.4%

(「児童生徒の問題行動・不登校等生徒指導上の諸課題に関する調査」結果より)

イ 教育支援センター設置数の増加率は、都内全区市町村全体の増加率より、モデル事業実施地区(平成 29・30 年度実施地区を含む。)合計の増加率の方が大きい。

【平成 28 年度と令和元年度の教育支援センターの施設数と増加率】

	平成 28 年度 (モデル事業実施前)	令和元年度 (モデル事業実施 3 年目)	増加割合
モデル事業実施地区	17 施設	24 施設	1.41 倍
都内全体	76 施設	84 施設	1.11 倍
(参考) モデル地区を除いた都内全体	59 施設	60 施設	1.02 倍

(平成 28 年度は「児童生徒の問題行動・不登校等生徒指導上の諸課題に関する調査」結果より)

(令和元年度は、「教育相談実態調査結果報告書」より)

<課題>

- ・モデル事業により、一定程度の教育支援センターの機能強化が検証されたが、都内公立小・中学校における不登校者数の増加や長期化の傾向を受け、全都的な機能強化が必要である。
- ・学習指導要領改訂に伴い、教育支援センターにおける学習指導のための資料や環境の整備が急務である。
- ・自地区での予算確保が難しく、成果の活用が困難な地区が存在する。

<今後の取組の方向性>

モデル事業の成果の普及・啓発を図るとともに、都内全地区を対象とした教育支援センターの機能強化補助事業を実施する。

(2) 「児童・生徒を支援するためのガイドブック」の活用

<取組状況>

平成 30 年度に作成し、都内全公立小・中学校、区市町村教育委員会、教育支援センターに配布した「児童・生徒を支援するためのガイドブック」の活用を、区市町村教育委員会の研修担当指導主事等に呼びかけるとともに、都教育委員会指導主事等が研修講師として研修を実施した。

<成果>

以下の機会を活用し、都内全区市町村教育委員会指導事務主管課長、全公立小・中学校長、全スクールカウンセラー等にガイドブックの内容を説明し、普及・啓発を図った。

基本的な方針4 夢と志をもち、可能性に挑戦しようとする力を育む教育

- ・「指導室課長会」、「自殺予防連絡会」、「スクールカウンセラー連絡会」等都主催研修での講話等による啓発 7回
- ・「生活指導主任研修」、「不登校担当者会」等区市町村教育委員会主催研修での講義等による啓発 5回
- ・「校内研修」での講義等による啓発 1回
- ・その他、他県生活指導担当者に対する講演 1回

<課題>

- ・令和元年10月25日、文部科学省から「不登校児童生徒への支援の在り方について」が通知されたことを受け、「児童・生徒を支援するためのガイドブック」の内容を一部見直す必要がある。
- ・区市町村教育委員会が、自主的に不登校施策の中でガイドブックを利活用できるよう、研修資料等を開発し、周知する必要がある。

<今後の取組の方向性>

- ・ガイドブックの内容について、文部科学省の通知や今後予定されている「教育の機会確保法」の見直しの内容を確認し、ガイドブックの内容の改善を図る。
- ・ガイドブックを活用した研修を行うための資料等を作成し、区市町村教育委員会の不登校施策担当に配布する。

(3) 不登校特例校の設置支援

<取組状況>

福生市教育委員会の「不登校特例校（分教室型）」の令和2年度設置に向け、文部科学省への提出書類に関する助言や、他地区の実践等の情報提供を行った。また、その他五つの地区からも設置に向けた相談を受け、随時助言等の支援を行った。

<成果>

- ア 福生市教育委員会が、令和2年2月17日に、文部科学省から不登校特例校の認可を受け、福生市立福生第一中学校7組（分教室型不登校特例校）が設置令和2年4月1日に開設した。
- イ 5地区の教育委員会から不登校特例校の設置に係る相談を受け、助言等を行った。そのうち、2地区は、設置に向け、具体的に検討を開始し、文部科学省への申請手続を開始した。

<課題>

文部科学省への申請手続に当たっては、それぞれの地区の状況に応じた計画等が必要なため、地区の実情に応じた継続的な支援が必要である。

<今後の取組の方向性>

設置を検討している地区の実情に応じ、文部科学省への申請手続に係る助言等の支援や、設置に係る経費を一部補助するなど、継続して設置支援を行っていく。

(4) 東京都教育相談センターにおける不登校・中途退学者への支援

<取組状況と成果>

青少年リスタートプレイスを設置し、高等学校を中途退学した方や高等学校での就学経験のない方等、また、進路選択を控えながらも中学校で不登校の状態にある方やその保護者を支援している。

ア 電話相談・来所相談

都立高等学校への進学・転学・編入学、高等学校中途退学後のことについて相談に応じている。

【令和元年度の実績】電話相談 4,685 回、来所相談 612 回

イ リスタート登録

リスタート登録をした方に、進路に関する様々な情報を案内する「リスタート通信」を定期的に送付している。

【令和元年度の実績】登録者数 96 人、発行回数 5 回

ウ 進路相談会

進路についての情報や助言を得にくい状況にある方やその保護者の方に、高校進級・進路・入学相談に関する専門の相談員が、具体的な進路情報の提供と、個別の相談に応じた助言を行っている。

【令和元年度の実績】実施回数 7 回、参加者数 67 組 130 名

エ つどい

リスタート登録をされた保護者の方を対象に、学校復帰、社会参加に向けて、心理や医療の専門家を交えともに考える場として、つどい講演会とつどいグループミーティングを行っている。

【令和元年度の実績】実施回数 8 回、参加者数 62 名

オ 就学サポート

都立高等学校に就学を希望の、高等学校を中途退学した方等（現在どちらの学校にも籍がない方）本人に対し、進路に関する面接を計画的、継続的に行い、都立高等学校への就学に向けた支援を行っている。

【令和元年度の実績】就学支援対象者数 8 名、就学支援回数 68 回（延べ数）

<課題>

東京都における不登校者数の増加傾向にあるため、今後とも取組を強化していく必要がある。

<今後の取組の方向性>

不登校・中途退学者及びその保護者の支援につながるよう、事業の広報活動等の在り方について検討していく。

5 チャレンジスクール・昼夜間定時制高等学校の充実（都立学校教育部）

(1) チャレンジスクール・昼夜間定時制高校の充実

<取組状況>

足立地区・立川地区の各チャレンジスクール新設やチャレンジスクールの規模拡大のため、学校や関係部署と調整し、必要となる施設・設備等の整備を行った。

＜成果＞

令和4年度の足立地区チャレンジスクールの開校に向けて、必要な人員、予算等の対応を行い、開設準備室を設置した。

＜今後の取組の方向性＞

「足立地区チャレンジスクール基本計画検討委員会報告書」及び「立川地区チャレンジスクール基本計画検討委員会報告書」を踏まえ、開校に向けた施設整備や具体的な準備を進めていく。

6 通信制高等学校におけるサポート体制の充実（再掲）（都立学校教育部・地域教育支援部）

(1) 高等学校通信制課程におけるサポート体制の充実（再掲）（都立学校教育部）

＜取組状況＞

平成31年2月策定の新実施計画（第二次）に基づき、通信制課程の高校において、多様な学習ニーズに対応するため、ICTを活用し、時間や場所の制約を超えて学習や相談ができるようにするとともに、基礎・基本の学習コンテンツ等の活用を促進する。また、学習の進捗状況を生徒や保護者のスマートフォン等から確認できるようにすることで、自学自習を支援し、学習意欲の向上を図るなど、通信制課程における学習環境の改善・充実に努めていくと定めており、令和元年度はシステムの検討・構築を行った。

＜成果＞

通信制3校で実施していくよう、学校や庁内関係部署を通して、作成した仕様書に基づき、令和元年度は、システムの設計構築を行った。実効性が高くきめ細やかなシステム構築を行うため。総合評価方式により契約締結を行い、校務支援システム及び学習管理システムの基幹を完成させた。

＜課題＞

学校での試行は、令和2年度からであるため、校務支援システムについては、試行を行いながら、細かい部分を改善していく必要がある。

また、学習支援システムについては、新しい取組になることから、単位認定、対象や手法等、導入に向けた検討を進めていく必要がある。

＜今後の取組の方向性＞

校務システムについては、令和3年度には利用できるように進めていく。

学習支援システムについては、ICT活用を実施していくための検討を学校・庁内所管部署と合わせて進めていく。

(2) 学びのセーフティネット事業（NPO等と連携した居場所づくり）（再掲）（地域教育支援部）

＜取組状況＞

通信制高等学校に在籍する生徒に対するアウトリーチを実施し、学校生活に不安のある生徒等に対する支援を行っている。

また、都内3か所で日常生活の中でよりどころとなる居場所（支援場所）を提供するとともに、その場において、生徒同士の交流の機会の提供、進路相談・生活相談の実施、学習支援、就労に向けた支援等

基本的な方針4 夢と志をもち、可能性に挑戦しようとする力を育む教育

をNPO等の外部機関と連携するなど、個々の生徒等に応じたきめ細かい対応を行っている。

なお、通信制以外の都立高等学校において不登校や中途退学などにより、支援を必要としている生徒等にも対応している。

<成果>

- ・中途退学した生徒や学校生活に不安を抱えている生徒に対して、自立支援チームが働き掛けることにより、NPO等の外部機関につなげることができた。
- ・NPO等の外部機関が通信制課程のスクーリング時にアウトリーチを実施したことにより、支援者と生徒との良好な関係を築くことができ、その後の支援を円滑に行うことができた。

事 項	令和元年度末
学びのセーフティネット事業におけるNPO等の支援を受けている参加者数	195人

<課題>

- ・通信制高等学校でスクーリングに出席しない生徒をNPO等の外部機関の支援につなげていくことが難しい。
- ・居場所（支援場所）に参加する生徒等が社会的に自立をしていけるようになるまでには時間がかかるため、継続的な支援を実施していく必要がある。

<今後の取組の方向性>

- ・学校生活に不安を抱えている生徒に対し、よりきめ細かな支援ができるよう、自立支援チームと緊密に連携していく。
- ・参加者にアンケート等を実施するなどして、成果や課題等について様々な視点から検証し、支援の充実を図っていく。

7 フリースクール等の民間施設・団体等との連携の推進（指導部）

(1) フリースクール等の民間施設・団体等との意見交換会等の実施

(2) 連携に必要な留意点を記載した資料の作成に向けた協議

<取組状況>

学校とフリースクール等との連携の在り方について協議する意見交換会を、平成28年度から3年間実施してきたが、今年度、「教育委員会及び学校と民間施設・団体との連携検討委員会」として発展させ、全5回の委員会を実施し、学校とフリースクール等との連携による不登校の子供の社会的自立に向けた具体的な支援策について検討を行った。

<成果>

令和2年3月26日に都教育委員会定例会において、「教育委員会及び学校と民間施設・団体との連携検討委員会報告書」について報告し、区市町村教育委員会とフリースクール等との連携の在り方や都教育委員会として行うべき施策の方向性を明らかにすることで、今後の都教育委員会の施策につながる提言を行った。

<課題>

- ・教職員や不登校児童・生徒及びその保護者に対して、教育の機会確保法等を確実に周知する。
- ・不登校児童・生徒の社会的自立に向けた支援を実現するために、学校と民間施設・団体が、一層の連携を図る。
- ・「魅力ある学校づくり」により、不登校の未然防止と早期支援を一層充実させる。
- ・不登校児童・生徒の保護者に対して、相談先に関する情報提供などを充実させる。
- ・教育支援センターを魅力的な場とするために、民間施設・団体の有する知見や技能を活用する。

<今後の取組の方向性>

- ・フリースクール等に通う場合の出席の取扱いや、個々の子供の状況に応じた支援の在り方などを示した資料を作成し、学校や不登校の子供の保護者等に配布する。
- ・教育委員会、学校、フリースクール等の関係者が一堂に会し、不登校経験者やその保護者を含む登壇者によるパネルディスカッションを行うなど、児童・生徒への支援の在り方を協議する場を設定する。
- ・区市町村教育委員会が設置する教育支援センターの機能強化に向けて、運営の委託や講座の充実など、フリースクール等が有する知見や技能を生かした区市町村の取組を支援していく。

8 外部人材を活用した授業以外の場における学習支援の充実（再掲）（地域教育支援部・指導部）

(1) 地域未来塾の推進（再掲）（地域教育支援部）

<取組状況>

区市町村が主体となって、放課後等に地域住民等の協力を得て、学習支援が必要な中学生等を対象に学習習慣の確立や基礎学力の定着を図ることを目的とした学習支援の機会である「地域未来塾」を実施した。

- ・実施区市町村 31 区市町村（平成 28 年度事業開始）
（小学生対象 2 村、中学生対象：7 区市、両方対象：22 区市町）

実施地区数等の推移

年度	H28 年度	H29 年度	H30 年度	R1 年度
地区数（区市町村数）	15 地区	21 地区	29 地区	31 地区
対象校数	230 校	428 校	640 校	659 校

- ・取組内容
大学生や教員 OB 等による、個別指導やグループ学習等の形式による学習支援を実施
会場は、自治体ごとに様々で、学校の教室を利用するものや公民館・教育センター等学校外の施設を利用している例もある。

<成果>

実施した教育委員会や学校からは、「必要に応じて個別指導を行い、参加児童の学習意欲が高まった。」
「日常的に参加し、学習する習慣が身に付いた。」などの学習習慣の確立や、「基礎的・基本的な学習内容の確実な定着が図れた。」「基礎学力定着不足の生徒に、学習習慣を身に付けながら成績向上に結び付けられた。」といった基礎学力の定着などが評価されている。

また、参加している児童・生徒からは、「授業の内容が分かるようになってうれしい。」「勉強が楽しい

基本的な方針4 夢と志をもち、可能性に挑戦しようとする力を育む教育

と気付いた。」など、意欲に関するアンケート回答も寄せられている。

<課題>

未実施地区への「地域未来塾」活用促進や実施地区における対象校数の拡大促進

<今後の取組の方向性>

区市町村に対して、多様な実践事例を収集した「地域未来塾ハンドブック」をはじめ、参考となる情報を提供するなど、地域や学校の実態を踏まえた学習支援の取組が一層拡充するよう働き掛けを行う。

(2) スタディ・アシスト事業の実施（再掲）（地域教育支援部）

<取組状況>

モデル地区を指定して中学生を対象とする進学を目的とした放課後等の学習支援を実施した。

- ・ 2地区 計 19 中学校、中学 3 年生 238 名が参加
- ・ 数学、英語を中心に、民間教育事業者（講師）により 10 名程度の少人数で指導
- ・ 放課後、土曜日又は長期休業日中に 2 時間程度
- ・ 7 月又は 8 月から 2 月にかけて 25 回程度

<成果>

	A 地区	B 地区
参加生徒の満足度（「大変満足」「満足」の計）	96.7%	75.8%
【平均点の比較】 業者による事前テスト（初回）と事後テスト（最終回）の結果	英語 + 6.9	英語 + 13.9
	数学 + 16.6	数学 + 3.1

いずれのモデル地区も昨年度は事業開始が夏季休業日以降となったが、令和元年度は 1 学期に募集を開始し、夏季休業日中に開始することができたことで、昨年度よりも多くの受講者が参加した。

生徒対象のアンケートには、「分からないところを丁寧に教えてくださり、疑問に思ったことなどがすぐに解決できてよかった。」「勉強するという習慣もつけることができて自分にとってとてもプラスになった。」との声が寄せられた。

<課題>

実施条件は、日時（土曜日又は放課後）、日程（ほぼ定期的又は不定期）などモデル地区によって設定異なっている。地区又は会場によっては、生徒の継続的な参加が困難なケースも見受けられることから、モデル地区の地域性をより踏まえた効果的な条件設定が必要である。

<今後の取組の方向性>

- ・ 平成 30 年度と令和元年度の事業成果や課題を踏まえ、今後の公立中学校の進学を目的とした学習支援事業の在り方について検討しつつ、令和 2 年度はモデル地区を拡充し引き続き事業実施を行う。
- ・ 具体的には、モデル地区を 2 地区から 6 地区程度とし、平成 30 年度と令和元年度のモデル地区にお

基本的な方針4 夢と志をもち、可能性に挑戦しようとする力を育む教育

ける成果や課題を踏まえた各地区における実施計画の策定を促すことで、実施地区の課題や状況に応じた効果的な事業運営を図る。

- ・他の区市町村教育委員会に対して情報提供を行うなど、事業成果に関する周知を行う。

(3) 校内寺子屋の推進（再掲）（指導部）

＜取組状況＞

義務教育段階の基礎学力の定着状況が十分ではない生徒に対して放課後等に外部人材を活用した学習支援を行う学力向上研究校（校内寺子屋）を30校2年間指定した。

- ・国語、数学、英語において高校1年生20名程度の生徒を対象
- ・各教科週2回程度、放課後に2時間程度
- ・元教員や非常勤講師、大学生などの外部人材を活用し個別学習を実施

＜成果＞

対象となる生徒の意欲向上に関するアンケートにおいて、「学習意欲が上がった」、「分からない問題が分かるようになった」、「基礎学力が向上した」という設問に対し、60%以上の生徒が「当てはまる」又は「ほぼ当てはまる」と回答しており、生徒の学びに対する意欲の向上につながったと考えられる。

＜課題＞

地域によっては外部講師の確保が難しい学校があり、近隣の中学校や学習塾などとの連携が必要である。

＜今後の取組の方向性＞

令和2年度より、30校を指定校として基礎学力の向上や中途退学の防止により一層取り組む。

(4) 「進学アシスト校」事業の実施（再掲）（指導部）

＜取組状況＞

進路多様校等において、大学進学を目指す生徒の資質・能力を伸ばし、進学実績の向上を図るため、予備校講師等の外部人材を活用して大学受験講座等の学習支援を行う「進学アシスト校」を設置する。

- ・対象校：都立松原高等学校、都立福生高等学校（2校）
- ・実施回数：1年生4回（1月～3月）、2年生20回（5月～3月）、3年生16回（5月～12月）
各教科1講座60分

＜成果＞

- ・進学実績の向上（GMARCH、日東駒専）
- ・成績の向上、学習習慣の改善

＜課題＞

- ・講座日以外の時間の使い方や参加生徒一人一人の学習計画に対する学習サポートの充実
- ・生徒の出席率の低下
- ・講座内容の充実と教員の参加の推進

＜今後の取組の方向性＞

- ・1年目の成果と課題を踏まえ、委託業者と連携を密にし、事業計画に基づき進行管理を行う。

9 病院内教育におけるICT機器の活用（都立学校教育部）

(1) 病弱教育支援員による学習支援の更なる充実

＜取組状況＞

平成29年度より、東京都特別支援教育推進計画（第二期）・第一次実施計画に基づき、病弱教育支援員を病院へ派遣するとともに、必要なICT機器を配備し、入院中の児童・生徒の学習機会の確保を図っている。

＜成果＞

病弱教育支援員の派遣とタブレット端末の活用により、入院中の児童・生徒の学習機会を週3日・1回2時間から週5日・1回2時間に充実した。

病弱教育支援員全員を対象として夏期に研修を実施し、業務への理解を深めるとともに、タブレット端末の一層の有効活用を図った。

＜課題＞

病弱教育支援員は年度ごとに任用される会計年度任用職員であり、入れ替わりが激しいことから、継続的な研修実施による専門性の維持と向上が必要である。

＜今後の取組の方向性＞

入院中の児童・生徒に対して、週5日・1回2時間の指導・学習支援を継続する。病弱教育支援員全員を対象とした研修を継続して実施し、専門性の維持と向上を図る。

10 在宅訪問教育における分身ロボットの活用（都立学校教育部）

(1) 在宅訪問教育における分身ロボットを活用した遠隔教育の試行実施（再掲）

＜取組状況＞

肢体不自由特別支援学校2校において、準ずる教育課程を履修する児童・生徒を対象として、自宅にしながら、分身ロボットを通じて教室での授業や学校行事等に参加できる環境を整備し、活用場面や端末の操作性等について検証し、分身ロボットの活用による遠隔教育の実用化に向けた検討を行うためにモデル事業を実施

＜成果＞

在宅訪問教育における分身ロボットの活用について、通常の在宅訪問教育では実施が困難な、音楽や家庭科の授業、外国語活動等への参加が可能となるなどの成果がある一方、児童・生徒の体調に配慮した活用が必要となるなどの課題があることが確認できた。

＜課題＞

基本的な方針4 夢と志をもち、可能性に挑戦しようとする力を育む教育

準ずる教育課程以外の教育課程を履修する児童・生徒についても、分身ロボットの活用について検証が必要である。

<今後の取組の方向性>

在宅訪問教育における分身ロボットの活用について、引き続きモデル事業を実施し、その効果や課題を検証する。

11 高等学校における外国人生徒等に対する教育環境の整備（都立学校教育部・指導部）

(1) 都立高校における在京外国人生徒等に係る募集規模の検討（都立学校教育部）

<取組状況>

中学校における日本語指導が必要な在京外国人生徒等の人数の推移や、居住する地域のバランス、在京外国人生徒対象枠の募集校における入学者選抜の応募状況等を踏まえ、令和2年度入学者選抜においては、新たに杉並総合高校に募集枠を設置するとともに、既設の募集枠設置校1校において募集人員を増やした。

<成果>

- ・「在京外国人生徒対象」枠の設置状況及び募集人員の推移

平成28年4月入学（平成27年度実施入学者選抜） 国際高校・飛鳥高校・田柄高校・竹台高校・南葛飾高校の5校（募集人員95人）

平成29年4月入学（平成28年度実施入学者選抜） 国際高校・飛鳥高校・田柄高校・竹台高校・南葛飾高校・府中西高校の6校（募集人員110人）

平成30年4月入学（平成29年度実施入学者選抜） 国際高校・飛鳥高校・田柄高校・竹台高校・南葛飾高校・府中西高校・六郷工科高校の7校（募集人員120人）

平成31年4月入学（平成30年度実施入学者選抜） 国際高校・飛鳥高校・田柄高校・竹台高校・南葛飾高校・府中西高校・六郷工科高校の7校（募集人員130人）

令和2年4月入学（令和元年度実施入学者選抜） 国際高校・飛鳥高校・田柄高校・竹台高校・南葛飾高校・府中西高校・六郷工科高校・杉並総合高校の8校（募集人員150人）

- ・「在京外国人生徒対象」枠の応募倍率

平成28年4月入学（平成27年度入学者選抜） 2.07倍

平成29年4月入学（平成28年度入学者選抜） 1.96倍

平成30年4月入学（平成29年度入学者選抜） 2.06倍

平成31年4月入学（平成30年度入学者選抜） 1.75倍

令和2年4月入学（令和元年度実施入学者選抜） 1.45倍

<課題>

- ・在京外国人生徒対象枠の募集人員を増やし、入学者選抜の応募倍率は低下したものの、今後も日本語指導が必要な生徒が増加することが見込まれることから、引き続き、適切な募集規模を検討する必要がある。
- ・在京外国人生徒が、入学後に日本語習得に時間がかかる場合も多く、その結果、各学校における学習

基本的な方針4 夢と志をもち、可能性に挑戦しようとする力を育む教育

指導等も難しくなっている。また、言語・文化等の違いによる外国人生徒特有の課題等に対し、教員のみでは対応が困難になっている。

<今後の取組の方向性>

中学校における日本語指導が必要な在京外国人生徒等の人数の推移や、居住する地域のバランス、在京外国人生徒対象枠の募集校における入学者選抜の応募状況等を踏まえ、適切な募集規模を検討する。

また、日本語指導が必要な生徒が、都立学校入学後に授業を理解する上で必要となる日本語を早期に習得し、学校生活を円滑に送ることができるように、NPO等の外部人材と連携した支援体制の構築について検討する。

(2) 在京外国人生徒等の日本語習得に向けた支援（指導部）

<取組状況>

日本語指導外部人材活用事業により、日本語指導の必要な生徒に対する支援のための予算措置を行っている。

在京外国人の人数が増加傾向にあることから、令和2年度においては、近年の増加数を考慮して予算の増額を行った。

<成果>

日本語指導外部人材活用事業の活用状況の推移

年度	決算額	申請人数
H26年度	9,875,000円	55人
H27年度	10,517,000円	80人
H28年度	14,273,000円	140人
H29年度	22,035,000円	151人
H30年度	30,469,000円	181人
R1年度	32,043,000円	174人

<課題>

- ・日本語指導のスキルや経験のある教員がほとんどいないため、日本語指導以外の学習指導や生活指導・進路指導等に困難を感じている学校がある。
- ・生徒の母語によっては、外部人材の確保が困難である。

<今後の取組の方向性>

- ・在京外国人の増加を踏まえ、日本語指導外部人材活用事業の一層の活用を検討する。
- ・教員の日本語指導に対する理解を深めるとともに、日本語指導が必要な生徒に対する指導（教科学習に関する指導や生活指導・進路指導等）に関する資質・能力の向上に資するため、教員向けハンドブックの開発を行う。

<東京都教育ビジョン（第4次）>

基本的な方針	5	豊かな心を育て、生命や人権を尊重する態度を育む教育
施策展開の方向性	12	人権尊重の理念を定着させ、あらゆる偏見や差別をなくす教育を充実します。
予算額：58,847千円		決算額：52,389千円
従事職員数9.5人（指導主事6人）		

1 人権教育の推進（総務部・指導部・地域教育支援部）

(1) 人権教育に関する研修・啓発・研究の推進（総務部・指導部・地域教育支援部）

ア 指導資料「人権教育プログラム（学校教育編）」作成

<取組状況>

学校における人権教育の実践的な手引である「人権教育プログラム（学校教育編）」を作成し、公立学校の全教職員及び教育機関に配布した。

- ・年1回配布：64,500部、配布先：公立学校全教職員 等

年度	H26年度	H27年度	H28年度	H29年度	H30年度	R1年度
実績	63,500部	63,500部	64,500部	64,500部	64,500部	64,500部

<成果>

人権教育プログラムの作成・配布を通して、都教育委員会の人権教育についての考え方や学校における人権教育の進め方について啓発を図ることができた。また、全ての人権尊重教育推進校において、人権教育プログラムを活用した研修等を実施することができた。

<課題>

人権教育プログラムの内容の一層の充実を図るとともに、学校における教職員の更なる活用を促していくことが課題である。

<今後の取組の方向性>

- ・人権に関する情報の収集に努め、資料の内容を充実させる。
- ・具体的な活用場面を想定し、区市町村教育委員会や各学校に活用を働き掛けていく。
- ・紙面の一部電子化に向けての情報収集及び構成等を検討していく。

イ 人権教育研究協議会

<取組状況>

都内全ての公立幼稚園・学校の園長・校長、副園長・副校長、主幹教諭・主任教諭・教諭等、指導主事など、職層に応じて人権教育研究協議会を開催した。

- ・年間開催数：28回、参加者数：7,288人

年度	H26年度	H27年度	H28年度	H29年度	H30年度	R1年度
実績	7,374人	7,262人	7,267人	7,298人	7,288人	7,288人

<成果>

人権教育の内容や方法について、研究・協議を行い、人権課題への正しい理解と認識を深めることができた。全ての回において、90%以上の参加を得ることができた。

<課題>

- ・学校等のニーズを捉えた内容の充実を図ることが課題である。
- ・学校における人権課題に関する取組の充実が課題である。

<今後の取組の方向性>

人権課題に関わる国や東京都の動向に関する最新情報を収集し、学校等の実態を踏まえた内容とし、講師の講演や主任指導主事等の講義内容を充実させることにより、学校の取組を充実させる。

ウ 人権教育指導推進委員会

<取組状況>

区市教育委員会等の指導主事を対象に、様々な人権課題に関する理解を深めるための研究・協議を行う「人権教育指導推進委員会」を実施した。

- ・年間開催数：4回

年度	H26年度	H27年度	H28年度	H29年度	H30年度	R1年度
実績	5回	5回	5回	4回	4回	4回

<成果>

各人権課題に関する講義や協議等を通して、指導主事等が、様々な人権課題に関する理解を深めることができた。

<課題>

指導主事等が、各区市等において、人権課題等について学校等への指導・助言を適切に行うことができるようにすることが課題である。

<今後の取組の方向性>

委員会の内容を工夫することにより、学校への具体的な指導・助言に生かせるようにする。

エ 人権尊重教育推進校の設置

<取組状況>

(ア) 小学校 33 校、中学校 12 校、義務教育学校 1 校、小学校・中学校 1 校及び都立学校 4 校を人権尊重教育推進校に指定し、東京都の実態に即して、学校や地域における人権教育の推進上の諸課題に系統的、組織的に取り組んだ。

(イ) 人権尊重教育推進校の研究・実践を地域の学校に広めるために、ブロック別連絡会を開催して成果の報告や情報交換を行った。

- ・ブロック別連絡会の年間開催数：23回、参加者数：4,495人

基本的な方針5 豊かな心を育て、生命や人権を尊重する態度を育む教育

年度	H26年度	H27年度	H28年度	H29年度	H30年度	R1年度
実績	28回 4,743人	28回 4,853人	29回 5,365人	29回 4,709人	26回 4,718人	23回 4,495人

<成果>

人権尊重教育推進校では、同和問題をはじめ様々な人権課題を取り上げた実践を行い、人権課題に関わる差別意識の解消を図るための教育を推進することができた。また、全ての人権尊重教育推進校で、「人権教育を通じて育てたい資質・能力」を設定し、授業研究を行った。ブロック別連絡会では、各校の取組をそれぞれの地域に広げることができた。

<課題>

各人権尊重教育推進校における人権課題への取組をより一層充実させ、他の学校へ普及・啓発を図ることが課題である。

<今後の取組の方向性>

各人権尊重教育推進校の担当指導主事が、年度当初に学校の実態を的確に把握し、それぞれの学校の課題を踏まえた指導・助言及び資料提供を行っていく。

オ 人権教育資料センターの運営

<取組状況>

教職員研修センター内に設置している人権教育資料センターに、人権に関する各種資料、教材等を適切に収集・整備した。また、人権教育に関する基礎的研究を実施し、人権教育推進の支援を行った。

- 令和元年度に収集・整備したビデオ教材等及び書籍数：ビデオ教材等 30本、書籍 125冊

年度	H26年度	H27年度	H28年度	H29年度	H30年度	R1年度
実績	64本 104冊	48本 93冊	33本 109冊	32本 132冊	28本 133冊	30本 125冊

<成果>

東京都人権施策推進指針に示された人権課題に関わるビデオ教材等及び書籍を収集し、東京都教職員研修センターウェブページや様々な研修会などで貸出利用の広報を行った。また、都内公立学校へのビデオ教材等の貸出しにおける送付方法をより簡便な方法に変更し、活用を促進した。

<課題>

東京都人権施策推進指針に示された人権課題や、学校のニーズに沿ったビデオ教材等や書籍等の資料の収集・整備を更に行っていくことが課題である。

<今後の取組の方向性>

東京都教職員研修センターウェブページや様々な研修会で人権教育資料センターの広報を行い、都内公立学校でのビデオ教材等の貸出利用を推進していく。

カ 人権啓発学習資料「みんなの幸せをもとめて」の作成

<取組状況>

社会教育における啓発学習資料である「みんなの幸せをもとめて」を作成し、社会教育関係団体指導者及び社会教育関係職員等に配布した。

- ・年1回発行 105,000部
- ・配布先 社会教育関係機関、都内国公私立小・中・高等学校（PTA）等

年度	H27年度	H28年度	H29年度	H30年度	R1年度
実績	105,000部	105,000部	105,000部	105,000部	105,000部

<成果>

都教育委員会が実施する「教育庁等職員・学校事務職員等課題研修」、「人権学習指導者研修」、区市町村教育委員会・PTA等の研修・講座・学習会等の補助資料として活用された。

<課題>

人権啓発学習資料の一層の活用促進が課題である。

<今後の取組の方向性>

人権啓発学習資料の活用を促進していくために、研修等を通じて、その活用を働き掛けていく。

キ 人権学習教材ビデオの制作（隔年制作）

<取組状況>

人権学習教材ビデオ制作の基本方針等を踏まえ、「シェアしてみたらわかったこと」（令和元年度）を制作し、社会教育関係機関、中学校・高等学校等に配布し、活用促進を図った。

- ・規格：DVD・カラー46分・実写、制作部数：1,650本
- ・配布先：社会教育関係機関、視聴覚ライブラリー、都内国公私立中・高等学校 等
- ・年間開催数：検討委員会5回、委員7人

年度	H27年度	H28年度	H29年度	H30年度	R1年度
実績	5回 1,650本	3回 (企画)	5回 1,650本	3回 (企画)	5回 1,650本

<成果>

令和元年度は、主として「外国人」「性自認・性的指向」「障害者（発達障害）」の3テーマで構成し、さらに、「災害に伴う人権問題」についても盛り込み、東京都の施策動向等を踏まえた人権学習教材ビデオを制作することができた。

<課題>

都の施策動向等を踏まえた人権学習教材ビデオの内容を一層充実させ、活用促進を図ることが課題である。

<今後の取組の方向性>

基本的な方針5 豊かな心を育て、生命や人権を尊重する態度を育む教育

人権課題に関わる国や都の施策動向を踏まえ、人権学習教材ビデオの内容を一層充実し、その活用を促進していく。

ク 人権学習指導者研修

<取組状況>

社会教育関係指導者等を対象に、様々な人権課題に対する正しい理解と認識を深めるための研修を実施した。

- ・年間開催数：一般研修 10 回、専門研修 8 回、合計 18 回
- ・参加者数

年度	H27 年度	H28 年度	H29 年度	H30 年度	R1 年度
実績	815 名	724 名	509 名	566 名	654 名

<成果>

人権学習に関わる内容・方法等について、講義やフィールドワーク、ワークショップ等の手法を交えることにより、知識の獲得のみならず自らの人権感覚に向き合い幅を広げるなど、様々な人権課題に対する正しい理解と認識を深めることができた。

<課題>

人権課題に関わる国や都の施策動向等を踏まえた研修内容・方法等の一層の充実が課題である。

<今後の取組の方向性>

人権課題に関わる国や都の施策動向等を踏まえ、時宜に合った内容及び新しい人権課題等を取り入れるなど、区市町村教育委員会等の実態を踏まえながら研修内容・方法等を充実させていく。

ケ 人権学習の促進事業

<取組状況>

区市町村の人権学習の促進を図るため、区市町村における人権教育事業の学習内容・方法等の傾向を調査・分析し、その成果を報告書として作成し、区市町村教育委員会等へ配布した。

- ・報告書（「令和元年度人権教育推進のための調査研究事業報告書」）の作成：500 部
- ・配布先：区市町村教育委員会、社会教育関係機関等

年度	H27 年度	H28 年度	H29 年度	H30 年度	R1 年度
実績	500 部	500 部	500 部	500 部	500 部

<成果>

区市町村人権教育事業実施状況調査（平成 30 年度実績）の分析及び人権教育プログラムを企画するための視点やそのプログラム編成の手順・運営方法を報告書にまとめ、区市町村教育委員会等へ普及・啓発することができた。

<課題>

人権教育推進のための調査研究事業報告書の一層の活用促進が課題である。

基本的な方針5 豊かな心を育て、生命や人権を尊重する態度を育む教育

＜今後の取組の方向性＞

人権教育推進のための調査研究事業報告書の活用を促進していくために、研修等を通じて、その活用を働き掛けていく。

<東京都教育ビジョン（第4次）>

基本的な方針	5	豊かな心を育て、生命や人権を尊重する態度を育む教育
施策展開の方向性	13	生命を大切に作る心や他人を思いやる心、規範意識等を育む教育を充実します。
予算額：51,243千円		決算額：41,114千円
従事職員数11人（指導主事10人）		

1 小学校・中学校における「考え議論する道徳」の推進（指導部）

<取組状況>

(1) 「特別の教科 道徳」の指導の充実に向けた取組の推進

ア 東京都道徳教育モデル校事業

- ・都内公立小学校3校及び中学校3校をモデル校に指定
- ・教育活動全体を通じて取り組む道徳教育の効果的なカリキュラムの開発・普及
- ・小学校3校がそれぞれ研究発表会を実施
- ・中学校3校合同による中間報告会を実施
- ・モデルとなるカリキュラムの事例等を掲載した教員向けリーフレットの作成・配布（令和2年3月）

イ 「特別の教科 道徳」授業力向上セミナーの実施

- ・小学校版東京都道徳教育教材集「心あかるく」、「心しなやかに」、「心たくましく」を活用した、「考える道徳」、「議論する道徳」の授業実践を公開（小学校で6回実施）

(2) 東京の子供たちの豊かな心を育成するための道徳教育の充実

ア 「東京都道徳教育教材集」の印刷及び配布

- ・小学校1・2年生版「心あかるく」、小学校3・4年生版「心しなやかに」、小学校5・6年生版「心たくましく」、中学校版「心みつめて」を都内全ての公立小・中学校等の全児童・生徒に配布した。
- ・中学校版「心みつめて」について、「特別の教科 道徳」の指導内容等に準拠するよう内容を改訂した。

イ 「東京都道徳教育教材集」の保護者向けリーフレットの印刷及び配布

- ・小学校版及び中学校版を、都内全ての公立小・中学校等の新1年制の保護者に配布した。
- ・家庭における道徳教育の充実を図るため、家庭での教材集の活用事例を掲載するなど、リーフレットの内容を改訂した。

(3) 「道徳授業地区公開講座」の充実

- ・学校・家庭・地域社会が連携して子供たちの豊かな心を育むとともに、小・中学校等における道徳教育の充実のために、平成14年度から都教育委員会と区市町村教育委員会との連携により、都内全ての公立小・中学校等で、「道徳授業地区公開講座」を実施している。

<成果>

(1) 「特別の教科 道徳」の指導の充実に向けた取組の推進

ア 東京都道徳教育モデル校事業

- ・小学校道徳教育モデル校研究発表会参加教員数 3校計 650名
- ・中学校道徳教育モデル校中間報告会参加教員数 122名
- ・中間報告会参加者アンケートの結果

① 学校の教育活動全体で推進する道徳教育の方向性や重要性について理解できた。 よく理解できた・理解できた …… 95.1%
② 学校の教育活動全体で推進する道徳教育の具体的な取組について理解できた。 よく理解できた・理解できた …… 95.9%

イ 「特別の教科 道徳」授業力向上セミナーの実施

- ・受講者アンケートの結果

① 「特別の教科 道徳」の指導内容や指導方法の工夫について理解できた。 よく理解できた・理解できた …… 96.8%
② 「特別の教科 道徳」の評価の在り方や考え方について理解できた。 よく理解できた・理解できた …… 95.0%
③ 「特別の教科 道徳」を要として学校の教育活動全体で取り組む道徳教育の方向性や重要性について理解できた。 よく理解できた・理解できた …… 96.8%

(2) 東京の子供たちの豊かな心を育成するための道徳教育の充実

ア 「東京都道徳教育教材集」の印刷及び配布

- ・小学校1・2年生版「心あかるく」 119,500部
- ・小学校3・4年生版「心しなやかに」 118,000部
- ・小学校5・6年生版「心たくましく」 118,500部
- ・中学校版「心みつめて」 92,500部
- ・東京都の子供たちに規範意識や思いやりの心など豊かな心を育成するために、「東京都道徳教育教材集」の活用を推進し、各学校における教育活動全体を通じた道徳教育の充実を図った。

イ 「東京都道徳教育教材集」の保護者向けリーフレットの印刷及び配布

- ・小学校版 119,500部
- ・中学校版 92,500部
- ・「東京都道徳教育教材集」の家庭での活用を推進し、保護者を啓発するとともに、各家庭における道徳性を育む取組の充実を図った。

(3) 「道徳授業地区公開講座」の充実

年度	実施校数・公開授業参観者数
平成29年度	1,924校（小・中学校、義務教育学校、中等教育学校全校及び特別支援学校） 478,060名
平成30年度	1,922校（小・中学校、義務教育学校、中等教育学校全校及び特別支援学校） 493,711名

令和元年度	1,919校（小・中学校、義務教育学校。中等教育学校全校及び特別支援学校） 490,332名
-------	---

- ・平成30年3月に作成・配布した保護者向けビデオ資料「道徳授業地区公開講座 意見交換会導入ビデオ資料 子供たちの豊かな心を育むために大人たちにできることを考える」(DVD)の活用を推進し、意見交換会の充実を図った。ビデオ資料(DVD)を活用した学校数……317校

<課題>

- ・1単位時間の授業の改善・充実に向けた取組をより一層充実させるとともに、各教科や特別活動において計画的に道徳教育に取り組んだり、道徳の内容項目同士を関連付けて効果的に指導したりするなど、学校の教育活動全体を通じて取り組む道徳教育の推進・充実を支援していくことが課題である。
- ・「特別の教科 道徳」の評価の考え方や在り方について、教員の理解をより一層深めるとともに、子供たち一人一人のよさを認め励ます評価が適正に実施されるよう支援していくことが課題である。
- ・「道徳授業地区公開講座」の意見交換会への参加者を増やすとともに、内容の一層の充実を図り、学校・家庭・地域が一体となって取り組む道徳教育の更なる推進を支援することが課題である。

<今後の取組の方向性>

- ・研究発表会やリーフレットの作成・配布等を通じて、東京都道徳教育モデル校の研究の成果や効果的な実践事例を全都に発信する。
- ・「特別の教科 道徳」授業力向上セミナーを継続して実施する。
- ・「道徳授業地区公開講座」保護者向けビデオ資料(DVD)の活用の推進を継続し、意見交換会の充実を支援する。

2 高等学校における東京都独自の教科「人間と社会」の実施（再掲）（指導部）

(1) 都独自教科「人間と社会」の実施（再掲）

<取組状況>

平成27年度まで都立高等学校等で実施していた教科「奉仕」の成果を踏まえて、平成28年度に設置した人間としての在り方生き方に関する新教科「人間と社会」を全都立高等学校及び全都立中等教育学校で実施した。

道徳性を養い、判断基準（価値観）を高めることで、社会的現実には照らして、よりよい生き方を主体的に選択し行動する力の育成を図るために、以下の取組を実施した。

- ア 各校の推進者の育成を図るため研修会を実施（平成30年度1回、令和元年度1回）
- イ 全都立学校全課程を対象に実施状況調査を実施（年度末）
- ウ 学習前後の生徒の変容を測るためのアンケート調査の実施（1学期及び2学期）

<成果>

実施状況調査により、各校の推進組織、学習内容、体験学習の内容、連携している外部機関について把握することができた。

学習前後の生徒の変容を測るためのアンケート調査の実施により、以下の項目について約8割の生徒が「当てはまる。」「どちらかという当てはまる。」と回答している（カッコ内は学習前の回答結果）。

基本的な方針5 豊かな心を育て、生命や人権を尊重する態度を育む教育

- ・「様々な立場の人の考えを理解し、良い点や課題を発見することができる。」
79.8% (80.2%)
- ・「自分の考えだけでなく、他の人の意見や考えも尊重して、物事を判断することができる。」
84% (85.2%)
- ・「自分の果たすべき役割、他の人の果たすべき役割を踏まえて、よりよい生き方を選択するために物事を判断することができる。」
78.7% (77.4%)
- ・「社会の一員であることを自覚し、自分でよく考えて、なぜその行動を取るのかについて理由を明確にした上で、行動を決めることができる。」
74.5% (71.6%)
- ・「よりよい社会の実現に向けて、自分で決めたことを行動に移そうと努力することができる。」
70.2% (72.4%)

<課題>

平成30年3月に学習指導要領が告示され、「総合的な学習の時間」が「総合的な探究の時間」に変更され、探究活動による課題解決を図る学習活動を中心とする領域となった。学習指導要領の移行措置に伴い、令和元年度入学生から「総合的な探究の時間」の実施に取り組んでおり、「人間と社会」の教科書を「総合的な探究の時間」に対応する必要性が生じた。

<今後の取組の方向性>

「人間と社会」現行版教科書について、探究学習の要素を組み込むために、序章や巻末、各章の見直し、各章のコラムを現在の諸問題を取り入れるなどの改訂を行う。

各学校における「人間と社会」の演習や体験活動の実施状況を把握し、その成果と課題を踏まえて、推進者研修を実施し、各校の取組の充実を図る。

3 特別支援学校における社会貢献活動の推進（指導部特別支援教育指導課）

<取組状況>

(1) 社会貢献活動の実施

平成28年度から平成30年度までに実施したモデル事業で実施した活動を踏まえて、令和元年度は全校において社会貢献活動を行うこととした。都立特別支援学校57校のうち、2月下旬から3月に実施を予定していた学校6校は新型コロナウイルス感染症の影響により実施できなかったが、51校で実施した。

(2) 地域の学校の児童・生徒と協働した教育活動の充実

実施してきた高齢者施設等での活動を踏まえ、障害者スポーツなどを通して、各学校の地域等の状況に応じて小・中学生や地域住民の参加を得て実施する交流活動を実施した。

<成果>

モデル事業の際に交流を行った高齢者施設や地域自治会等との間で引き続き継続して社会貢献活動を行うことで、児童・生徒自身が、「相手が喜ぶために何をしたらよいか」を自発的に考えられるようになってきたことで、児童・生徒の自己肯定感の向上が見られた。また、社会貢献活動は特別なものではなく、日常的に行うものであるという認識の変容が児童・生徒に見られるようになった学校もあった。

地域の学校等との交流の事例

	平成30年度	令和元年度
小学校・中学校	40	60
特別支援学校	16	23
地 域	11	20
高等学校	16	16
大学	1	5
その他	1	1
合計(延べ)	85	125

<課題>

年間の活動の中で特別な時間と位置付けて社会貢献活動を設定すると、計画から実施に当たって児童・生徒の負担が増えたり、社会貢献活動自体が何か特別なものとして認識されてしまったりする。本来の社会貢献の趣旨から、できるだけ普通の学習の成果が生かされるような内容を検討し、より身近なものとして実践できるような活動にしていくことが必要である。

<今後の取組の方向性>

これまでの成果を生かし、引き続き、各校で社会貢献活動に取り組んでいく。

4 環境保全に向けた取組の推進（指導部）

(1) スクールアクション「もったいない」大作戦

(2) オリンピック・パラリンピック教育アワード校（環境部門）の顕彰

<取組状況>

各学校がこれまで実践してきた環境保全に係る取組を基に、3R（リデュース、リユース、リサイクル）について幼児・児童・生徒が具体的な行動目標を設定し、目標に基づく自主的な活動を家庭、地域と連携して推進する「スクールアクション『もったいない』大作戦」を実施した。

平成30年度に東京都オリンピック・パラリンピック教育のテーマ「環境」に関する優れた取組を行った学校等の取組を顕彰した。

<成果>

都教育委員会が配布した具体的な行動目標を記入するポスターを活用するなどして、全公立学校が「スクールアクション『もったいない』大作戦」に取り組み、環境保全に係る活動をより一層推進した。

公立学校32校をオリンピック・パラリンピック教育アワード校（環境部門）として顕彰した。

<課題>

各学校が取り組んできた環境保全に関する取組を、大会後も長く続く教育活動として発展させる必要がある。

<今後の取組の方向性>

引き続き各学校における環境保全に係る活動を充実させるとともに、オリンピック・パラリンピック教

基本的な方針5 豊かな心を育て、生命や人権を尊重する態度を育む教育

育アワード校（環境部門）の顕彰や優れた取組の紹介により、東京2020大会終了後のレガシーを見据えた取組を推進する。

(3) 環境教育の推進（再掲）

<取組状況>

児童・生徒が、地域や地球規模の環境問題について、自ら課題として考え解決していくための資質・能力を育成するための環境教育指導資料を作成した。また、都や国における環境教育の課題や先進事例を共有し、指導の改善・充実を図ることを目的とした環境教育フォーラムを開催した。

<成果>

ア 環境教育指導資料の作成・配布

【部数】2,250部 【対象】都内全公立小・中学校等

【資料の特色】

- ・環境教育とESDやSDGsとの関連を明確化
- ・カリキュラム・マネジメントの視点から取り組む環境教育の例示
- ・環境教育で育成する資質・能力、対象とする内容の明確化
- ・新学習指導要領への対応

イ 環境教育フォーラム

【参加人数】113名

参加者を対象としたアンケートでは、「東京都教育委員会からの説明及び実践発表は、所属校における環境教育に生かせる内容であった。」と回答した割合が92.7%だった。

<課題>

- ・環境教育指導資料の趣旨の理解・啓発等による児童・生徒への持続可能な社会を構築していくための資質・能力の育成

<今後の取組の方向性>

- ・環境教育指導資料の趣旨を踏まえた環境教育掲示用教材を作成し、都内全ての公立小・中学校等に配布

<東京都教育ビジョン（第4次）>

基本的な方針	5	豊かな心を育て、生命や人権を尊重する態度を育む教育
施策展開の方向性	14	いじめ防止等の対策や自殺対策に資する教育を推進します。
予算額：4,886,011千円 決算額：4,642,097千円		従事職員数8人（指導主事8人）

1 「東京都教育委員会いじめ総合対策【第2次】」の着実な推進（指導部）

- (1) 「いじめ」の定義の正しい理解に基づく確実な認知の徹底
- (2) 「学校いじめ対策委員会」の機能強化
- (3) 情報サイト及びアプリケーション「考えよう！いじめ・SNS@Tokyo」の活用の促進
- (4) 子供たちの主体的な行動を促す指導の充実
- (5) 「学校いじめ防止基本方針」の改訂及び周知・啓発

<取組状況>

ア 「ふれあい（いじめ防止強化）月間」におけるいじめに関する調査の活用

令和元年6月と11月に、「ふれあい（いじめ防止強化）月間」を実施し、学校や区市町村教育委員会において、いじめ防止等の健全育成に向けた取組が一層推進されるよう、通知や生活指導担当主事連絡会等で周知徹底を図った。特に、学校が自校のいじめ防止対策における課題を明らかにした上で、PDCAサイクルの中で改善を図ることができるよう、「いじめ防止に向けた取組の進捗状況が見える化するシート」の活用方法等について、各種連絡会等で具体的に指導・助言を行った。

イ 生活指導担当者連絡会の実施

令和元年8月に、全公立学校の生活指導主任を対象とした「生活指導担当者連絡会」を実施し、「SOSの出し方に関する教育－教師の受け止める力の向上」について理解を深める機会を設定した。

ウ 区市町村教育委員会への指導・助言

都内全ての区市町村教育委員会生活指導担当指導主事を対象とした連絡会や、区市町村教育委員会が開催する研修会への指導主事派遣を通して、いじめの定義に基づく正しい認知や「学校いじめ対策委員会」を核とした組織的対応の徹底等、いじめ防止対策の実効性を高めるための具体的な取組について周知を図った。

エ 「東京都教育委員会いじめ問題対策委員会」における審議

平成30年7月、第2期東京都教育委員会いじめ問題対策委員会から、各学校におけるいじめ防止対策を一層推進するための方策として、「子供自身がいじめについて主体的に考え、行動できるようにするための取組の推進」や「子供のSOSを受け止めるための教職員の対応力の向上」等を柱とする答申を受けた。令和元年度においては、次のとおり審議を行い、「いじめ総合対策【第2次】」の評価・検証を行った。

日時	審議の概要
令和元年7月19日（金）	・関係機関との効果的な連携の在り方について
令和元年11月22日（金）	・ふれあい月間におけるいじめに関する調査結果の活用について ・第2期答申「改善の方向性」に係る取組の検証・評価
令和2年2月17日（月）	・いじめ総合対策【第2次】下巻[実践プログラム編]の改訂に向けて ・第2期答申「改善の方向性」に係る取組の検証・評価

基本的な方針5 豊かな心を育て、生命や人権を尊重する態度を育む教育

オ 「東京都いじめ問題対策連絡協議会」における協議

令和元年 11 月に、東京都いじめ防止対策推進条例に基づく「東京都いじめ問題対策連絡協議会」を開催し、都、区市町村又は学校におけるいじめ防止等の取組の現状と課題、関係機関及び団体の連携の状況、課題及び改善の方策について協議を行った。

カ 「考えよう！いじめ・SNS@Tokyo」ホームページ・アプリケーションの活用

生活指導担当指導主事連絡会や長期休業日前の指導通知等の機会を捉えて、本アプリケーションの活用について都内全公立学校に周知した。

<成果>

都教育委員会が毎年実施しているいじめに関する調査から、次の成果が見られた。

ア いじめを確実に認知しようとする意識の高まり

いじめの認知件数は、小・中学校において平成 29 年度から増加している。認知件数が増加している理由としては、「いじめ総合対策【第 2 次】」を通じて、見逃しがちな軽微ないじめの具体例を示したこと、いじめの件数が多いことをもって、その学校や学級に課題があるという捉え方をしないことなどを、周知・徹底する取組を強化したことにより、学校が、いじめと疑われるものを積極的に認知したからであると考えられる。

【いじめの認知件数と解消した件数及び解消率】

	平成 29 年度		平成 30 年度		令和元年度	
	認知件数	解消件数 (率)	認知件数	解消件数 (率)	認知件数	解消件数 (率)
小学校	20,983 件	17,003 件 (81.0%)	39,479 件	28,084 件 (71.1%)	51,123 件	37,390 件 (66.0%)
中学校	4,057 件	3,163 件 (78.0%)	5,607 件	4,058 件 (72.4%)	5,900 件	4,126 件 (70.0%)
高等学校	124 件	74 件 (59.7%)	179 件	121 件 (67.6%)	122 件	98 件 (80.3%)
特別支援学校	26 件	8 件 (30.8%)	42 件	26 件 (61.9%)	39 件	32 件 (82.1%)
合計	25,190 件	20,248 件 (80.4%)	45,307 件	32,289 件 (71.3%)	57,184 件	41,736 件 (73.0%)

(「ふれあい月間」におけるいじめに関する調査 調査期間：毎年 4 月 1 日から 11 月 30 日)

解消率は平成 30 年度から横ばいであるが、これは、平成 29 年 3 月に文部科学省が「いじめ防止等のための基本的な方針」を改定し、いじめの「解消」については、「いじめに係る行為が止んでいる状態が相当の期間継続していること」とし、「相当の期間とは、少なくとも 3 か月を目安とする」ことが示されたことによる影響があると考えられる。

イ 学校におけるいじめ防止対策の充実

全ての校種において、以下の 3 点の項目の実施校率が 97% を超えており、組織的対応の強化がうかがえる。

【いじめ防止対策の実施校率】

	小学校	中学校	高等学校	特別支援学校
いじめ防止対策推進法第2条に規定されている「いじめ」の定義について、全教職員の共通理解を図り、いじめの認知が確実に行われるよう意識啓発を行った。	100%	99%	98%	97%
いじめの問題を一人で抱え込むことがないようにするために、教職員が児童・生徒の気になる様子を把握した場合に、「学校いじめ対策委員会」へ報告することを徹底した。	100%	100%	98%	98%
「学校いじめ対策委員会」の構成員の一人として、スクールカウンセラーの役割を明確にしていると同時に、全員面接を含め、スクールカウンセラーが得た情報を教職員間で共有できるようにした。(特別支援学校は回答対象外)	99%	100%	97%	

(「ふれあい月間」におけるいじめに関する調査 調査期間：令和元年4月1日から11月30日)

<課題>

全ての校種において、以下の4点の項目の実施校率が他項目より低い傾向にあり、取組の徹底を図る必要がある。

【いじめ防止対策の実施校率】

	小学校	中学校	高等学校	特別支援学校
「いじめ総合対策【第2次】」に基づき、年に3回以上のいじめに関する研修を計画し、取り組んでいる。	94%	90%	73%	75%
「いじめ総合対策【第2次】」(学習プログラム)に基づき、いじめに関する授業を年3回以上計画し、取り組んでいる。	94%	90%	54%	72%
いじめの未然防止や早期発見のための取組について、「学校いじめ対策委員会」が年間計画を策定して全教職員に周知した。	96%	94%	76%	89%
いじめの事案について、児童・生徒の実態や指導の経過等の情報が、定められた様式の記録ファイルにより、パソコンの共有フォルダに保存されるなど、全教職員で共有できるようになっている。	92%	97%	76%	88%

(「ふれあい月間」におけるいじめに関する調査 調査期間：令和元年4月1日から11月30日)

<今後の取組の方向性>

- ア 学校いじめ対策委員会における多角的な検証によるいじめの認知の徹底
- イ いじめ防止等の取組の強化月間である「ふれあい月間」において、都独自の調査を通じて、自校の取組状況の見える化とPDCAサイクルによる改善への仕組みづくり

基本的な方針5 豊かな心を育て、生命や人権を尊重する態度を育む教育

- ウ SNSを活用した教育相談の施行実施を検証し、より実効性のある教育相談体制を構築
- エ 様々な困難・ストレスへの対処方法を身に付けるための教育（SOSの出し方に関する教育）の推進及び教職員等の「SOSの受け止め方」に関する対応力の向上
- オ 日常の授業から、子供たちが話し合い等を通して多様性や互いの良さを認め合う態度を育成
- カ 保護者や関係機関等との信頼関係に基づく効果的な連携の在り方等について、生徒指導の専門家による連絡会等を開催
- キ 学校サポートチームにおける適切な役割分担による子供への支援や指導

2 SOSの出し方に関する教育の推進（指導部）

- (1) 自殺予防のための学校の組織的対応の徹底
- (2) 全公立学校の校長を対象とした自殺予防教育連絡会の開催
- (3) 都教育委員会作成のDVD教材を活用又は参考にしたSOSの出し方に関する教育に係る授業の実施

<取組状況>

ア 全公立学校の校長を対象にした自殺予防教育連絡会の開催

(ア) 内容

- ① 講演「なぜ、SOSの出し方に関する教育が必要なのかーSOSを出す力、受け止める力を育むために」

講師 東京聖栄大学教授 有村 久春

- ② 事例発表「SOSの出し方に関する教育 推進の工夫」

新宿区立東戸山小学校長 江原 敦史

葛飾区立金町中学校長 伊藤 康嗣

東京都立青梅総合高等学校 校長 鈴木 信也、主幹教諭（定時制課程）内村 直人

東京都立墨東特別支援学校長 堀江 浩子

(イ) 開催日

令和元年5月24日（金）、29日（水）

(ウ) 対象

都内全ての公立学校長

イ 各連絡会における「SOSの出し方に関する教育」の周知

開催日及び対象		
生活指導担当指導主事連絡会	平成31年4月22日（月）	区市町村教育委員会生活指導担当指導主事
	令和元年6月5日（水）	
	11月15日（金）	
	令和2年2月6日（木）	
生活指導担当者連絡会	令和元年8月20日（火）	全公立学校の生活指導主任
	8月21日（水）	
スクールカウンセラー連絡会	令和元年5月10日（金）	都立学校配置スクールカウンセラー
	8月27日（火）	全スクールカウンセラー
	※令和2年3月4日（水）	区市町村教育委員会スクールカウンセ

基本的な方針5 豊かな心を育て、生命や人権を尊重する態度を育む教育

	※令和2年3月25日（水）	ラー事業担当者 新規配置スクールカウンセラー
スクールソーシャルワーカー連絡会	令和元年7月23日（火）	全スクールソーシャルワーカー

※ 新型コロナウイルス感染症防止対策のため中止

ウ 東京都教職員研修センターが実施する職層別研修等

- (ア) 若手教員育成研修1年次(初任者)研修、期限付任用教員任用時研修「学校における不登校・中途退学防止対策、自殺対策について」平成31年4月2日（火）
- (イ) 中堅教諭等資質向上研修Ⅰ 人権教育等「学校における児童・生徒の不登校・中退、自殺防止の取組について」令和元年7月1日（月）、7月8日（月）
- (ウ) 専門性向上研修「生活指導に求められる学校の組織的対応」令和元年8月8日（木）

<成果>

- ア 昨年度に引き続き、都内全公立学校長を対象とした自殺予防教育連絡会を開催し、自殺予防対策及び「SOSの出し方に関する教育」の推進について、校長のリーダーシップによる組織的な対応の強化を図った。
- イ 高等学校教育指導課及び特別支援教育指導課と連携し、校長連絡会等において、「自殺対策に資する教育」の中でも、特に、「SOSの出し方に関する教育」の推進に向けた取組等を明確にして、令和2年度の教育課程に位置付けるよう周知を図った。

<課題>

いじめられた児童・生徒の相談状況として、90%を超える児童・生徒が学級担任等に相談をしている一方、3%程度の児童・生徒が「誰にも相談していない」と回答している現状がある。「より実効性のある教育相談体制の構築」に加え、「SOSを出す、受け止める力の育成」を図っていくことが必要である。

【いじめられた児童・生徒の相談状況（割合）】

	平成29年度	平成30年度
学級担任に相談	86.7%	88.2%
学級担任以外の教職員に相談（養護教諭等を除く）	6.3%	6.0%
誰にも相談していない	3.1%	3.6%

（平成29・30年度における児童・生徒の問題行動・不登校等の実態について）
複数回答可。他項目あり。「割合」は全認知件数に対する該当項目の割合

<今後の取組の方向性>

- ア 都内全公立学校における「SOSの出し方に関する教育」の推進
- イ 教職員等の「SOSの受け止め方」に関する対応力の向上

3 教育相談の一層の充実（指導部）

(1) 東京都教育相談センターにおける相談事業の推進（SNS相談含む。）

<取組状況と成果>

東京都教育相談センターでは、幼児から高校生相当年齢までの子供を対象に、子供、保護者及び学校関係者等から寄せられる教育に関する相談を電話（24時間受付の教育相談一般・東京都いじめ相談ホットライン）・来所・メールで対応している。必要に応じて、関係機関や当センターの来所相談を案内している。令和元年度の相談総数は22432回であった。

<課題>

いじめ被害や自殺願望に関する相談内容が初期段階からより把握できるようになることから、当センターが有する知見を生かし、総合的に対応していく。

<今後の取組の方向性>

当センターの電話、来所、メール及びSNS教育相談の担当が、日頃から相談内容に応じた適切な助言が可能となるよう協議を行い、教育相談の一層の充実を図っていく。

(2) スクールカウンセラーを活用した教育相談体制の充実

(3) モデル事業「シニア・スクールカウンセラー（SSC）」の配置

<取組状況>

児童・生徒の臨床心理に関して高度に専門的な知識・経験を有する臨床心理士を学校に配置し、学校におけるカウンセリング等の機能の充実を図り、いじめや不登校等の児童・生徒の問題行動等の未然防止や解消に資するため、全公立小・中・高等学校にスクールカウンセラーを配置した。

ア 資格

- (7) 臨床心理士（資格取得1年以上）
- (イ) 精神科医
- (ウ) 大学・大学院における心理学系の教授等

イ 職務

- (7) 児童・生徒へのカウンセリング
- (イ) 子育てや生活指導に関する保護者へのカウンセリング
- (ウ) カウンセリングについて教員や保護者への指導・助言
- (エ) 児童・生徒のカウンセリング等に関する情報収集・提供
- (オ) 児童・生徒のカウンセリング等に関する教員対象の研修や事例研究等における指導・助言

ウ 配置校数

年度	小学校	中学校	高等学校	合計	備考
平成24年度	327校	631校	100校	1,058校	
平成25年度	1,298校	630校	188校	2,116校	※全校配置
平成26年度	1,295校	629校	186校	2,110校	（全日制課程・定時制課程）

基本的な方針5 豊かな心を育て、生命や人権を尊重する態度を育む教育

平成27年度	1,292校	627校	186校	2,105校	を併置する高等学校については、両課程で1人を配置)
平成28年度	1,286校	626校	248校	2,160校	
平成29年度	1,282校	625校	248校	2,155校	
平成30年度	1,280校	624校	248校	2,152校	
令和元年度	1,278校	623校	248校	2,149校	

エ 配置人数

1,469人（平成31年4月1日現在）

うち、4校勤務1人、3校勤務182人、2校勤務313人、1校勤務973人

オ 配置時間・日数

1日7時間45分×38回／年

カ スクールカウンセラー連絡会の実施

(ア) スクールカウンセラー連絡会

①内容

講演 「学校が求めるスクールカウンセラーの在るべき姿」

講師 日野市立日野第一中学校 統括校長 高橋 清吾

②開催日

令和元年8月27日（火）

③対象

全ての東京都公立学校スクールカウンセラー

(イ) その他の連絡会

開催日	対 象
令和元年5月10日（金）	都立学校配置スクールカウンセラー
令和元年5月24日（金） 5月29日（水）	スクールカウンセラー配置校長
※令和2年3月4日（水）	区市町村教育委員会スクールカウンセラー事業担当者
※令和2年3月25日（水）	新規配置スクールカウンセラー

※新型コロナウイルス感染症防止対策のため中止

(ウ) モデル事業「シニア・スクールカウンセラーの配置」の実施

都立学校におけるスクールカウンセラーを活用した学校教育相談体制を一層充実させるため、豊富な経験と高い能力を併せもつ人材をシニア・スクールカウンセラーとして指名し、東部、中部、西部地区にそれぞれ1名ずつ配置するモデル事業を実施し、検証を行った。

①モデル事業の実施期間

平成31年4月1日から令和3年3月31日まで

②配置

シニア・スクールカウンセラーは、東部、中部及び西部の各学校経営支援センターに1名ずつ配置する。

③シニア・スクールカウンセラーの職務

- ・スクールカウンセラーが行う日常のカウンセリング業務等に関する指導・助言
- ・重篤な事案の対応等で困難を来しているスクールカウンセラーへの支援

基本的な方針5 豊かな心を育て、生命や人権を尊重する態度を育む教育

- ・新規に配置されたスクールカウンセラーへの支援
- ・学校における教育相談体制の課題把握と改善策の提示
- ・スクールカウンセラー連絡会等における指導・助言

④シニア・スクールカウンセラー連絡会の開催

毎月1回程度、シニア・スクールカウンセラー連絡会を開催し、活用状況報告及び情報共有を行った。

回数	開催日時	場所
第1回	平成31年4月1日(月) 午後2時から4時まで	東京都庁第一本庁舎 38階会議室
第2回	平成31年4月15日(月) 午後3時から5時まで	
第3回	令和元年5月15日(水) 午後3時から5時まで	
第4回	令和元年6月21日(金) 午後3時から5時まで	
第5回	令和元年7月22日(月) 午後3時から5時まで	
第6回	令和元年9月5日(木) 午後3時から5時まで	東京都庁第二本庁舎 15階会議室
第7回	令和元年10月16日(水) 午後3時から5時まで	
第8回	令和元年11月19日(火) 午後3時から5時まで	
第9回	令和元年12月16日(月) 午後3時から5時まで	
第10回	令和2年1月23日(木) 午後3時から5時まで	
第11回	令和2年3月6日(金) 午後3時から5時まで	

⑤シニア・スクールカウンセラーによる連絡会等における指導・助言

開催日	対象
令和元年5月10日(金)	都立学校配置スクールカウンセラー
令和元年5月24日(金) 5月29日(水)	スクールカウンセラー配置校長
令和2年2月4日(火)	西部所管内スクールカウンセラー
令和2年2月7日(金)	東部所管内スクールカウンセラー
令和2年2月12日(水)	東部所管内スクールカウンセラー
令和2年2月14日(金)	中部所管内スクールカウンセラー
令和2年2月17日(月)	西部所管内スクールカウンセラー
※令和2年2月26日(水)	中部所管内スクールカウンセラー
※令和2年3月4日(水)	区市町村教育委員会スクールカウンセラー事業担当者
※令和2年3月25日(水)	新規配置スクールカウンセラー

※新型コロナウイルス感染症防止対策のため中止

<成果>

ア 都内全小・中・高等学校がスクールカウンセラーを積極的に活用し、学校教育相談体制の充実に向け取り組んだ。

【スクールカウンセラーを活用した学校教育相談体制の構築】

基本的な方針5 豊かな心を育て、生命や人権を尊重する態度を育む教育

	小学校	中学校	高等学校
スクールカウンセラー等を活用して教育相談体制の充実を図った学校の割合	100%	100%	100%

(平成30年度における児童・生徒の問題行動・不登校等の実態について)

イ いじめられた児童・生徒がスクールカウンセラー等に相談する件数が増加した。

【いじめられた児童・生徒の相談状況】

	平成28年度	平成29年度	平成30年度
スクールカウンセラー等の相談員に相談した件数	1,369件	1,450件	2,207件

(平成28・29・30年度における児童・生徒の問題行動・不登校等の実態について)

ウ 令和元年度におけるシニア・スクールカウンセラーの対応件数は、730件であり、対応した学校(課程)数の合計(延べ数)は、571課程であった。

	令和元年度
本モデル事業対象校(課程)数	104校(143課程)
本モデル事業対象スクールカウンセラー数(延べ数)	143人
対応件数	730件
対応した学校(課程)数の合計(延べ数)	571校(課程)

<課題>

ア 1校当たり1日の相談件数が横ばいの傾向にある。さらに、いじめられた児童・生徒の相談状況として、90%を超える児童・生徒が学級担任等に相談をしている一方、3%程度の児童・生徒が「誰にも相談していない」と回答している現状がある。スクールカウンセラーの配置拡充のみならず、都内各校におけるスクールカウンセラーを活用した教育相談体制の質的向上が必要である。

【配置校数及び相談件数】

	平成28年度	平成29年度	平成30年度
スクールカウンセラー配置校数	2,160校	2,155校	2,152校
年間相談件数総計	777,805件	735,341件	740,925件
1校当たり1日の相談件数	9.5件	8.9件	9.1件

(平成28・29・30年度スクールカウンセラー活動実績)

【いじめられた児童・生徒の相談状況】

	平成29年度	平成30年度
学級担任に相談	86.7%	88.2%
学級担任以外の教職員に相談(養護教諭等を除く。)	6.3%	6.0%
誰にも相談していない	3.1%	3.6%

基本的な方針5 豊かな心を育て、生命や人権を尊重する態度を育む教育

(平成 29・30 年度における児童・生徒の問題行動・不登校等の実態について)

複数回答可。他項目あり。「割合」は全認知件数に対する該当項目の割合

イ モデル事業「シニア・スクールカウンセラーの配置」では、東部、中部及び西部の各学校経営支援センター管内の学校に勤務するスクールカウンセラーを対象としているが、学校経営支援センター支所管内の学校等からも支援の要望があり、対象を全都立学校に拡大することについて検討する必要がある。

<今後の取組の方向性>

ア 引き続き、都内公立小学校・中学校及び高等学校全課程へのスクールカウンセラーの配置

イ 都立学校における教育相談体制の充実に向けた、モデル事業「シニア・スクールカウンセラーの配置」の実施、検証

(4) SNSを活用した教育相談体制の確立

<取組状況>

平成 30 年度の施行を基に、平成 31 年 4 月 1 日から都内中高生対象に、午後 5 時から午後 10 時まで(受付は午後 9 時 30 分まで)、通年で実施した。

ア アカウント登録数及び相談件数等

3 局合同で運用しているアカウントの登録数は 16,243 人、1 年間の相談件数は 2,775 件、1 件当たりの平均相談時間は 42 分であった。相談時間帯としては午後 5 時台が 766 件と最も多く、次いで午後 6 時台が 564 件、午後 7 時台と 8 時台がそれぞれ 559 件であった。

イ 相談者の状況

相談者の校種は、中学生が 53.5%、高校生が 30.3%であった。性別比は女子が 71.6%、男子が 14.8%であった。また、中学生、高校生とも 1 年生からの相談が多かった。1 人当たりの相談回数は、1 回が 69.7%、4 回以上が 17.6%、2 回が 16.6%、3 回が 6.0%であった。

ウ 主訴の概要

友人関係(いじめを除く。)が 668 件、心身の健康等が 176 件、家族関係が 174 件、学業不振が 168 件、男女関係が 119 件、教員等との関係が 118 件、いじめが 109 件、進路が 92 件、性格の問題が 58 件、性に関する問題が 43 件であった。

<成果>

ア 平成 31 年度より相談対象生徒を拡大したことにより、中学生から多くの相談を受けることができた。

イ 通年で実施したことにより、時期を問わず多くの相談を受けることができた。

<課題>

SNS 相談の中での丁寧なやり取りを通して、身近な大人や他の相談窓口に直接相談するよう促すなど、具体的支援につなげることが必要である。

＜今後の取組の方向性＞

- ア 相談の質の向上を図るため、アンケート機能を実装する。
- イ 利便性の向上を図るため、受付時間外の夜間に寄せられた相談に対し、折り返し発信を行う。

4 児童・生徒の問題行動等の解決に向けた学校と地域、関係機関等との連携の強化（指導部）

- (1) 「学校サポートチーム」の機能強化
- (2) スクールソーシャルワーカー活用事業の推進
- (3) 警察や児童相談所等の関係機関との連携の促進

＜取組状況＞

区市町村におけるスクールソーシャルワーカー活用事業

いじめ、不登校、暴力行為、児童虐待など、生活指導上の課題に対応するため、教育分野に関する知識に加えて、社会福祉等の専門的な知識や技術を用いて、児童・生徒が置かれた様々な環境へ働き掛けたり、関係機関等とのネットワークを活用したりして、問題を抱える児童・生徒に支援を行うため、スクールソーシャルワーカーを配置する区市町村教育委員会に対して支援を行った。

ア 事業概要

- (ア) 都は区市町村の事業費の2分の1を補助（国は都の負担額の3分の1を補助）

※平成27年度には、都の負担に係る予算額を前年度比の約2.6倍に拡充した。それ以降も予算額を増額したことで、スクールソーシャルワーカーの配置を希望する全ての区市町村に対して、申請額の全額を補助することができるようになった。

- (イ) 都教育委員会は、スクールソーシャルワーカーに対し適切な指導・援助ができるスーパーバイザーを、全額都費負担で、区市町村教育委員会に配置

イ 資格

社会福祉士や精神保健福祉士の資格を有する者のほか、教育と福祉の両面に関して、専門的な知識・技能を有するとともに、過去に教育や福祉の分野において活動経験の実績がある者等

ウ 職務

- (ア) 問題を抱える児童・生徒が置かれた環境への働き掛け
- (イ) 関係機関等とのネットワークの構築、連携・調整
- (ウ) 学校内におけるチーム体制の構築、支援
- (エ) 保護者、教職員等に対する支援・相談・情報提供

エ 配置自治体数

年度	区	市	町	村	合計
平成24年度	12区	17市	2町	0村	31自治体
平成25年度	14区	20市	3町	0村	37自治体
平成26年度	17区	22市	3町	0村	42自治体
平成27年度	20区	23市	3町	0村	46自治体
平成28年度	22区	25市	3町	0村	50自治体
平成29年度	22区	25市	3町	0村	50自治体

基本的な方針5 豊かな心を育て、生命や人権を尊重する態度を育む教育

平成30年度	22 区	25 市	3 町	0 村	50 自治体
令和元年度	22 区	25 市	2 町	0 村	49 自治体

オ 配置人数
(265) 人

<成果>

スクールソーシャルワーカーが対応した件数と支援状況

	支 援 状 況					
	件数		問題が解決した割合		問題が好転した割合	
	H30 年度	R1 年度	H30 年度	R1 年度	H30 年度	R1 年度
スクールソーシャルワーカーが対応した件数の合計	8,757 件	12,535 件	10.1%	23.1%	19.1%	18.6%

<課題>

スクールソーシャルワーカーの配置を拡充しているにもかかわらず、支援対象児童・生徒数が年々増加している傾向にあるため、児童・生徒一人一人に対して十分な支援を実現させるためには、更なる配置拡充が必要である。

<今後の取組の方向性>

学校において、多様な外部人材同士が連携し、児童・生徒に対して、一層効果的な支援を行うことができるようにする体制を構築することが必要である。そこで、スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカー、「家庭と子供の支援員」等の外部人材同士が連携して児童・生徒等に支援を行って成果を上げた事例を収集し、各学校に周知するとともに、生活指導担当指導主事連絡会において、学校が多様な外部人材をコーディネートする機能をもつことができるようにするための方策を提言していく。

さらに、令和2年度以降も、引き続き、全区市町村への配置と、区市町村の配置計画に対応できる予算を確保していく。

5 情報モラル教育の着実な推進（指導部）

<取組状況>

(1) SNS 等の適正な使い方の啓発強化

- 平成27年11月に策定した「SNS 東京ルール」について、利用時間等の自律的な管理、情報を発信するアプリの適切な使用及び自撮り画像等による被害の防止など新たな課題に対応するため、平成31年4月25日に「SNS 東京ルール」を改訂した。
- 「SNS 東京ルール」の改訂を受け、都内公立学校に対し、年度内に「SNS 学校ルール」の見直し及び「SNS 家庭ルール」見直しの啓発を行うよう通知した。
- 改訂後のルールに基づき「令和2年度版 SNS 東京ノート」を改訂し、令和2年3月中に都内公立学校全校に配布した。
- 小学校対象に「親子情報モラル教室」を140校において開催した。

基本的な方針5 豊かな心を育て、生命や人権を尊重する態度を育む教育

- ・情報教育研修を平成31年4月26日と令和2年2月14日の2回実施し、教師の指導力の向上を図った。
参加人数 平成31年4月26日 314名、令和2年2月14日 244名
- ・都内公立学校8校を情報モラル推進校（以下「推進校」という。）として指定し、先進的な指導法を開発し、情報教育研修において5校が事例を発表した。また、推進校が開発した指導事例等を取りまとめた指導資料「情報教育の推進に向けて」を作成し、令和2年3月に都内全公立学校に配布した。
掲載した指導事例 2例、掲載したカリキュラム例 4例

(2) インターネット等の適正な利用に関する子供を取り巻く実態の把握

- ・学校非公式サイト等の監視及び学校に対する不適切な書き込みについて情報提供を行った。
- ・「児童・生徒のインターネット利用状況調査」（抽出調査）を、都内公立学校児童・生徒総数の2%程度を対象に実施し、調査結果を令和2年3月に取りまとめ、東京都教育庁ホームページで公開した。
 - ア 対象学校数 182校（小学校87校、区市町村立中学校53校、都立一貫校3校、都立高等学校31校、都立特別支援学校8校）
 - イ 回答児童・生徒数 22,646人
 - ウ 回答保護者数 19,630人
- ・LINE株式会社との共同研究プロジェクトに基づいた計画的な取組
 - ア LINE株式会社との共同研究を通して、児童・生徒のインターネットの適正な利用に向けた効果的な指導方法や教材を開発するとともに、その成果を普及することにより、都内公立学校における情報リテラシーや情報モラルに関する教育の充実を図った。
 - イ 平成31年4月1日に、LINE株式会社と『SNS東京ルール』共同研究プロジェクトに関する協定を締結した。有効期間は、平成31年4月1日から令和4年3月31日までの3年間である。
 - ウ 令和元年8月にLINE株式会社が報告した「第3回『SNS東京ノート』効果測定およびネット利用実態把握調査」について、共同研究プロジェクトの協定に基づき、調査結果の分析を行った。
 - エ 令和元年12月にLINE株式会社が実施した「第4回『SNS東京ノート』効果測定およびネット利用実態把握調査」について、共同研究プロジェクトの協定に基づき、設問内容の検討を行った。

(3) 情報サイト及びアプリケーションの活用促進

- ・情報サイト「いじめ・SNS@Tokyo」について、以下の教材及び指導資料において周知し、活用を促進した。
 - ア 「SNS東京ノート」（平成31年3月）
 - イ 「人権教育プログラム（学校教育編）」（平成31年3月）
 - ウ 「いじめ総合対策第2次」（平成29年3月（平成31年3月増刷））
 - エ 「安全教育プログラム 第11集」（平成31年3月） いずれも指導部指導企画課発行

<成果>

(1) SNS等の適正な使い方

基本的な方針5 豊かな心を育て、生命や人権を尊重する態度を育む教育

「令和元年度 児童・生徒のインターネット利用状況調査」調査結果によれば、インターネット利用時間が長時間化傾向を示しているにも関わらず、インターネット利用時に、トラブルや嫌な思いをしたかという設問に対し、「ある」という回答が前年度並みに留まっており、「SNS 東京ルール」の取組が浸透していると捉えることができる。

一日何時間くらい、インターネットを利用しますか。【単一回答】

年度	回答数	1時間程度	2時間程度	3時間程度	4時間程度	5時間程度	6時間程度	6時間を超える	ほとんど使わない
平成27年度	18,488人	30.4%	19.9%	13.0%	6.3%	3.5%	2.1%	5.3%	18.4%
平成28年度	18,855人	29.6%	21.0%	13.0%	6.6%	3.6%	2.4%	5.1%	17.4%
平成29年度	19,817人	28.1%	20.9%	13.2%	7.0%	4.0%	2.6%	5.8%	16.4%
平成30年度	20,229人	27.2%	21.7%	14.5%	7.8%	4.2%	2.8%	6.1%	14.3%
令和元年度	20,301人	24.6%	21.4%	15.6%	8.9%	5.2%	3.3%	8.0%	11.1%

平成28年4月から今までの間で、インターネットを利用するときにトラブルや嫌な思いをしたことがありますか。【単一回答】

年度	回答数	ある	ない	無回答
平成27年度	18,488人	7.1%	89.3%	3.5%
平成28年度	18,855人	6.5%	91.4%	2.1%
平成29年度	19,817人	7.5%	88.2%	4.3%
平成30年度	20,229人	6.9%	88.7%	4.4%
令和元年度	20,301人	6.9%	89.5%	3.6%

※「令和元年度 児童・生徒のインターネット利用状況調査」（東京都教育庁・令和2年3月）より

<課題>

- ・推進校の実践を他の学校に一層周知すること。
- ・小・中・高等学校を見通した情報モラル教育のカリキュラムを開発すること。
- ・児童・生徒に情報活用能力を育成する上で、情報通信端末を適切に活用できるよう、学校における指導の充実を図ること。

<今後の取組の方向性>

- ・推進校の実践事例や、令和2年度に指定する情報教育研究校における研究成果を、令和2年度中に開設するホームページ「情報教育ポータル」において、周知を図っていく。
- ・令和2年度に実施する「親子スマホ教室」において、スマートフォンやSNS等の適切な活用を啓発していく。